

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

決算特別委員会会議録
(民生費・衛生費)

令和 7 年 10 月 7 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|--|---|
| 1 開会年月日 | 令和7年10月7日（火） | |
| 2 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 出席者
（17人） | 委員長 中 澤 史 夫
委 員 大 浦 美 鈴
委 員 弓 矢 潤
委 員 吉 岡 誠 司
委 員 岡 田 勇一郎
委 員 本 目 さ よ
委 員 風 澤 純 子
委 員 小 坂 義 久
議 長 石 川 義 弘 | 副委員長 高 森 喜美子
委 員 拝 野 健
委 員 中 村 謙治郎
委 員 鈴 木 昇
委 員 田 中 宏 篤
委 員 木 村 佐知子
委 員 伊 藤 延 子
委 員 青 柳 雅 之 |
| 4 欠 席 者
（0人） | | |
| 5 委員外議員
（0人） | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副 区 長
副 区 長
教 育 長
企画財政部長
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
総務部長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
梶 靖 彦
佐 藤 徳 久
関 井 隆 人
川 田 崇 彰
三 谷 洋 介
（経営改革担当課長 兼務）
高 橋 由 佳
小野田 登
廣 瀬 幸 裕
越 智 浩 史
坂 本 一 成
伊 藤 慶
小 川 信 彦 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区長室長	浦 里 健太郎
総務課長	福 田 健 一
人事課長	飯 田 辰 徳
人材育成担当課長	(人事課長 兼務)
広報課長	吉 田 美弥子
経理課長	田 渕 俊 樹
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	落 合 亨
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
都市交流課長	木 村 裕
区民部長	前 田 幹 生
子育て・若者支援課長	河 野 友 和
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子ども家庭支援センター長	田 畑 俊 典
区民部副参事(児童相談所準備担当)	(子ども家庭支援センター長 兼務)
区民部副参事	(保健サービス課長 兼務)
文化産業観光部長	上 野 守 代
文化振興課長	川 口 卓 志
大河ドラマ活用推進担当課長	(文化振興課長 兼務)
観光課長	横 倉 亨
産業振興担当部長	(文化産業観光部長 兼務)
福祉部長	三 瓶 共 洋
福祉課長	古 屋 和 世
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
介護保険課長	浦 田 賢
障害福祉課長	井 上 健
松が谷福祉会館長	江 口 尚 宏
保護課長	久木田 太 郎
自立支援担当課長	(保護課長 兼務)
健康部長	水 田 渉 子
台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康部参事	尾 本 由美子

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	福 田 兼 一
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚 田 正 和
環境清掃部長	遠 藤 成 之
環境課長	勝 海 朋 子
清掃リサイクル課長	曲 山 裕 通
台東清掃事務所長	渋谷 謙 三
都市計画課長	反 町 英 典
建築課長	松 崎 晴 生
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
交通対策課長	清 水 良 登
公園課長	村 松 克 尚
会計管理室長	内 田 円
会計課長	(会計管理室長 事務取扱)
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局教育施設担当課長	中 島 伸 也
教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆
教育委員会事務局教育改革担当課長	増 嶋 広 曜
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
監査事務局長	山 本 光 洋
文化産業観光部参事 (産業振興事業団)	
	(産業振興担当部長 兼務)
文化産業観光部副参事 (産業振興事業団・事務局次長)	
	久 我 洋 介
文化産業観光部副参事 (産業振興事業団・経営支援課長)	
	(事務局次長 事務取扱)

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	庶務係長	阿 部 良 則
	議事調査係長	吉 田 裕 麻

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

議会担当係長	女部田 孝 史
書 記	関 口 弘 一
書 記	塚 本 隆 二
書 記	遠 藤 花 菜

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中澤史夫） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日の傍聴について、おはかりいたします。

本日提出される傍聴願につきましては、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、委員各位並びに理事者をお願いを申し上げます。

質問は、決算特別委員会の性格をお含みいただいた上で、重複を避け、趣旨を分かりやすく、簡明にされるようお願いいたします。

また、理事者におかれましても、答弁は質問に対する結論を簡潔明瞭にお答えいただき、議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長 第3款、民生費について、項ごとに審議いたします。

第1項、社会福祉費について、ご審議願います。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 152ページの25、シニアクラブ活動支援についてお伺いいたします。

シニアクラブは、趣味、活動を通じて心身の健康を維持でき、外出や交流の機会が増えることでフレイルの予防にもつながるものであると考えています。現状休会、閉会しているところが多く見られるようになってきました。なぜ減っているのか、原因など考えられることがあったら教えてください。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 お答えいたします。シニアクラブ数が減少している要因といたしまして、加入対象となる60歳以上の方々が定年延長や雇用継続制度の普及により、引き続き就労されていることや、趣味、学習などの活動の場が多様化していること、さらに、マンションの増加に伴う地域住民同士のつながりの希薄化などが上げられます。このため比較的若い世代の高齢者の加入が進まず、会員の高齢化が進行し、活動参加者や運営を担う人材の減少につながっているものでございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。なかなか若い世代、60代とかいうのが就労とか他の活動

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で忙しいということなんですね。中心で動いていらっしゃる方も高齢化が進んでいるんだと思うんですけども、実際、クラブ助成金の申請がもう本当に煩雑化していて、苦労しているという声を多く聞いています。何か対策はありますでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 助成金の申請手続きが複雑で分かりにくいというご意見を会員の皆様からもいただいているところでございます。区では、令和4年3月より、ご要望のあったクラブに対して申請書類の作成をサポートする体制を整えております。また、助成金は東京都の補助金を活用しているという観点からも、申請手続きの簡素化に向けて、区からも都に働きかけを行うとともに、台東区シニアクラブ連合会からも働きかけていただき、連携しながら改善に向けて進めてまいりたいと考えております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。

このシニアクラブ、伝統文化や行事の継承に欠かせない存在でもあると思うんです。地域を支える担い手として、大切なチームと捉えて、活発な活動の支援と存続がかないますように、どうぞご協力をこれからもよろしくお願いいたします。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 シニアクラブ関連なんですけれども、ちょっと1つ、私の認識が違ったらお教えてください。シニアクラブの継続的な活動を支えていくのには、やはり継続的なその助成というのは必要だと思うんですけれども、新たに町会に絡まないようなクラブとかが立ち上げる、もしくはそういう活動をしている人たちへの支援とか、何かあるんですけど。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 台東区の現在なんですけれども、そういったクラブは今現在ないところではございますが、ただ、そういった人数が確保されて、こういった同好会的なところで立ち上がった場合等は、助成は可能でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 立ち上がったときですよ。ぜひ、継続的に活動ができるような支援というのは、これからいろいろメニューを考えていただきたいなと思います。以上です。

○委員長 次、質問ある方どうぞ。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 すみません。161ページです。あれ、ちょっと。すみません、32番の障害福祉サービス人材確保のところなんですけれども、令和5年の決算特別委員会でも総括質問でこの障害者、障害福祉サービス人材確保について、事業者を区としてしっかりサポートしていくべきだということで質問させていただきました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この決算年度、障害福祉サービス人材確保について、新たな取組をされていると思うんですが、どんな取組をしてきたのか、まず教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。令和6年度は、前年度までの移動支援や同行援護、重度訪問介護の従事者養成研修に加えまして、障害福祉サービス等の従事者の国家資格取得費用の助成、障害福祉サービス等従事者養成研修のメニューの拡充や、求人サイトへの掲載や採用ホームページの作成に必要な費用の助成、家賃借り上げ支援を新たに実施いたしました。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。令和6年度の事業評価シートを見てみると、研修や説明会の開催について一定の取組が進んでいる中、研修費用とか資格助成件数というのは、目標がちょっと高くて、71件に対して実績が15件、また、採用活動助成を見てみても、目標の事業者数が13件に対して実績が8件と、ちょっと下回っていて、低い評価にとどまっていますが、実際の就労やその人材定着に十分結びついていないのではと、数字を見てしまうと感じてしまうんですが、その辺の実績はどういうふうに分析されているのかを聞かせてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 人材確保の各種研修費用助成等につきましてですけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、令和6年度はメニューを増やしているところではございますけれども、現状といたしましては、残念ながら目標に対して実績は未達成という状況になっております。

これにつきましては、介護職員の初任者研修や実務者研修など、申請の見込みに対してなかなか実績が伸びなかったというところや、国家資格の取得費用助成につきましては、対象者を東京都が実施する事業による助成の交付決定を受けている法人と限定して実施しているというような中で、ちょっと申請のやり方が複雑だったのかなというような、そういったところも含めて、なかなかちょっと伸びなかったのかなというふうに考えております。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 人材の確保と定着というのは喫緊の課題となっている中で、国では、令和6年度改定された福祉・介護職員等処遇改善加算、これまで存在していたこの3つの加算の制度と、これがばらばらに存在していたわけですがけれども、それを統合し、制度を簡素化して整理し直したものですけれども、この制度改正自体は、障害福祉人材の定着・確保に貢献する可能性というはあると思いますけれども、この効果をしっかり発揮させるためには、新制度を理解して、上手に使いこなす事業者が増えることが重要だというふうに思っています。

また、東京都も昨年の6年度から労働時間が週20時間以上の常勤及び非常勤職員を対象に、月額1万円の移住支援手当の制度運用を開始しました。これは、東京都のホームページにも明示されていますけれども、国の抜本的改正が行われるまでのつなぎ的な措置として位置づけられていて、恒久的な制度ではないんだなというふうに認識しています。あくまでもこれらの支

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

援というのは、いい方向への手だてではありますけれども、ほかの処遇改善策との相乗効果によってこそ実効性がある支援になると思っています。

それで、今後、区はフロム千束の増床だったり小島ビルの建て替え後のグループホームの開設だったり、北上野二丁目福祉施設など、相次いで整備が予定されているわけですが、今後、当然人材の需要というのは一層高まってきます。そこで必要となってくるのは、採用の間口を広げる施策とともに働き続けられるという環境、職場環境を整えることだと思っているんですけれども、その障害福祉サービスの持続性を左右するこの人材確保、この課題について、今あるこの国や東京都の制度だけではなかなか区では乗り切っていくの、大変だと思っているんですけれども、区として今後どのように展開していくのか、展望も含めて伺います。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 人材確保につきましては、区としても非常に大きな課題だというふうに認識しております。それで、令和7年度からにつきましては、今年度から実施しております人材採用活動経費の助成事業につきまして、これまで4つのメニューを上限補助額をそれぞれ40万円としていたところを、申請上限金額で有効な採用活動を促進するために、対象経費ごとの上限にするのではなくて、人材採用の活動経費全体の限度額を160万円といたしまして、事業所がさらにこの事業を利用しやすいように見直しを図っているところです。

また、先ほどこちとなかなか申込みが少ないというところで使いにくかったのかなという国家資格の助成についても、申請のやり方だとか、そういったところをちょっと見直しも考えていきたいと思っております。

区のほうでは、定期的に事業者と情報共有する場というものを設けておりますので、現在実施しています事業を進めながら、先ほどお話にありました国や都の制度など、そういったものをご案内も含めまして、今後区としてどういった政策を実施するのが有効か、事業者の皆さんのご意見等を伺ってまいりたいと思います。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 どの現場でも同じですけれども、やはりその支援制度のメニューの豊富さ、これは大切ですが、それよりもやはり重要なのは、その使いやすさのほうが重要だと思っていますので、事業者の皆さんともいろいろと話をしながら、よりよい制度の構築に引き続きご尽力いただければと思います。以上です。

○委員長 ほかに。大丈夫ですか。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 質問は6点ほどございます。まずは142ページ、11番、福祉のまちづくり推進について伺います。

こちらは、ちょっと内容をいろいろ調べましたら、こちらにあるように体験学習が行われておりますが、この実施は小学校と中学校で行われておりまして、高齢者・障害者疑似体験は小学校で19回で、これVRのほうが中学校で3回というふうになっておりますが、こちらのV

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

Rについて、内容など教えていただけますでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 お答えいたします。VRを活用した発達障害者の体験でございますが、こちらのほうは、実際障害者の視点を再現したシナリオをVRで体験できるものになります。体験の前には講師の先生から発達障害に関する講義を受講した上でVRの体験をしていただき、その後に4人1組でディスカッションなどをやっていただき、それぞれの生徒さんが発達障害についてどのように感じたのか、当事者への接し方や考え方を共有する、そのような体験の場となっております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 詳細ありがとうございます。

今のお話の中で、発達障害の視点でのVR体験というふうにありましたが、何か具体的に、それってどういうふうに体験できるものなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 具体的には、例えば、その教室の中に障害を抱えたお子さんがいらっしゃって、例えば、外で大きな音がすると、ほかの生徒さんは前に集中をすることができていても、そのお子さんはどうしても外のほうに気持ちがそれていってしまう場面であったり、例えば、何か書かれている書物を読もうとしても、字がゆがんで見えたりして、それがうまく見えないであったりだとか、そういう場면을それぞれその区切って体験をできる。実際そのお子さん、障害を抱えた、困り事を抱えたお子さんの立場の視点、あとは周りにいる、それ以外のお子さんたちの視点、両方をそのVRの中で体験することができるといったものになります。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 詳細ありがとうございます。

ちなみに、それは取り組んだ後に、これ中学校なので、生徒さんですね、生徒さんの感想など、共有していただいたところとかありましたら紹介してください。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 VRの体験の後に生徒の皆様、また教員の方にもアンケートを取らせていただいております。まず、生徒の皆様からは、VRで分かりやすく体験することができ、共感できることが多かった。あと、当事者の方の見え方や感覚を理解でき、支えたいというふうに感じた。あとは、外から見たら分からないことが多いため、困った方がいらっしゃったら誰でも助けようと思った。あと、周りの方の視線が非常に痛々しく感じたというような、そういった意見を子供たちからは、生徒さんからはいただいております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 すごいこれは素晴らしい取組だなと思いました。これは本当に、私は今、しつこくどういう取組ですかというのをちょっと確認をさせていただいたんですが、これって本当に自分で体験しなければ分からないと思うんですよ。その当事者の方が今これだけ苦しんで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いるとか、そもそもこの苦しみを自覚できないということもあると思うんです、もともとそのようなのが当然だと思っていたりするので。それを、周りの人が体験することによって、こんなに感覚が違うんだとか、こういうときは彼、困っているんじゃないかなというふうに、そういうふうに思いをはせれるようになる取組なので、これは本当に進めていただきたいなと思います。

この上の高齢者・障害者疑似体験は、私も何度もやったことあるんですけど、例えば、ゴーグルで視界を狭くして見えづらくするとか、あと関節を曲げれないようにするとか、重いものを持つとか、いろいろできるので、何となく大変だろうなというのは思っていたんですけど、実際自分でやってみたら、こんなに、歩くことですらこんなに大変なんだというふうに思うようになれたので、特にこの発達障害とか、分からない、理解したくてもできないという生徒さんも多くいらっしゃると思いますので、この体験は、現状3校ではあるんですけど、もっともっと広げていただきたいなというふうに思っております。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 今、VRの説明がありましたけれど、前からVRを使った取組というのは、非常に体験的で効果があるので、なるべくこうした新しい機器を使った取組は進めていただきたいということは申し上げていました。今、弓矢委員からもそうした要望があったと思うんですが、もう一つ、ほかのところでもVRを使っているところがありますよね、そちらのほうは、例えば認知症、VR認知症体験というのが載っていますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 VR体験についてご回答させていただきます。

こちらのほうは平成30年度から実施させていただいております、私も実際受講させていただいたんですけども、認知症の方の見える世界というのが、先ほどの発達障害と同じように、詳しくよく分かるようになっておりまして、私も実は、膝から崩れ落ちるぐらい驚いたVR体験だったんですけども、受講された方につきましても、満足度は皆さん100%満足ということで回答いただいております、認知症の理解は本当に進んだということで、とても高い評価を得ております。

これまでは区役所のみで実施をさせていただいておりましたけれども、今年度より竜泉福祉センターでも実施させていただくようにいたしまして、なるべく理解を深めていただけるように、本事業については継続して実施していきたいというふうに考えております。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 この年度は1回だけの実施だということで、残念だなと感じた次第でございます。これから認知症の方は明らかに増えていくという、そうした統計も出ておりまし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て、この対策をいかに進めていくかということは、区の課題の中でも大きなものになっていくと思います。これは、今後5年間の勝負です。5年間のうちにどういうふうに高齢者の施策を進めていくかというところの大切な認知症対策ということにつながっていきますので、より多くの方に認知症というものを認識していただくためには、どんどん回数を増やしていただく。

人が足りないのか、お金が足りないのか、課題は何なんでしょうか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 これにつきましては、VR体験をするための、ある一定程度の広さのやはりスペース確保が必要ですので、会議室の確保ですとか、あと、こちらにつきましては1回大体約30万円ほどお金がかかるということもございまして、なかなか進んでいないというところの取組でございました。ただし、補助金なども活用させていただいておりますので、委員おっしゃるとおり、なるべく多くの回数を実施できるように、これから調整させていただきたいというふうに思っております。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 よろしく申し上げます。

ほかに松が谷でもVR体験をやっていると思うんですが、松が谷のほうはいかがですか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 答えさせていただきます。松が谷福祉会館でも副委員長おっしゃるとおり、発達障害の普及啓発を目的としまして、令和5年度から動画配信による講演会に加えまして、発達障害のVR体験を併せた講演会を実施しております。VR体験のアンケート結果におきましては、講演会全体の満足度として、満足、やや満足という回答が大半を占めている状況でございます。その結果、普及啓発に大変効果があったというふうに考えておるところです。また、動画配信の講演会につきましても、全ての回答者から満足、やや満足という回答をいただいております、都合に合わせて好きな時間に何度でも視聴できる点についてご好評いただいたところでございます。

発達障害の普及啓発につきましては、単に参集の講演会を実施するのではなく、VRの活用や、あるいは動画配信といった開催の手法に工夫を凝らして、現在も実施しているところでございます。それぞれの手法により面があると考えておりますので、今後ともアンケート結果を踏まえながらVRの活用については検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 VRも多分こういう、その新しい技術というのは発達していくんだろうと思うんですよ、今後も。それで、そういうのをやはりいち早く導入していただいているので、これは活用しない手はないだろうと。特に今、発達障害に関しては、不安に思っている方、あるいは発達障害ということがよく分からない方、自分の子供が発達障害なのかそうでないのかすら分からないというのがその今の状況だろうかと思います。そういう意味で、その普及啓発ということが一番大事なところで、それで子供のその次の発達につながっていく

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というふうになれば、子供にとっては幸せな道が開けていくんだろうと思っているんですけど、そう簡単ではないかもしれませんが。

いずれにしても、その発達障害が理解できなければ、もう次に進めないわけですので、なるべくもう少し回数増やして、多くの方に知っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 副委員長のご意見踏まえまして、検討してまいります。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 よろしく申し上げます。以上です。

○委員長 じゃあ、弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 では、次は、144ページの25番の自立支援センター関連業務についてお伺いいたします。

こちらは、巡回したりするのがメインだと思って、保健福祉委員会でも5月の定例会でグラフで人数など出ておりましたが、ちょっともう少し知りたいところがありましたので、こちらの巡回時間のもうちょっと詳細であったり、あとエリア、あとこの巡回者など教えていただけますでしょうか。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 自立支援センターにおいて実施しております巡回相談につきましてお答えさせていただきます。

時間帯につきましては、日中の昼の時間帯と夜間の時間帯と実施させていただいております。日中は午前中、午後、双方実施させていただくことはございますが、夜間につきましては18時以降の時間帯を中心に実施しているというところになってございます。また、区民からの苦情や情報提供あった際にも、区職員のほうが訪問しまして、相談活動を実施した上でセンター職員に情報提供などは行っているところになります。

あと、場所ということでございますが、こちら上野・浅草、区北部地域をはじめまして区内各所を巡回しまして相談活動を実施させていただいているというところになってございます。

巡回する職員という、巡回する者がどういう者かということでございますが、自立支援センター職員、こちらは社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている方が参りまして、それに加えて、医師や看護師、保健師の方が同行して路上生活の方に体調確認などを行っている、その際には区職員のほうも適宜同行させていただいているというところでございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 詳細を教えてくださいありがとうございます。

以上で大丈夫です。

○委員長 次、弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 次、151ページの19番の高齢者総合相談についてお伺いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こちらは、こちらの成果説明書を見ますと、相談件数が1万6,879名と記載されておりますが、これは相談は、窓口と電話ではどちらのほうが多いのか、また、相談内容で多いものがありましたら教えていただけますでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 高齢者総合相談の相談件数につきましては、1万6,879件のうち、窓口での相談件数が1万4,150件となっており、直接来られて相談される方が多い状況でございます。

相談内容で特に多いのは、介護保険のサービスを利用したいがどうしたらいいか、また、介護保険の利用に関する相談や高齢者向けの給付事業に関するご相談、あとは申請、主に在宅介護相談に関するものが多くなっている状況でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 了解、承知いたしました。

まず、その内容として特に多かったのが介護利用系ということだったんですけど、その相談のもうちょっと深い、何か内容などありますでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 主に介護保険申請をしたいというときに、どのような申請方法があるかとか、あとは介護保険の利用サービスですね、こういったものを利用したいか、そういった、利用できるのかというようなご相談になります。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 承知いたしました。

あと、こちらのこの下の熱中症予防啓発物品購入ってありますが、こちらはどのようなものでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 熱中症予防啓発物品ということでよろしい。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 こちらは、毎年熱中症対策のためにどのような物品が効果的であるかなどを地域包括支援センターといろいろ相談しながら物品を決めております。主に6年度に購入したものでございますが、飲料水だったり、あとは熱中症予防シート、冷感タオル、塩タブレット、そういったものを購入して、啓発物品としてお配りをしております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 それらはどのように渡して、渡し方であったり、それ無料配布するかなど、お願いします。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 啓発物品は、主に地域包括支援センターが高齢者の見守りを行う際に、見守りを行った方のその状況に応じて、飲料水など啓発物品をお渡ししながら熱中症

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の注意喚起を行っております。こちらの啓発物品については、全て無料ということになっております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 承知いたしました。

相談に関しては、すごく大半が窓口だったということで、そもそもどういうふうにしたらいいかという、その前提のところでお聞きいただいているからこそ、ここでこういうシーンがありますよとか色々伝えれるので、非常に意味のある、意味のあるというか、非常に大事な機関になっているなというふうに感じました。そういうところで相談していただければ、まだすごくいいんですけど、じゃあ行政のどこどこに電話しようとか、そういうふうにならずに困ってしまっている方もいらっしゃるかもしれないので、そういうところも、何ていうんですかね、そういうところもありますので、しっかりとこの業務を続けて、丁寧にしていただきたいなと思っております。以上です。

（「熱中症関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 熱中症、弓矢委員がおっしゃるように、本当に丁寧にやっていただきたいと思います。

お伺いしたいのが、この熱中症予防啓発グッズを持って、包括支援センターの職員などが、何件というのかな、何世帯というのかな、訪問したという数字は分かれますか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 すみません、今ちょっと、はい。

（「もう一つ」と呼ぶ者あり）

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 私、共産党区議団として、過去の委員会でその高齢者に対してのエアコン助成を求めてきましたけれども、今は東京都が始めましたけれども、どのぐらいの世帯でエアコンが適正に使われていない、もしくはついていないとかいうのは、こういう啓発グッズを持って訪問したときに、チェック項目というのかな、あの調査項目の1行に加えれば、その件数というののもあらかた出てくるかと思うんですけれども、その辺はどういうふうに取り組んできたか。もし取り組んでいたら教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 地域包括支援センターのほうで見守りを行う中で、必ず中に入って高齢者の方と接する際に、エアコンのほうを確認させていただいております。万が一エアコンが暑い中でもついていなかったりとか、そういったところでは必ずつけるように促したりとか、また扇風機をお持ちの方に対しても、扇風機だけでも回したらどうかとか、そういったところも丁寧に、訪問する中で接して注意喚起をしているところです。

件数につきましては、ちょっとそのところで件数取っているかとは思いますが、すみませ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ん、そのこのところというのをチェック項目はしっかりとつけていきたいなというふうには思っております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 本当に包括の職員さんも、真夏の暑いときも訪問されている様子を見たり、たまたま出くわしたりというのもあるんですけども、やはり、その基礎的なものをチェックするというのは、なかなかもう大変です。チェック項目は1で、事業所に戻ってから、「一」って正の字をどんどん入れて書き足していくというの、それは作業としては大変なんですけれども、やはり区がやっていける、その基礎の調査にはなと思うので、ぜひ、今回は、今求めているのは高齢者のというところではありますけれども、様々な過程であると思いますので、ぜひそういうのをやっていただきたいなというふうに思っております。

件数は後ほどの報告で結構です。以上です。

○委員長 弓矢委員、戻ります。

◆弓矢潤 委員 続きまして、152ページ、30番、聞こえの改善機器購入費助成についてお伺いいたします。こちらは、会派としても質問であったり要望などをさせていただいておりますし、私も一般質問をさせていただいた件になります。

こちらが昨年の11月にスタートしましたので、間もなく1年になるかと思います。助成件数は218件となっておりますが、これは助成、成立したのがこの数なんです、申請をされた方と助成決定された方、それぞれの件数を教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 答えいたします。聞こえの改善機器購入助成ですけれども、助成件数218件でございますが、実際に申請された件数は480件、助成決定の件数は346件となっております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 申請はしているが交付決定に至らない、至らなかった理由はどういうところでしたでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 申請後、助成決定をするには、医療機関を受診して、医師が補聴器が必要であることを証明した医師意見書を区に提出していただく必要があります。そのため申請後、受診までに時間がかかっている場合や、また、受診をしたけれども、その結果、補聴器が必要という状態ではなかった場合、そういったものが考えられます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 これは、結構私もこちらの件は、どういうふうに申請したらいいのって聞かれることがあって、その都度確認しながらしているんですけど、結構複雑だったりするなというのを私も感じております。

こちらのこの業務においては、人材派遣委託もされていて、こちらにも書いてあります、記

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

載されておりますが、主な業務内容をちょっと知りたいなと思っております、これは交付から助成金交付に至るまで、時間も要すると思いますが、手続で心がけていることなどもありましたら教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 まず、人材派遣の方は、区民から問合せの対応や申請等の受付、システムの入力作業等、事務全般の業務を補助していただいております。また、受付等で心がけていることですが、本助成は申請から助成まで幾つかの手続が必要になります。高齢者の方にもご理解いただけるように、手続の流れ、それを図でお見せしながら、ゆっくり分かりやすくお話するよう工夫をいたしまして、また、時間をかけて丁寧に説明を行っているところでございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 よく分かりました。結構、初めてのことから説明も、もう1回繰り返しになったりとか、こちらの説明も繰り返しに、何回かこう言って理解していただくとか、話すのも、先ほどあったように、ちょっと早いからゆっくり話すとかもありますので、1件1件丁寧にするのは本当に大変な作業だと思うんですが、でも、これ本当に耳の聞こえのための制度なので、すごく大切なことなので、本当にこれからは根気強く丁寧にやっていただきたいなと思っております。

すみません、もう1件、もう一つあるんですけど……

(発言する者あり)

○委員長 大きな声で。

(「・・・の次でしょうか、それとも」と呼ぶ者あり)

◆弓矢潤 委員 補聴器。

(「どうぞ、すみません」と呼ぶ者あり)

◆弓矢潤 委員 こちらの助成対象となる機器について伺います。

これは、集音器は対象外であると認識しております。最近では軟骨伝導イヤホンなども普及し始めておりまして、庁舎2階の高齢福祉課さんの窓口でも1か所、軟骨伝導イヤホンを設置していただいております。以前会派でも聞き取り具合の確認をさせていただきましたが、かなり鮮明に聞き取れます。すごく役に立っているなというふうに、役に立つのではないかなと思っております。

このような軟骨伝導イヤホンのような、軟骨伝導系の新しい、比較的新しい機器も助成の対象になっているのでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 高齢福祉課の窓口を設置している窓口用の軟骨伝導イヤホン、こちらにつきましては、いわゆる軟骨伝導集音器というもので、軟骨伝導イヤホンに集音器がついているものになります。こちら集音器なので助成の対象外というふうになりますが、今、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

軟骨伝導補聴器というもので管理医療機器として認定されているもの、こちらのものであれば助成の対象となります。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 そうですね、軟骨伝導イヤホンと補聴器では、確かに別だなと思います。例えば、外耳道閉鎖の方とか中耳炎の方など、補聴器をはめる、つけるのがやはり難しい、またできない方もいらっしゃるの、そういう方の場合、こちらの軟骨伝導補聴器が一番適していると思います。ただ、やはり新しいものでありますし、これは知らないという方も多分いらっしゃると思うので、そういう方に知っていただけるような、こちらからのアプローチも今後かけていただきたいなと思っております。これは要望させていただきます。以上です。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連で。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 令和6年度からということで、今、実績も聞きましても申請が480件ということですね。それで、実際には半年で218件ですよ、半年で……。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 こちらは昨年の11月からスタートいたしましたので、11月から、今の件数は3月までの件数となります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。やはり、本当に皆さんの要望が非常に強かった表れといたしますか、これがこの結果につながっていて、今回この申請に対しての助成金を台東区としては14万超えて出しているということで、確実に1台はきちんと購入できるような価格かなと思うんですね。

ですけど、実際に、前回公明党さんも聞いてくださいましたけれども、具体的な価格っていますか、両方につけてくださいというか、両方がいいんですよという勧められ方をしていて、1台というより2台買っている方なども多いんじゃないかと思うんですね。この中で、いわゆる価格についてはどれぐらいの価格差というんですかね、範囲とかあるでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 補聴器によって価格というのはとても差がございます。実際に助成金交付をされている中で、6万円台からあるものと、最高では120万円、そういったものの申請をされている方もいらっしゃいますので、それらを平均いたしますと、大体33万円ぐらいかなというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。やはり、片耳でも30万を超えている方、結構多いのかと思うんですね。この中で、平均でも33万というと、非常にやはり高価だなというふうに思うところです。ですけど、この台東区のやはり高額というか、そこはぜひとも引き続き支援し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

てほしいというふうに考えているところです。

そして、この具体的な、あれか、こちらが先ですね。助成を利用した、助成された方、やはり先ほども言ったように、申請をします、そしてお医者さんに行きます、補聴器屋さんに行きますということで段階があると思うんですけども、この段階段階のところはどういうところが困っているとか、または助かっているというか、やりやすいというか、具体的な利用者さんの声というのはどのようにお聞きになっていますか。

○委員長 高齡福祉課長。

◎大塚美奈子 高齡福祉課長 実際に区の窓口で申請の受付をされた際とか、あと助成の申請をされた際とか、窓口とか電話とかで声などはいろいろとお聞きしているところでございます。その中では、やはり補聴器をつけてみて、すごく聞こえやすくなりましたなどのお声はいただいているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 確かに私も本当に補聴器、聞こえてよかったって随分、何ですか、感謝の気持ちとかもお受けしているということが多いです。

それで、今回の、やはり丁寧に補聴器が自分に合うということになりますと、何度も、具体的には3か月なり半年なりというのを補聴器屋さんに行くことになるかと思うんですけども、この辺での補聴器屋さんに対する希望なども含めて、何かそこはありませんか、意見は聞いていないですか。

○委員長 高齡福祉課長。

◎大塚美奈子 高齡福祉課長 利用された方から補聴器の医療機関とか購入したお店の先とか、そういったところに対してのお声というのは、特に聞いてございません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ぜひとも聞いていただきたいと思うんですけど。それぞれ結構丁寧にやっているということですけど、やはり聞こえないということが前提なものですから、具体的に言うと、向こうでは分かりましたって返事してくるらしいんですけども、すごく早口だったりなどで、分からないけれど返事してきちゃったという声なども聞いているので、一番最初の案内のときにも、分からないときにはきちんと聞き直してくださいって、分からないのに返事はしないでくださいというか、そういうことも含めてご案内していただけたらというふうに思います。

その次、ぜひともお願いしたいことがあるんですけども、今回やはり利用した方のアンケートを取っていただけないかというのを私も一般質問などでも言っていますけれど、といいますのは、やはり高齢者のその聞こえ、認知症との関係、あとは社会の皆さんとの交流ということで、大きな役割を果たすんじゃないかなというふうに思うんですね。そういうところで、これらをやすることで、補聴器をつけたということでの社会性が広がったりとか、そういう意味でのやはり台東区としてのデータというんですか、そういう形で残していく、そういう形でこの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

検証するということ、そういうことは非常に大事だと思うんですね。その辺についてはどうでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 この事業は昨年11月から実施をしております。受付やお問合せなどで現在も丁寧にお声を聞き、対応してまいりました。先ほど委員おっしゃられたアンケートを実施してほしいということもありましたけれども、改めて実施する予定はございませんが、今後とも利用者とやり取りする中で、何かご意見等があれば、しっかりと受け止めて、改善の必要があったら対応していきたいというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今のところの台東区の姿勢は、やらないということということですが、高齢者全般のいろいろアンケートとか、そういう中では、一応念頭に入れたアンケート作成をぜひお願いしたいなというふうに思っております。これはお願いします。

○委員長 要望でよろしいですか。

◆伊藤延子 委員 要望です。

もう一つ大事なことがあります。これは、この助成は、この基金に対しての助成だということで、ここで診療を受けると診断書といいますが、先ほどの意見書ですか、これは文書料という形で自費になってしまうということで、この自費のお金が5,500円だったり、医療機関によってちょっとまちまちなと思うんですけれども、台東病院で5,500円なんです、区立病院でね。やはりそれ高いでしょうということがあって、私、少なくともいいですか、なかなか困難な方、このこと自体が困難な方を中心にやっているわけですから、さらに生活保護の方、生活保護の方はこれらをやはり出すの、大変かなとも思いますので、生活保護としては、この文書料は出るのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいんですけれど。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 お答えいたします。生活保護法による指定医療機関のほうで受診していただければ、診断書料につきましては一定額まで扶助費として支払われるところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そうしましたら、保護の受けている方は、今から補聴器助成の申請をしますということ、まず保護課に伝えて申請をしたほうがいいということでしょうか。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 一度ケースワーカーのほうにご連絡いただいて、手続きしていただくのが望ましいところになります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今までの方で、そういうことで文書料をその対応したということはあるんですね、そうしたら、今までのケース。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 申し訳ありませんが、その数値につきましては、ちょっと集計を取らせていただいていないところになります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。やはりその文書料の問題、あと、これ先ほどから言っている、その30万ということで提示されたということなどで、やはりその保護を受けている方などが、せっかくのこういうこの機会を、何ですか、利用することができない方もいるということもお聞きしていますので、ぜひともここは広く周知していただきたいというふうに思います。私としては以上です。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 すみません、先ほど鈴木委員からの認知症のご質問で、認知症の啓発で、その件数でございますが、3,681件となっております。

○委員長 よろしいでしょうか。

◆鈴木昇 委員 ありがとうございます。

○委員長 じゃあ、弓矢委員、戻ります。

◆弓矢潤 委員 続きまして、154ページの5番の地域生活支援の（2）の心身障害者日常生活用具給付についてお伺いいたします。

こちら2年前の決算委員会の総括でちょっとさせていただきました、人工呼吸器の装着を必要とするような、恒常的に医療的ケアが必要な医療的ケア児は、本区では何名ほどいらっしゃいますでしょうか。この3年ぐらいの人数を教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。人工呼吸器に限った形ではありませんけれども、医療的ケアが必要とされる医療的ケア児は、今年の5月時点で25名と把握しております。

すみません、医療的ケア児の今年は25名ですけれども、昨年度、その前の3か年については、ちょっとすみません、今ちょっと手元には資料はありませんけれども、大体同様の数で、特に増減というのは、そう大きくはありません。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 承知しました。

こちらの事業では、今は人工呼吸でしたけれど、人工呼吸必要とする医療的ケア児への支援として、停電等で人工呼吸器が使用できない際に、電力供給するための発電機等の給付を行っているというものであって、しかしながら、同じ医療的ケア児であっても、たんの吸引器が必要なケア児に対して、電気式のあのたん吸引器は対象外でした、2年前は。そこで質問もさせていただきましたが、その後、給付対象に加えられているかなど教えていただけますでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

か。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 発電機等の給付要件につきましてですけれども、その後いろいろとお調べいたしまして、これまで人工呼吸器の装着を必要とする方を対象としていたところ、今年度から吸引器または酸素吸入装置を使用している方も対象として、制度について拡充しているところでございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 今年度から対象にいただき、ありがとうございます。

ホームページで対象となるかどうか、ちょっと調べたりしても、あれかなり何か要件が細分化されているというか、条件であったり、すごく何か見て分かり、ちょっと私の理解力がなかったというのもあるかもしれないんですけど、結構分かりづらかったなというのはあるので、もしこの対象となる親御さんであっても、あれ、うちの子はどうなのかなというふうに思ってしまうこともあるかと思いますので、ぜひ、問合せなどありましたら、丁寧にしっかりと対応していただきたいなと思います。以上です。

最後、159ページの27番、重傷心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援について伺います。

こちらは、事務事業評価シートなどもちょっとしっかり見させていただいたんですが、たしか利用時間が、今まで年144時間だったのが288時間に倍増しているというふうに認識しております。それにもかかわらず、本区では、この3年間、令和4・5・6年で見たら、利用回数が119、153と上がって、令和6年度が94に減っております。目標値はもっと高くしていたにもかかわらず。その辺り、どのような状況で、状況というか原因であるかというふうに認識されておりますでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 在宅レスパイトとこの本事業につきましては、今年度、東京都の制度に合わせまして利用時間の拡充はしているところでございます。障害福祉サービスとそれ以外のこういったサービスについて、目標値というところの設定というのがなかなか適正かどうかというのはあると思うんですけども、なかなかこういった制度を利用されるかされないかというところで、その多い少ないというところは出てくるかと思えます。

ですので、昨年度、その前年までに減ったというところで、その利用される方がいろいろご都合で使われなかったのか、そういったところで、詳細の理由についてはちょっと把握していないところでございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 確かにそうですね、利用時間が増えたから、じゃあ増えるかといったら、それぞれのご都合であったり様々ありますので、そうとは限らないなというのは承知しました。

ちなみに、現場から何かお声など上がっておりますでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 本事業につきましては、障害福祉課のほうで医療的ケア児コーディネーターを配置しておりまして、保護者の方からご意見を聞く機会がございます。その中で、一部看護師さんの派遣の調整がなかなかつかないというようなご意見もございます。こちらにつきましては、対象者の対応については、利用中の訪問看護ステーションの看護師などでないと対応が難しいなど、いろいろ問題があるのかなというところで、希望の時間での調整がつかないなど、そういったものによるかなと思われます。

多くの声ではありませんけれども、そのことが先ほどの利用者の減少だとか回数の減少というところには、すぐにはつながるというところではないとは思いますが、今後そういった声があるということも踏まえまして、現状の把握に努めたいと考えております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 確かに看護師、例えば看護師の数が増えたとしても、やはり自分の子供はこの看護師に見てもらいたいとか、様々なこともあると思いますので、一概に看護師の数が増えれば増えるというわけでもないなとも思っております。承知いたしました。

ありがとうございます。以上です。

○委員長 次、よろしいですか。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連ですか。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 すみません、今のレスパイトの事業なんですけれども、6月の保健福祉委員会で報告があったように、今年度から288時間に拡充している。でも、令和6年度までは144時間が上限だったということなんですけれども、私、そのときに質問して、上限が144時間までマックス使っている人はそもそもなくて、もう2桁とかそんな感じでしか使っていないので、これ拡充しても、特に台東区においては、これが上限を拡充することで利用が増えるというのはちょっとあまり考えにくいのかなとかいうふうに思ったので、一応付け加えさせていただきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

次、質問。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 144ページですね、144ページの21番、介護サービス人材確保です。

この件は一昨年の決算でも取り上げたんですけど、その際に、民間会社はそもそもいろいろな人材抱えていて、外に紹介できるような状況にあるにもかかわらず、一生懸命区であったり、区内事業者であっても人材確保するのがすごい大変な状況だよということをお伝えして、民間の力を活用することとか民間のノウハウを吸収することを考えていただきたいて提案をさせていただいたんですね。その結果というか、それで人材採用活動経費等の助成を実施して

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いただいたということは、本当に事業に前向きに取り組んでいること、高く評価しています。

その際にお話ししたんですけれど、人口の多い世代が後期高齢者になり介護需要が高まるんですが、人材不足で需要が追いつかないというのが2025年を目途に問題化が表面化するだろうと言われていたんですが、今年ついにいよいよ突入したというところでありまして、相変わらず低賃金で重労働であることが介護人材の確保が難しい状況は全く変わらないんですけれども、憲法でも保障されている福祉という制度なんです、国の制度でもあるので、一定のこの介護報酬の中でなかなか賃金を上げられないという実情は、当然皆さんご存じの中、そのような中で、台東区ではハローワークと協働して介護人材の就職フェアの開催や初任者研修、実務者研修の費用の助成を行っていることは、就職意欲と定着率に対して寄与していると思っています。

そこで聞きたいんですけれども、先ほど中村委員が質問していましたが、これ障害のほうも同じように人材採用活動経費等を助成していただいています、障害のほうは目標値を13件で8件ということでしたけれども、介護のほうは特に目標値が事業シートのほうにも書かれていなくて、10件ありましたよというお話がありました。

これ、意外とここだけ、ここだけというか、ここで言うのもあれなんです、意外と去年始まって、すごいいい制度なんですよ、40万、40万、40万、40万で160万合計で支給していただけるということで、すごいいい制度だったんですけれど、3月末の段階で聞いたら、いや、あまり申請がないんですと。こんないい制度に何で申請しないんだろうと思っていたんですけれども、なかなか多分周知ができていなかったのかなと思っています。

実際、私も介護事業をやっているので周りの事業者にも聞いても、そんな事業あったのね。これ継続してくれるんだったら、今年はやりたいなというような方もいらっしゃったので、そういう意味では、ぜひ今回、障害と同じく160万円の枠ということで、一つ一つのものが個別に40万じゃなくなったという結果から見ると、もっともっと使い勝手のいい助成となると思いますので、その辺の何でしょう、啓発というか、告知をしっかりしていただくと、介護の事業の継続性には、持続性にはすごく役に立つんじゃないかなと思っています。ここに関しては意見だけです。

お尋ねしたいんですが、令和6年度の就職フェア、6回行って141名参加があったと確認できますけれども、その際の開催実績、例えば出展ブースですとか、就職につながった方の人数。これ、実は介護と就職、同時にやっているじゃないですか、フェア。就職につながった方の人数、実績について教えてくださいませんか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。令和6年度就職フェアの実績につきましては、参加の事業者数が51者、内訳としまして、介護が32、障害が15、保育が4。参加者数ですが、延べ141名。141名のうち、就職につながった人数としては16名となっております。

○委員長 岡田委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆岡田勇一郎 委員 16名の内訳で、介護と障害と保育の種別って分かりますか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 後ほどお調べして答弁させていただきたいと思います。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 平均すると6回で141名って、23.5人しか来ていないんですよ、1回。しかも51者ブース出していただいている、来場者が24人弱。前回私が2年前に質問したときは、実績は27人だったんですよ、1日平均が、増やしてまいりますというご答弁いただいていたんですけども、これから減っているんですよ。

その中で、これらを増やす具体的な施策、どう捉えているかなというところを教えてください。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 岡田委員のおっしゃるとおり、実績が少し減っているという状況でございまして、なかなかこれといってすぐに増えるような施策というのは、取組というのは難しいところかなと思っています。参加者の方のアンケートの中で、例えば土日のほうが参加しやすいといったお声、また事業者からも、日中だと事業所のその運営にちょっと影響が出てしまうので、事業所もちょっと参加を見合わせてしまうというようなお声をいただきましたので、例えば土曜とか日曜の開催、または平日夜間の開催などについても今後検討していきたいと思っています。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうですね、本当に平日、というのも、この福祉関係全部そうなんですけれど、結構人員要件が決められているので、その要件から余剰の人員がいなくてというフェアにも出られないんですよ。そうなんです、だからね、そのとおりだと思うんですよ。だから、やはり時間帯とか曜日というのはすごく気になる場所だと思いますし、例えば、どこかの地方とか違うところから転職、福祉系にやはり特化して就職したいという方って、結構一つのまとまりになっていると思うんですけど、地方から来て福祉に就職したいという方でも、やはり平日働いているから土日とか夜じゃないと出れないとか、いろいろな要因があると思いますので、ぜひ工夫していただいて、次回質問するときには平均が上がっていることを楽しみにしております。福祉は行政の責務だと思いますので、引き続きご注力いただきたいと思います。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連、大項目で同じ質問で。

（「大項目じゃないんだけど」と呼ぶ者あり）

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 岡田委員から専門的な見地から深い質問があった次でちょっとあれなんですけれど、先ほど人材採用活動経費等の助成について、やはり、あまり申請がないとかいうよ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うな形でお話ありました。やはり、しっかり告知・啓発したほうがいいというようなお話が、要望があったんですけど、私のほうは、内容が分からないのでちょっとお聞きしたいと思います。

一応この助成について、10法人から助成があって、助成件数として10件と計上されているとのことですが、その内訳についてちょっと教えていただきたいです。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えいたします。助成の件数につきまして、令和6年度においては4分類を助成の項目でありまして、1つが求人広告サイトへの掲載費用助成、2つ目が就職説明会の出展費用助成、3つ目が採用ホームページ作成に係る費用助成、4つ目が採用パンフレット作成に係る費用助成と4分類ございまして、広告サイトへの費用が9事業者から、就職説明会等への出展費用が2事業者から、採用ホームページに係る費用助成については6事業者から、パンフレット作成に係る費用助成について5事業者から来ておりまして、重複する部分もございまして、延べで10法人というところで10件と計上させていただいております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 先ほど岡田委員が言ってくれたんで、4つの分類をなくして、今後、各経費の合算、上限160万円助成するというふうなことみたいなんですけど、同じくこの人材採用活動経費の助成の「等」ですね、「等」というのはどういった内容なのかお聞きしたいと思います。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 こちらについては、介護職員向けの、例えばヘルパーですとか、介護福祉士の資格を取得するために必要な研修の受講経費を助成しているもので、初任者研修、実務者研修のそれぞれの受講費用の助成を行っているのがこちらに当たります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 分かりました。

最後に、この人材確保の事業の方向性として、介護事業所の経営に関する相談、介護従事者のメンタルヘルスに関する相談、これを令和8年度から実施というふうにありますけれど、これまでこうした相談事業というのは実施していなかったんでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。これまで類似の事業といたしましては、介護人材採用力の強化セミナーというセミナーがございまして、そのセミナー終了後に希望する参加者の方に個別の相談という業務を実施しておりました。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 じゃあ、今後はしっかりとこのような形で実施をしていくというような方向性だと思うんですが、本当にやはりこの人材どう取り組むかということは、本当に大変本区にとっても重要な課題ですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。要望です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 関連。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ここでお聞きしていいのかと思うんですけれども、東京都のほうでは宿舍借り上げということをやって、要するに家賃補助的なというんですか、そういうことで人材の確保というのを支援をされている、されるというか、そういう方法を取ったかなと思うんですけれども、これらが昨年、一昨年かな、聞いたときには、東京都の事業としては確認できていないというような状況で、後ほどに1件入ったかなという状況などを伺いましたけれども、今年はどんな状況でしょうか、その具体的なあれをお教え、成果といいますか、実績を教えてくださいいただけますか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 伊藤委員、ちょっとご確認させていただければと思うんですけれども、台東区での助成の件数、または東京都の助成の件数というのもあると思うんですけれども、どちらになるのか。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 前回、台東区の事業所が東京都のこの助成事業をどれだけ受けているかということをご質問したんですね。そのときにまだないような状況があったわけですが、今年度はそこはどうかということですね。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。台東区内の事業者において、東京都で実施している宿舍の借り上げの支援助成を受けている事業者につきましては、事業所数として7、実際に借り上げている部屋の数としまして55となっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 これは、随分と今までの経過からいいますと、やはり55人というのが随分画期的といいますか、多いかなと思うんですよ、随分貢献されるというのかな。

ですけれども、これらが個人ではなくて、いわゆる事業所に対する支援というかだということですが、これらが個人ではなく法人ですというところの、何ですか、内容をお聞かせいただけますか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。東京都の助成事業の要件としまして、法人での借り上げが要件となっております。法人で借りることへのメリットがあるかと考えておりまして、例えば、従業員の初期費用、敷金、礼金などを法人が負担することで事業従事者の経済的負担が軽減されること、また、法人で介護職員の居住状況等は確認できますので、個人と違って補助金の目的外利用などが防止できるものではないかというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうしますと、この法人としてやりますけれど、法人は、その1件から借

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ることができるということによろしいんですか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 1件から借りれます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 それ非常に大事なというふうに思うところですけど、この取組については、やはり、その事業所との協力なしにはできないというか、事業所がやりますよって、ここまでやりますよということであればできるかと思うんです。

これも、先ほどの4事業と同じというかですけど、どれぐらいの周知状況でしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 本事業の周知につきましては、台東区のホームページ、また事業者に対しては、メーリングリストですとか団体の集まりの場で周知のほうはさせていただいている状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そういうことでは、ぜひ多くの活用をしていただきたいと思うんですけども、このような中身を区として、要するに、その地域密着型なども含めると、区としてやっているところもあるのかと思うんですけど、この辺はいかがですか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 東京都ではなくて区においても、東京都で補完できない事業者向けの宿舍の借り上げ事業というのを実施しているような状況です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 台東区としては、どれぐらいの事業所が。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 令和6年度からの事業となりますが、令和6年度の実績はゼロ件です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ぜひとも台東区としてもこの事業を広げていただきたいというふうに思います。この要件が、何か10キロ以内とか、いろいろな要件があるということですけども、この辺についても周知をしていただきながら広げていただくということで人材確保に向けていただけたらと思うんです。

そして、やはり岡田委員も言いましたように、この人材確保については、賃金が、もともとのこの賃金、一般との格差が大きいということで、それぞれこういう形でやったり、またはその各事業所がやっても、この10万円の格差を縮めていくというには、やはり診療改定ですか、そのこのところできっかり上げていくこととかが大事だと思いますので、そこについてはぜひこの自治体として、台東区として、都とか区とか国のほうへの要望ですね、それらもきっちりし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

○委員長 よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 じゃあ、岡田委員、戻ります。

◆岡田勇一郎 委員 続きまして、161ページの33番、障害者支援のデジタル化推進、お聞きいたします。

障害者の支援のデジタル化推進で、アプリが導入されて、令和6年度予算の中での一つのトピックスだと思います。令和7年の3月に障害者支援アプリ「ささえ〜る」がリリースされたと思うんです。その後の運用について、普及状況、それから利用状況などを教えていただけますか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。障害者支援アプリにつきましてですが、今年の9月末現在でダウンロード数が491件となっております。また、対象者を限定をしておりますお知らせのための会員登録、こちら任意での登録になりますけれども、登録者数は219件となっております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 この数が、その障害をお持ちの方に対してどれぐらいの割合なのかというのは分からないですね。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 障害者の方、身体障害の方だったり知的障害の方、あと難病の方だとか精神の方だとか精神障害のある方だとか、皆さん、大体で区内で1万2,000名程度いらっしゃる中で、会員登録、ダウンロード数でいくと491件という形になります。ちょっと割合がすぐ計算できないんであれなんですけれども。ただ、障害者の方だけが対象ではなくて、支援者の方だったり、そういった方、また事業者も対象という形になっていますので、まだまだ普及が必要かなという、そういう状況でございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 始まったばかりですので、そんなにすぐ普及するとは思ってなくて、主な機能で、今、属性に応じてお知らせがあるよって、任意の登録でというのがあったりとか、障害者の手引とか区内の事業者の検索、それから空き状況、バリアフリーマップとか台東防災アプリの連携などを主な機能でやっていると思うんですけれども、実際このダウンロードされたのが491で、結構使われている数というんですか、アクティブユーザーというんですかがどれぐらいいらっしゃるか。

そして、あとプッシュ通知、219件の方が必要に応じた配信をされていると思うんですけれども、その開封率、多分見れると思うんですよ。

あと、事業所の検索の利用件数とか空き情報の閲覧件数とかは、そういったものを目標値と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

してまず掲げているのかどうかと、いつから、もし掲げているとすれば、それいつから把握して、どういう周期で見ているのかなというのを教えていただけるとありがたいです。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 まず、アプリのプッシュ通知の実績ですけれども、今年の直近でいきますと、9月に7件、8月に7件、7月に10件、アプリを使いましていろいろな周知をさせていただいているところです。

どれぐらい使われているかというところですが、事業者の検索の件数だったり、あとは、ちょっとこの空き状況の検索の閲覧の件数、こちらについては、現在ちょっと集計の項目に入っていないので、ちょっと把握はしていないところです。

事業所の空き状況については事業所のほうから入力していただくような形になっておりますけれども、こちらについては区のほうで、更新のルールにつきまして、分かりやすいマニュアルを作成した上で各事業所周知させていただいております。掲載情報に更新があったときとか、事業所に更新をしていただくように、こちらからも併せて依頼をしているところでございます。特にそれに関して、それ以上のところの機能というのは今、ついていないところなんですけれども、今現在、アプリ通じましてアンケート調査など実施したり、今、岡田委員からお話があったようなご意見踏まえまして、いろいろと、まだちょっと始まったばかりというところもありますので、改善していきたいと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 本当に改善改善の繰り返しだと思うんで、本当に最初はすごい産みの苦しみなのかなと思っています。事業所一覧とか空き情報というのが、多分、一番精度と鮮度が利用価値のこの核心だと思っているので、その空き情報の入力を事業所が行ってくださっているのは当然しょうがないんですけれども、それに対して、未更新時に警告が出るとか、あとは、その更新頻度の目安みたいなルールとか、そういったものとか、あとユーザーの誤認識防止、要は古いデータを見てしまったというような誤認識防止みたいなところをどう考えているのかなというのと、あとは事業所側のその更新の負担を下げる仕組みみたいなのができるといいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 今、ご指摘ありましたご意見の機能は、特には現状実装はしていないところなんですけれども、そういったご意見あるということで、やはりこういったアプリ、いかにユーザーさんのほう、また事業者さんのほうで使いやすいようにするかとこのところが大事なかなと思いますので、そういったところを踏まえて今後の運用を検討していきたいと思えます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 区内の既存のデジタル政策との相乗効果ってすごい重要だなと思っています、台東防災アプリが連携されていることとかバリアフリーマップが連携されているというの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はすごくありがたいなと思うんですけど、今後、障害者向けのそのデジタル手帳のミライロIDとか、他部門のデジタル基盤との連携・拡張みたいところは検討されていますか。例えばミライロなどだと、前回どなたかが委員会で質問していて、その先行自治体の導入状況みたいなのを確認しながらというところだったんですけど、先行自治体の導入状況も含めて、その現状どうなっているか教えていただけるとありがたいです。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 今、岡田委員おっしゃられたように、本アプリにつきましては、バリアフリーマップや防災アプリとのリンク自体は行っております。今後、その他部署との何か連携可能なものにつきましては、ちょっといろいろお調べして、必要なものについては協力を依頼するなど、考えていきたいと思います。

ミライロIDにつきましては、そうですね、今、確認しているところで、アプリとセットで展開しているところは、2つの自治体があると確認しているところでございます。台東区において、このミライロIDにつきましてはですけども、このミライロID自体は、その手帳を所持していることを証明して、対応が可能な交通機関や施設等の障害者割引などに主に使えるというようなものでございます。区のアプリアとの連携ということ自体は、現在ちょっと予定はしていないんですけども、今後、そのミライロID自体をインストールしていただいた方を区有施設等に利用すること、そういったことについては関係所管と協議していきたいと思っております。

○委員長 ぜひ、本当に今、産んでいる最中というか、産みの苦しみだと思うので、ぜひ使いやすいものにしていただきたいなと思っております。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。私もちょっと通告していたので、今、岡田委員が聞いてくれていたこととほぼ一緒のところはもちろん省くんですけども、この3月から始めて2か月以上たったときに、障害当事者の方がやはりこのアプリを知らなかったということで、ご紹介して使ってもらっているんですけども、やはり今、・・・ができたばかりなので仕方ないなと思うんですけども、先ほどから委員が言っていたような施設の空き情報だとか、いろいろなサービス事業が分かるので、とてもいいなと思いつつも、でも、当事者の方にとっては、自分が果たしてこれを使えるのかどうかというのがちょっと分かりにくいということで、メニューのほうへ行くと障害者別になっていて、等級別にさらになっていてというのはあるんですけども、自分が使えるのは果たしてどれなのかというのがちょっと分かりにくくて、結局問い合わせないといけないとか調べなければいけないというふうになっているということをお聞きしております。ちょうど今、アンケートも実施中ということなので、そういった当事者の声をぜひ聞いていただけたらと思います。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 よろしいですか。

◆風澤純子 委員 以上です。

○委員長 終わっていますか。

(「アプリ」と呼ぶ者あり)

○委員長 アプリ。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 アプリ、プチ関連でね。

実は、このささえ～る、台東区議会もお世話になっているんですね。この間の広報委員会、委員の方はご存じと思いますが、実は、ここにお知らせ機能というのがあって、台東区議会のほうの声の区議会だよりデイジー版、それと手話通訳を配置して傍聴ができますよと、このお知らせをこれから定例会ごとに発信をさせていただくこととなりました。スタートはこの第3回定例会で、何でしたっけ、この広報委員会です承後に速やかに実施するという事になっていいますので、これ1回目はもう発信されたんだよね、まだ。

○委員長 次長、答えられますでしょうか。

議会事務局事務局次長。

◎櫻井敬子 議会事務局事務局次長 配信されます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 配信されたね。ということで、これからはこのささえ～ると議会もしっかり連携をさせていただきまして、こうした情報、あるいはこうした、特に予算とか決算で障害者の皆さんについての審議がされるようなときなども、ぜひ興味を持ってご覧になっていただきたいということも併せてお願い申し上げまして、ささえ～る、活発な利用者が増えて、いいアプリになりますように期待しています。以上です。

○委員長 ほかに関連、じゃないですか。もう岡田委員、終わりましたか。

◆岡田勇一郎 委員 私は終わりました。

○委員長 じゃあ、新たに。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 まず、社会福祉総務費ですね。141ページの6番、原爆被爆者見舞金支給ということで、今、支給人数が21名になっていますけれども、原爆被爆者、区内に何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 お答えいたします。現在、原爆被爆者見舞金支給の対象となって支給させていただいている方は、令和7年中は、令和6年度実績ですと21名となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 支給人数は21名なんだけれども、原爆被爆者認定されている方は何名いらっしゃるか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 失礼いたしました。支給対象者は、6年度時点30人となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。3分の2ほどが支給を受けているということで、これは、多分周知はされていると思うので、受けないということを選択はされていると思うので、その辺については特に問うことはないんですけども、今、ちょっと東京大空襲のほうの被害者についてなんですが、東京に限らず大空襲の被害者についての見舞金を出している自治体も幾つかあると思うんですけども、台東区はそういった方々は対象には、今後検討とかはされていないでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 ご質問の件ですけれども、現在、国のほうでも救済法案について議論をされているものでありますので、国の動向を確認しつつ、今後台東区としての対応を考えていくものとしております。そのため、現時点について、具体的な取組は、まだ検討はしておりません。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。なかなか政府のほうの動きがちょっとあまりよくなくて、空襲のほうはなかなか認定されないような動きになっているのかなというふうには思っているもので、被害者の方ももう高齢化されていますので、ぜひとも、台東区は特に被害を受けた地域でもありますので、今後検討していただきたいと思います。

ちなみに、一番高い金額、ちょっと調べたところだと、名古屋が年10万円とか、あと最近だと世田谷区が3万円の見舞金を支給するということで決定されたみたいなので、ぜひともちょっと、国が本当はやるべきだとは思うんですけども、そういった自治体のこともいろいろ見ていただいて、台東区も検討していただければと思います。

じゃあ、次行きます。151ページ、高齢者虐待等防止のところですね。

こちら令和6年度、在宅が18件、施設が1件となっているんですけども、この施設1件のところがどういった内容か、報告ができればお願いしたいのと、在宅についても、どういった内容ですね、傾向があるのかというのが分かれば教えてください。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えいたします。施設における虐待認定1件の内容につきましては、施設の管理者のほうから介護職員による身体的虐待に当たる行為があった旨の報告が区にございまして、区の職員にて当該施設へのヒアリング調査などを行いまして、調査の結果、身体的拘束に当たる行為があったため、身体的虐待1件として認定したものととなります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。ちょうど令和6年度が高齢者虐待防止の推進というのが義

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

務化されていて、介護サービス事業者へというのが義務化されているというのもあるので、その取組について、ちょっとなかなか小さい施設だと難しいと思うんですけども、委員会の設置だとか、指針を整備するとか、いろいろそういった取組を義務化されているというのがありますので、施設での虐待防止に向けて、さらにちょっと区も支援していただきたいと思います。

あと、在宅のほうも大体虐待の種類、5つぐらいあると思うんですが、そちらももう今、高齢者増えて、認知症の方も増えてということで、たくさん老老介護だったり、働きながら介護しているとか、いろいろなケースが見受けられると思いますので、その辺、引き続きにはなるかもしれないんですが、取り組んでいただきたいと思っています。

その22番の老人保護のほうについても続けてお伺いいたします。

こちら、老人保護というのは、環境とか経済的理由で、やむを得ない理由で保護されている方と認識しているんですけども、令和6年度の新規入所の方、どのような理由というか要件で入っていたかというの分かりますでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 老人保護の状況でございますけれども、6年度保護されたおおむねの傾向なんですけど、在宅でセルフネグレクトの状態で見えられた方、また在宅で支援者、同居の方が亡くなった状態で見えられた方、また認知症等により身元不明の高齢者として警察などに保護された方、そういった方が主になります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。そういった方々が115名。新規はもうちょっと……新規としては何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 件数として、6年度保護をされた方は9名でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。もしかしたら区内にもっと実はそういった理由で今も、現在している人がいるかもしれないので、本当に、先ほども包括支援センターの方とかも訪問事業とかもされていると思うんですけども、ちゃんと保護されるべき方が保護されるようお願いしたいのと、そういった方というのは、やはりこういったホームから退所するというのはなかなか難しいというか、最後はちょっとお亡くなりになって退所するのがほとんどなのかなと思うんですが、やはりそんな感じですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 基本的に保護をされた方、保護をした方の経緯もあるので、こちらから退所させるということはございません。

なお、支援者がいない場合などで、成年後見制度を利用して後見人をつけて、後見人と契約に移行した場合、後見人との契約に移行した場合は、同じ施設であっても後見人による契約入所となりますので、その場合は老人保護としての手続では退所ということになります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。これからこういったケース、ちょっと増えてくるかなと思いますので、引き続き、ちょっと力を入れていただけたらと思います。この件、以上です。

関連なければ、次、行きます。

○委員長 風澤委員。

高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 先ほど風澤委員の高齢者虐待防止の在宅での虐待認定件数、18件のうち、どのような傾向ですかというようなご質問があったかと思います。そちらにつきましては、身体的虐待が12件、介護・世話の放棄・放任が5件、心理的虐待が4件、経済的虐待が2件、性的虐待はゼロ件ということでございます。傾向としては身体的虐待が一番多く、介護・世話放棄の放任、心理的虐待と続く状況は、傾向としてはございます。

なお、今申し上げた件数なんですけれども、1つのケースについて通報が何件かありますので、ちょっとその数値は異なっております。

○委員長 よろしいでしょうか。

◆風澤純子 委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 次、質問。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 続けます。154ページ。

(「関連です」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連。じゃあ、大きな声で言ってください。関連。

(「はい、関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 21番の虐待防止のところ、虐待など防止ですよね。そのところで、今、具体的な身体拘束などいろいろ出されましたけれど、いわゆる診断といいますか、認知症との関係とか、その方、虐待された方たちの精神状況、身体状況的なところでの認知症的な状況などは分かるのでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 虐待を被虐待者、受ける側のほうで、やはり認知症になっていた方で、養護する方がそれに気づかずとか、そういったもので虐待に発展するというケースも多々ございます。

ただ、そういったところで正しい認知症の対応とか、そういったところがある程度理解いただければ、そのところは防げるのかなというふうに感じております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 これは非常に大事なことといいますか、環境を見る上で。逆に、今度虐待

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

した側が認知症的な、よくご夫婦でありますよね。何ていうかな、認知があるために、もうできないと虐待してしまう。そういうケースは、逆はどうですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 お互いが認知症になっていて、ある程度、虐待がどうかという判定になりますけれども、こちらは、虐待をしようとして虐待をしているわけではない状況です。虐待の判定としては、虐待に至らないというふうな形になります。

ただ、お互い夫婦で共に認知症をちょっと患っていて、そのところでケアが必要になった場合は、そうですね、包括支援センターのほうが入入をしたりとか、また区職員のほうで訪問したりとか、そういったところで地域包括支援センターと連携・協力しながら、必要な支援というのをやっているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。本当にこの非常に大事というか、大切なところだと思いますので、この虐待の通報や何かがあったりとかのときの環境を十分に調べたりというか、客観的に見ていたりとか、そういうことは大事なのかなということと、あとは、やはり地域の皆さんで、地域で一緒に住んでいたりと、地域の方の支援というのが非常に大事なのかなというふうに思います。

あと、例えば、独り暮らしの方がそういう意味で、同居者ではないですけど、そういうところからの虐待というか、そういうのを受けるケースというのは、在宅の場合はあるんでしょうか、介護者とかも含めて、はない。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 独り暮らしの方が在宅で虐待を受けているかというご質問でよろしいでしょうか。

(「はい、そうです」と呼ぶ者あり)

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 こちらについては、特に事例は把握してはございません。虐待という形では、把握してはございません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。そうですね、客観的に虐待というのは見えにくいという状況ありますけれども、本当に地域の方々の力で独り暮らしの方たちのそういう認知的なこととか、あと、よく道路で座っていたら蹴っ飛ばされた、蹴られたとかいう、そういう状況なども実はお聞きしたりしたことがあるんですよ。ですから、そういうこともぜひみんなで守っていくということで地域を見守っていただきたいというふうに思います。

○委員長 よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 風澤委員、よろしいですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆風澤純子 委員 いいです。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 先ほど私の答弁で、認知症同士の方、ご夫婦で、その場合は虐待に至らないというふうな発言をさせていただきましたが、それは、言い切ることはできないということでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

じゃあ、風澤委員、戻します。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。154ページの5番の地域生活支援の（3）の障害者移動支援について伺います。

ちょうど令和6年度は対象が拡充されて、B型事業所とか通学にも使えるようになったりとか、あと精神の方も使えるようになったと思うんですけども、利用者数の前年度、前々年度ぐらいからの推移を教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。まず、通学支援につきましては、以前から通学支援として利用できるものとなっております。

それで、移動支援の実績になりますけれども、令和4年度につきましては、移動支援を活用される方が186名、通学支援の方が22名。令和5年度は、移動支援の方が208名となっております。令和6年度は、こちら記載のとおりで226名となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。人数について、分かりました。

こちら自治体の裁量で幾つかそういった要件だとかって決められるものだと思うんですけども、何か今の移動支援について、何だろう、何か要望とか、そういうのってお聞きしたりとかってしていますでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 そうですね、いろいろご意見はありまして、やはり、使う時間帯によってなかなか対応できる方がつかまりにくいとか、あとはその運用の仕方ですね。基本的に今、自宅から出発というところを基本としているんですけど、そういった運用とか柔軟にできないかみたいな、そういったご意見をいただいております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。これちょっと2年前の委員会のときにもお聞きしたときに、日曜日の余暇活動に使う方が多くて、日曜日ってやはりヘルパーさんも少なくてということをお聞きしていたんですけど、今回ちょっとお聞きしたところは、やはりちょっとB型とか学校とか精神の方も使えるようになりまして、時間がやはりかぶる、今、課長もおっしゃっていただいたように時間がかぶるということで、やはり通学とか出勤の時間帯にちょっと利用者が、やはり利用したいって方が増えているんですけども、なかなか対応できる人がい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なくてということをお伺いしております。

基本的に台東区だと1対1の事業だと思うんですけれども、ほかの自治体を見ますと、何ていうのかな、グループ支援というんですか、目的地が一緒だったら2人、3人とかご一緒させて移動をするということにも使えたりしているというふうな感じで、自治体の裁量が可能なところなので、こういった、ちょっともう少し柔軟性があると使いやすいなというふうにも考えるんですが、いかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 今、風澤委員のほうからありましたとおり、台東区のほうでは移動支援事業につきましては個別支援型ということで、利用者お一人に対してはヘルパーお一人という形のマンツーマンによる支援を行っています。これも先ほどお話があったとおりで、グループ支援型を認めている区というのは、確かに幾つかあることは承知しておりますが、やはり1人のヘルパーで複数の方を同時に対応するということは、安全性の確保、そういったところが課題になるかなと思いますので、こういった運用についてはいろいろ他区の状況だとかを見てみたいと思います。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。私も最初、グループ支援をしているという自治体を聞いて、安全性の面とかプライバシーの面とかもろもろ、できるんだというふうに思ったんですけれども、でも、法律上は障害者総合支援法の中には個別支援型とグループ支援型というのは認められてはいるので、そういった安全性が確保できる状況であれば、同じところに行くのであれば、AさんとBさんを乗せていくとかいうのにもちょっと対応できるようにとか、考えていただけたら、もっと利用できる人が増えるのではないかというふうには思っております。

あと、ちょっと区の事業ではないんですけれども、厚労省の告示523号についてもちょっと述べておきたいと思うんですけれども、これ通勤とか経済活動には使えないとか、通年において長期にわたる外出は使えないとかいう告示があるんですけれども、一応自治体の任意としては、何ていうのかな、通学とか就労にも使っていいですよみたいな、その後厚労省も出しているんですけれども、なかなか元の告示があるので、そういったことを使える制度を創設したけれども、煩雑でもあるし、十分広がっていないというところがありますので、もし何かの機会があれば、厚労省の告示523号についても撤廃のほうを区からも要望していただけたらなというふうに思っております。

あとは、次に行きます。

(「すみません、・・・の関連です。ほとんどダブってしまいました」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連。

伊藤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆伊藤延子 委員 障害者移動支援のところでの関連でよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今回障害者移動支援の、いわゆる支援者というんですかが非常に不足しているという、同じ時間にかぶったりとかいうこともということで、台東区としてこの支援者の養成を行っているということですから、それらの具体的な内容と、あと、それでどれぐらいの方に、方というんですか、充足率ですか、その辺を教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 台東区のほうでは、移動支援の事業者の養成研修、こちら毎年3回実施しております。それを実施して移動支援に従事する方の養成に努めているところです。年間で三、四十名程度の方が受講されておりますが、その中で、実際のヘルパーとしてどれぐらいの方が事業所に登録されてというところまでは、すみません、今、把握はしていないところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ここに、具体的な研修に参加して、実施というかな、自分も社会貢献ですか、やっているという人がいるんですけど、やはりスキルアップ研修というのか、発達障害の方などあると、そういう方たちの対応の仕方とか、そういうことも研修をさせていただいているので、自分自身も非常に、先ほど障害者を理解するとか、そういうところでも、何ですか、自分が生き生きとというかになっているということもその方おっしゃっていましたので、ぜひともこういう形で支援者を増やしていただけたらというふうに思います。

○委員長 よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 終わり。

じゃあ、風澤委員、戻ります。

◆風澤純子 委員 159ページの24番、障害者相談支援・虐待防止のところなんですけれども、ちょっとここでいいのか分からないんですが、相談支援のことでお伺いいたします。

障害者の計画については、セルフプランと支援員による、相談員による計画があると思うんですけれども、区のその障害者と障害児のセルフプランの率を教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 令和7年3月末時点という形になりますけれども、障害福祉サービスの受給者の方でセルフプランの割合が約20%で、児童通所支援の受給者の方で約80%となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 全国でいうと、セルフプラン率というのが、成人の障害者のほう15.8%で障害児のほう30.7%ということで、特に障害児のセルフプラン率が、台東区ちょっと高

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いなというふうに思っています。

これは、やはりセルフプランだと、受けられるサービスが、やはりモニタリングだとか支援だとかで大分ちょっとマイナスになってしまいますので、国のほうもセルフプランはなるべく解消したほうがいいということで言われております。つい最近も10月1日、厚労省の社会保障審議会が開催されて、そこでも、本意じゃなくてやむを得ずセルフプランを選んでいるケースを解消に向けて自治体でも把握してくださいみたいな取組を促していくというような審議もされていまして、こちらはなかなか相談支援員さんも少なく大変だとは承知はしているんですけども、セルフプランをなるべく少なくしていくような取組をしていただきたいなと思っております。

私も障害児の保護者さんに聞いたところ、もともとそんな相談支援員さんがやるということをもっと知らなくて、自分でつくっていたという人が結構多くて、何ていうのかな、やはり自分の子供さんが障害を抱えているというのを分かった時点で結構ちょっと混乱しちゃったりとかいうときに説明を受けていたかもしれないんですが、そういったときにやはり自分でやらなければいけないんだと思い込んでしまったりとか、支援員さんはやれるものなんだというのを知らなかったりというまま子供さん大きくなって行って、後でほかの区の方とお話をしている中で、何それみたいな感じのこともお聞きしています。

近隣の荒川区とか墨田区とかだったか、その辺ちょっとあれなんですけれど、セルフプラン率がゼロというところも近くにございますので、ぜひともそういった、なるべく解消に向けて取り組んでいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 委員ご指摘のとおりで、セルフプラン率の高さというところにつきましては、区としても一つの課題としては認識しております。

障害児の方の相談支援については、そうですね、ホームページのほうで障害児の支援事業の利用の手引の中で相談支援についてご説明しているのとともに、サービス利用計画の作成を障害児通所支援事業所に依頼するようご案内しています。しかしながら、特に障害児の方につきまして、主に松が谷福祉会館で計画相談請け負っているところではございますけれども、なかなかそれ以外の民間事業所で対応が今、困難な状態となっております。

また、計画相談が入ることで、定期的なモニタリングだったり計画の立案のための面会の確保、こういったところが必要だということで、その時間がなかなか確保できないということから、逆に、計画を望まないという方も一定数いらっしゃるということもございます。しかし、区としては、サービスを利用するためには計画相談、こちら入ることを、これは望ましいと考えておりますので、なかなか計画相談員足らないというような状況もございますけれども、相談支援員の確保と計画相談の必要性、こういったところをさらに周知していきたいと考えております。

○委員長 風澤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。望んでセルフプランしているんだったらいいんですけども、そうではないケースもあるということで、よろしくお願いいたします。

次が、同じく159ページの26番の身体障害者の医療的ケア支援なんですけれども、リニエプラッツ台東さんですね、昨年の実績だと、昨年じゃない、令和5年度の実績だと4名だったということで、今回12名まで利用者さんが増えています。令和5年度のときには、やはり運転手さんが特に足りなくてということで、人材不足によってなかなか受入れを希望、利用したい人はいるんだけど、なかなか受入れができなくて、増やすことができないんだみたいなことをお聞きしていたんですけども、今回12名に上がったということで、この辺の人材確保とかができたのかなというふうに思うんですけども、運営でお聞きしていることとか、何かありますでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 リニエプラッツの利用者の増につきましては、前回の決算のときは、こちらの事業所自体が令和6年の3月にオープンしたというところでしたので、1か月程度の実績に対して、令和6年度は1年間の実績ということで、そういったところで数字が違うのかなというところがあります。

人員のところにつきましては、以前、風澤委員がおっしゃられるように、運転手不足というようにお話は区としても聞いておりましたが、その後法人に確認したところ、運転手や保育士につきましては充足しているというようなことを聞いております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。確保できてよかったと思います。

続けてですけれども、あと、ちょっとページ数が該当しないのでお聞きしたいんですけども、カームダウンスペースなんですけど、感覚過敏の方ですね、音とか光りとか人混みだとか、そういった方がちょっとパニックになったときとかに落ち着ける場所としてカームダウンスペースというのがありまして、近くだと国立博物館に設置されている。あとは、東京都美術館でも1日、キッズデーのときに合わせてそういうスペースをつくったというようなこともあります。

あとは国で、国というか、あと国内でいうと、空港とかに設置されていたりとか、あとは自治体だと川崎市役所と、あと小学校で1校、今年ちょっとカームダウンスペースをつくったというところもあるんですけども、やはり、特にパニックになってしまうようなお子様を抱えていると、どこかに出かけることがすごくできなくなってしまうという、やはり保護者さんの訴えがありまして、そういう混乱になったときとかに感情を落ち着かせるスペースがあればこういった博物館とか美術館に行けるとか、そういう社会参加ができるんだよというところと、あとは、普通の学校とかにもそういうのがあると、一人になれる場所があると普通の学級でもいられるのになという訴えとかもあるんですけども、そういったスペースの確保とかいうのは何か考えられそうなことで今後ありますでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 カームダウン・クールダウンスペースにつきましては、今、委員がおっしゃられたとおりに、そういった感覚が過敏な方のクールダウンになるような場所というところで、いろいろなところで設置されているというところは確認しております。

こういったスペースをつくるということ自体は、そのユニバーサルデザインを推進するものでございますし、いわゆる合理的配慮の推進というところ、合理的配慮の提供の一つというふうにも考えられます。障害福祉課としては、こういった状況の方がこういったスペースをつくることで、一つ安心できる場所になるというような、そういった考えにつきまして、いろいろな庁内のほうで施設管理所管だとかにもそういった考えについては共有させていただいて、設置できるかどうかにつきましては、ほかの自治体、先行されているところもありますので、そういった状況とか見ながら研究してまいりたいと思います。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。終わりましたか。

◆風澤純子 委員 はい。あれですね、社会福祉費ですね。

○委員長 はい。

◆風澤純子 委員 大丈夫です。

○委員長 いいですか。

◆風澤純子 委員 はい。

○委員長 では、昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時から、1時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 11時59分休憩

午後 0時59分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 初めに、介護保険課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 先ほど岡田委員のほうからご質問がありました就職フェアの就職者数16名の内訳、答弁保留させていただきましたのでお答えさせていただきます。

内訳としまして、介護が13、障害が3、合計で16名となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

引き続き、第1項、社会福祉費について、ご審議願います。

小坂委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆小坂義久 委員 じゃあ、委員長おっしゃるように、テンポよくいきたいと思います。

151ページ、認知症高齢者支援の推進です。

これ午前中、高森副委員長からも認知症の件、ちょっと若干VRの件で触れていただきましたが、私も本当に今、この超高齢社会にあって、この認知症対策、高齢者の支援をどう行っていくかって、これは非常に大切な課題でございます。そういう意味で、本当にしっかりと、またこれについては質問させていただきたいというふうに思っております。

この決算年度の事業内容を見ても、本当に多岐にわたって様々事業を行っております。そういう意味でおきますと、この認知症対策について、大変力を入れているということについては、評価をしたいと思います。

ただ、その事業内容は非常に多岐にわたっておりますので、周知啓発を含め、多くの方に認知症への理解を深めてもらうよう取り組んでいく必要があると思われまします。この認知症当事者はもちろんですが、地域住民の理解を深めるよう取り組むべきと考えております。今後の展開について、課長の所見を伺います。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 区民の方に認知症の理解を深めるために行っている事業につきましてご説明をさしあげたいと思います。

地域の方に認知症の理解を深めていくための取組といたしましては、先ほど午前中にもご答弁さしあげましたVR認知症体験会やその他講演会、また、現在庁舎の1階でも実施しております認知症の月間でありますパネル展を各地域包括支援センターと共に毎年実施しております。また、短時間で気軽に認知症への理解と関心を深めていただけるよう、出張型ミニ講座を各地域で実施しておりまして、6年度末におきましては1,218名の方が受講していただきました。また、昨年度は竜泉福祉センターのオープン記念事業といたしまして、俳優の安藤和津氏による、認知症のお母様を介護した経験についてお話しいただくという講演会も実施いたしました。

今後もより多くの方に認知症に対する正しい知識を深めていただけるよう、様々な機会を捉えて事業を展開したいと考えております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ちょっと確認したいのが、講座の申込みに際し、電子申請を取り入れ、講座終了後のアンケートや相談内容などAI、先ほど出ましたけれどOCR活用するなど、業務の適正運用を行っていると思いますが、この件について、業務内容を教えていただきたいと思います。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 今、委員おっしゃられたとおり、各種講座の申込みにつきまして、ホームページですとか事業案内のチラシにおきましては二次元コードを電子申請で読み取れるようにさせていただいております。現状におきまして、窓口や電話、その他申込みいろいろございますけれども、全ての申込みの方法の半分以上が既に電子申請経由というふうにな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

っております。このため、利用者の利便向上も図られているのではないかと感じております。

また、講座終了後につきましては、アンケートは手書きでございますけれども、A I－O C Rを活用いたしまして、それをスキャンで読み込ませた上、集計を行って、参加者の属性、講座の内容の満足度、今後取り上げてもらいたい内容や意見の分析行うことにおきまして、業務の効率化を図らせていただいているというふうに考えております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 昨年1月、認知症基本法策定されました。これら基本法に則した形で今後の本区のお考えとか取組について、総括で行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、162ページ、青少年問題協議会運営の民間遊び場維持管理等運営経費について確認をさせていただきます。

遊び場対策推進事業として、上野桜木子供遊び場とか、あと弁天山下公園ですか、など活用しておりますが、遊具等の保守点検、公園内の清掃など、どのようなサイクルで行って、この年度、決算年度行ってきたのか。また、幼児からこれ中学生まで参加対象となっておりますが、このいわゆる参加状況について伺いたいと思います。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 弁天山下の児童公園につきましては、遊具の補修とかは区のほうで行いまして、日頃の見回りとかはこちらの民間の団体のほうにやっけていただいている状況です。上野桜木子供遊び場につきましては、区のほうで巡回警備を依頼していただいているところで、利用状況につきましては、特に利用人数というのは把握していないんですけれども、上野桜木子供遊び場に関しては、主に小・中学生とか未就学児の親子などが放課後の時間帯ですとか日曜日の日中、それから春休みなどの学校の長期休業日などを中心に利用されておりますし、弁天山下児童公園につきましては、日中の時間帯、小さな子中心に遊んでいたというふうに認識してございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ということは、この決算額は、主にあれですか、上野桜木子供遊び場の、いわゆる寛永寺さんからお借りしている金額ということでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 特にお借りするときに賃料とかは発生しておりませんので、巡回警備の金額ですとか、あとは弁天山下児童公園とかの遊具の改修工事とか、そういったことに使っている費用でございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 それは、じゃあこれは、やはり巡回の見回りの形ということですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 そうですね、巡回警備とか、そういったことの経費にな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ってございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 すみません、ちょっと私の認識が。ということは、これ寛永寺さんからお借りしていますけれど、これは金銭は発生していないということでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 無償で貸与いただいています。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 すみません、それは私の認識不足でした。

じゃあ、ちょっとこの遊び場というか、この件に関しては、対策推進事業として、上野桜木子供の遊び場とか活用されているというのはよく分かりました。

ただ、この上野桜木子供の遊び場、これ、ふだんちょっと私も幾つか・あの辺の地域よく通るんですけど、あまり何か活用されていないなと私自身は感じるんですけど、その辺についてはどうお考えですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 現在は子供の遊び場ということで、子供対象になっておるんですけども、現在、地元町会からもご要望をいただいております、多世代の方が利用できるように、利用者の拡充を検討しているところです。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 承知しました。そういう意味でいうのであれば、しっかりその辺のところは取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

本目委員。

(「いや、まだ」と呼ぶ者あり)

○委員長 ごめんなさい、失礼しました。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 まあいいか。項目ないから、いい、やめた。

○委員長 分かりました。

次、本目委員。

◆本目さよ 委員 142ページ、社会福祉協議会ですね。これ実際には社会福祉協議会が実施している子育て家庭家事援助利用券という仕組みがあるんですけども、これ、実は社協の自主財源事業として行われているのは承知しているんですけども、議会で社協の件って報告が委員会とかにもないので、件数、参考までに、もし分かれば教えてもらえますか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 お答えします。令和6年度の子育て家庭家事援助利用券の実績ですけれども、延べ利用者数が19名、利用時間が152時間、利用助成額は15万2,000円となっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 そうですね、そんなに多くないなという印象ではありますが、こちら、例えば突然の病気や親の病気、子供の病気とかで家事援助の券を、割引チケットをもらえるようなイメージなんですけど、例えば、何か双子とか障害児の家庭では、一番支援が必要なのに枚数が足りなかったりとか、あと突然介護、親が倒れた、おじいちゃんおばあちゃんが倒れた、だから介護必要だよ。子供の世話までは何とかなっても家事が回らないとかいうときに、本当は必要だけれども、でも、おじいちゃん・おばあちゃんが倒れただと多分使えないんですよね。

でも、これってすごく必要なところに、かゆいところに手が届く制度だというふうに思っていて、すごく高く評価しているんですけども、でも、これ社協の自主財源事業なので、私がここで何を言っても改善されるものでもないし、区が改善できますというものでもないことは重々承知なんですけど。

これ、そもそも、でも、社協にいざというときの家事支援みたいなところを任せっきりでいいんですかね。家庭支援という意味では、多分何か困ったっていったときには、子供預かりますよ、ショートステイありますというのはあるけれども、でも、子供とは一緒にいたいけれど、でも、例えば、親の片方乳がんで入院します、もしくは通院します、闘病しますっていったときに、じゃあパパが看病もしつつ、看護もしつつ、子供の育児もしつつ、家事もしつつ、役割が物すごく増えるんですよね。そのときに、子供のケアを自分ではしたいけれども、でも家事が回らないとか、そういったところのサポートみたいなところって、区では本来何かそういった、いざというときのサポートって、区が整える仕組みな気がするんですけど、その辺どう区として考えていますか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 子育て・若者支援課では、独り親家庭の育児や家事を手助けするひとり親家庭ホームヘルプサービスを実施しておりますが、緊急時の利用は想定しておりません。また、子ども家庭支援センターでは養育支援ヘルパーを実施しておりますが、対象者は、保護者の養育を支援することが特に必要な要支援家庭となっております。委員ご提案の緊急支援の仕組みにつきましては、他自治体の状況を確認する等、研究してまいります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 さらに、ついでに言っておくと、社協の家事援助事業、すごくいいのに、申請、オンラインではできないんですよね。オンライン化してねっていろいろ言っているけれども、自主事業までは手が回らないのかなと思いつつ、そういったところも含めて、区の支援は必要、ICT化という意味ですね、ICT化という意味で必要だと思うんで、そこもぜひお願いをしたいと思います。

次、行きます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 関連。

高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 すみません、社会福祉協議会の関連で質問をさせていただきます。

社会福祉協議会は、ボランティアの育成ということで、ボランティア関係の仕事もしているのは承知しております。社会福祉協議会が、万が一災害が起きたときの、これボランティアセンターを開設するという業務が必ずございます。これは万が一のときですので、災害の内容にもよるし、またいつ起こるか分からないということで、常日頃からこれにどう備えておくのかと、どういう体制をつくっておくのかということを社会福祉協議会の中でちゃんと体制を整えておいていただかないと、万が一のとき右往左往するだけだということになってしまいます。

そこでお伺いしたいのは、そうしたボランティアセンターの開設などに向けて、何か具体的にやっていることがあれば教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 お答えいたします。社会福祉協議会は、台東区で災害が起きたときのボランティアセンターを立ち上げる重要な役割がございます。実際、被災地の社会福祉協議会に台東区の社会福祉協議会の職員が行って、現地で共に活動を経験してくるという貴重な経験も行っております。また、日頃より地域の住民の災害ボランティアの育成ということで、講座等の実施もさせていただいているところになります。

また、あと発災時にボランティアセンターを立ち上げた後、いろいろな物資が届いたりとか、あとはそのボランティアで手を挙げられた方を必要なところに配置をする、そういう重要な役割も担っております。

そういった中では、社協の職員だけで行っていくというのは非常に難しいところがあるというふうに思っております。台東区の社会福祉協議会として、具体的に支援を受ける、どこかの団体と協定を結んでいるというものではございませんが、災害時に円滑に連携ができるよう、日頃から関係構築を目的に、一緒に事業を行っているという団体があるというふうに、私どものほうでは聞いております。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 災害地に社協の職員が派遣されたのは、どういったときだったのか、何回ぐらい派遣されたのか分かりますか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 東日本大震災や平成30年7月の西日本での豪雨、令和元年度、台風19号が発生したとき、あとは能登半島地震への派遣を行っているというふうに聞いております。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 そうしたところで体験をしていくということは、大変重要なことだ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と思っております。

その中で、私たち保健福祉委員会で人吉市に視察に行ったんですね。そのときに、その人吉市の社会福祉協議会が大変いろいろなサジェスションをしていただきまして、特に災害のときに災害に特化したボランティアのそうしたグループがあって、そうした方々がいち早く来ていただいて、そして、しょっちゅうそういう方々はいろいろなところの災害現場に行ってそうしたボランティア活動をしているので、職員よりも熟知していると、何をどうしたらいいかを。そうした方々によって、かなり効率的に仕事が進んだというようなお話を聞いてまいりました。

そこで感じたことは、日頃からそうしたそのNPOである方々との連携だったり、基本提携だったり、何らかの何かあったときに来ていただけるような、そうしたその取組をしておかないと、いざというときに、じゃあこのNPOに頼みましょうかじゃあ間に合わないんじゃないかなという危惧をしております。

なので、そうした災害の現場に行っている職員の方もいらっしゃるようでしたら、そうしたNPOとの連携ということも頭に置いて、それでそうした現場を見てきていただきたいと思うんですが、そのようなNPOとの連携に関しては、何かお考えがありますか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 日頃よりNPOの方との関係を保ち、いざというときに顔が見える関係を築いておくというのは非常に重要なことだと社会福祉協議会は認識しているというふうに聞いております。

発災時のときにご協力をいただいたりするためにも、日頃近隣4区と社協が定例の打合せをやっていく中で、台東社協とその民間の団体さんが一緒に会議に参加をしたりだとか、また台東社協が行う講座の講師にそのNPOの方に来ていただいたり、そういった形で連携を深め、いざというときにスムーズに協力をいただけるような関係構築を今築いているというところでお話は聞いているところでございます。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 ありがとうございます。そうした活動をしていただいているということは心強いことで、今、線状降水帯というのが発生すると、いつ何どき豪雨に見舞われ、そうした水害が起こらないとも限らないという危機感を持っております。これは、地震もいつ起きるか分からないんですが、こうした水害の対策というのもやはり万が一のときには大事なので、ぜひそうしたボランティアの方を集めて、そして資機材なども必要でしょうから、どんなものを用意しておかなければいけないのかというところまで含めてぜひ検討を進めていって、そうしたボランティア、NPO、皆さんが協力していただけるような体制を構築していただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 本目委員に戻します。

◆本目さよ 委員 153ページ、心身障害者福祉費、放課後等デイサービスと160ページの児童福祉費、松が谷福祉会館運営、療育事業、この辺りちょっと一体になって聞きたいと思いま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

す。

まず、令和6年度の放課後等デイサービスの利用人数と保護者の負担している利用費の内訳について教えてください。幾らぐらい払っている人が何人ぐらいいるのかなというところですね。あと、ついでに月額最大料金も併せて教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。

放課後等デイサービスの実際の利用者につきましては、ちょっと請求月ベースという形になりますが、令和6年度で357人ということとなっております。

自己負担につきましてはですが、自己負担の月額上限につきましては、保護者の属する住民票の世帯の区民税の所得割によって異なります。自己負担額の月額上限が3万7,200円の世帯と、あと月額上限が4,600円の世帯、また自己負担額のなしの世帯というふうに分かれております。自己負担額上限額が3万7,200円となる方につきましては104名、4,600円になる方が196名、自己負担のない方が37名という形で把握しております。

自己負担額の割合というところですが、月額で大体どれぐらいお支払いされているかというところですが、例えば3万7,200円の世帯の方で、お一人当たり大体月平均で8,000円程度というふうになっております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 今おっしゃっていたように上限が3万7,200円ということで、ただ、平均すると8,000円ぐらいということでしたけれども、平均なので、もっと使っている人は金額かかるし、もっと使っていない人はもしかしたら安いかもしれないということなんですけど、もしかするとこれ以上使ってしまうと費用がかかるから、本当は子供のために療育受けさせたほうがいいけれども、ちょっと家計的に苦しいかもしれないというご家庭がいるんじゃないかというふうにちょっと懸念しているんですね。ある一定の年収以上だというのは承知しているんですけど、でも恐らく共働きで500万、500万、パートナー2人で稼いだら、もしかしたら超えてしまうかもしれない、その上限を。その中で、例えば学童と併用したらこの3万7,200円プラス学童料金がさらにかかるんですね。そういった中で、保育料とか給食費とか学用品が無償化されていく中で、より困難を抱える障害児家庭の放課後支援に高い上限が残る現状には、疑問の声もいただいています。何か健常児の人たちにはたくさん補助出ていますけれども、私たち忘れられているんでしょうかって声いただいたんですね。

行政の本分は福祉であって、まず最も支援を必要とする家庭に手を差し伸べる、サポートするということが必要なんじゃないかと思うんですけど、千代田区では、児童福祉法に基づく自発、自発はね、台東区も無料になりました、放デイと、あと補装具、日常生活用具の費用を所得制限なしで無償化しているんですけど、台東区としてもあまねく全ての人への支援の前に、より困っている人への優先的支援を強化すべきじゃないかと思うんですが、その辺のお考えいかがでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 昨年度の決算特別委員会の総括質問でも障害児を育てる保護者の負担の軽減についてご質問いただいております。福祉部長のほうで答弁させていただいておりますけれども、先ほど本目委員のおっしゃるように、近年ほかの自治体で、様々な形で利用者の負担軽減策を講じているということは把握しております。経済面における支援の拡充につきましては、障害児の利用できる事業が多岐にわたるところもございます。対象とする事業の範囲や区内外の事業所との調整等、こういったところに関しまして引き続き他の自治体の状況を確認しながら、引き続き今現在検討しているところでございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひそこはスピード感を持ってやっていただきたいというふうに、これは強く要望しておきます。

さらに、放デイに上がる、上がるというか放デイを利用する前に自発を利用している、就学前だと自発を利用している人も多いと思うんですけれども、その辺のつなぎ目ってすごく重要だと思っていて、まず先ほどちょっと医療的ケアのコーディネーターの話とかもありましたけれど、生まれて、じゃあ障害があるって分かったときに、医ケア児だったらコーディネーターにつながるけれども、ほかの障害だと多分つながれないと思うんですね。じゃあそこから手探りでどうすればいいんだろう、セルフケアプラン率の話も出ましたけれども、じゃあ自分でどういうふうにやっていけばいいかみたいなのところを手探りで探らなければいけない、不安もたくさんあると思うんです。そういったところからの療育につながって、じゃあそこから、自発から放デイに行くときに、何か療育に通うご家庭から、就学時には受給者証の更新の案内が来ないか、あとは放課後デイサービス申請には医師の診断書が、この場合は発達障害の方だったんですけれども、医師の診断書が必要だというふうに言われたとお声がいただいたんですね。確かに自発と放デイって別の制度なんですけれども、続けて使う人も多くいて、続けるためにはこれが必要なですよみたいな案内はあってもいいんじゃないですかねというふうに思っています。文京区では案内が来るそうなんですよね。

さらに年度末とか、特に就学に当たっては就学時健診とか入学準備とか手続の負担が大きい時期でもあるので、働いている保護者の場合、学童への申込みもありますし、そもそも療育に通っていたりすると松が谷でWISCなどの心理検査を受けているお子さんも多くて、その結果を生かして申請ができれば家庭の負担が大きく減るんですけれども、その辺の就学時の案内とか申請方法の改善、心理検査結果の活用についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 今、本目委員のおっしゃるとおりで、障害福祉に関するサービスを利用する場合、サービスごとに申請をいただいているという状況でございます。それぞれのサービス自体は申請方法は区の公式ホームページ等でご案内しているところでございます。

児童発達支援の利用者の方が放課後等デイサービスを利用することは、更新ではなくて新た

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なサービスを利用するというところで、特に区のほうから個々に案内を出すとかいうことは現時点ではやっておりませんが、松が谷福祉会館において年長児の児童発達支援の申請時に併せて放課後等デイサービスについてご説明しているというような運用自体はしているところです。

ただ、今ご指摘がありましたとおり、児童発達支援を利用する方の多くがその後、放課後等デイサービスを利用されるという現状は確かにあるということは確認しておりますので、年長児のクラスの児童発達支援利用者に対して放課後等デイサービス今後利用を考えている場合においての申請が必要という案内については、保護者の方に分かりやすい案内方法、そういったところはちょっと工夫したいと考えております。

また、放課後等デイサービスを申請する際に医師の診断書、こちらを求めているところにつきましてですが、本区において医師の診断書を求めることにつきましては、療育が必要という第三者の専門的な判断が必要であることや、放課後等デイサービスが療育を目的としているサービスであることから、子供の育ちを長期間にわたり支援していくために、なるべく早い段階から発達に関する専門的な判断ができる医療につながることを望ましいと、このように考えているからでございます。

ただ一方で、委員ご指摘のとおり、就学時における手続等が非常に多いというところで、保護者の方のご負担が多いというところも確かにあるのかなと思います。なので、現状、なるべく早い段階で医療にかかると、接触するというのが必要だというところのタイミングとして小学校に上がるタイミングで区としては提出をお願いしているところですが、このタイミングが必ずしもこのときじゃなければ駄目なのかということも今のご指摘のお話で考えると、ころもありますので、児童が就学のタイミングで放課後等デイサービスを利用する申請する場合の対応ですね、そこにつきましては、関係所管と協議しながら、何か柔軟な対応ができるかどうか、その辺りは検討したいと思います。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひその辺、でも医療機関となるべく早くつながっておいてほしいという思いがあるということは初めて知りましたので、保護者の方もそういったことを知らないんですよね。知ると、実際に医療機関とつながる、確かにこれつながっておいたほうがいいわみたいなのはあるようなので、そういう意味で丁寧な説明もしていただきたいなというふうに思います。

あともう一つ、今答弁の中で、放デイの申請方法についてはホームページに記載しているというふうに言われたんですけど、ホームページ検索してもぱっと出てこないんですよ。自発と放デイと一覧は出てくるんですけど、じゃあ利用方法どこって頑張って探すんですけども出てこなくて、その辺も含めて何か分かりやすいホームページの記載ですね、自発もそうなんですけれども、どういうルートで利用ができるのか、いまいち素人には分からない。でも、保護者の方みんな素人なんですよね。その人たちがぱっと、必要かもしれないと思ったときに、まずこういうふうにフローをしていけばいいんだ、していけばいいんだみたいな、じゃあ私の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

場合こうだからこうだねとかいうフロー図とかがあったりとか、そういったところがより分かりやすいようにぜひしていただきたいとこれは思うんですが、それいかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 確かにいろいろなサービスがある中で、利用される方がなかなか理解しづらいというような状況というのは是正する必要があるかなと思いますので、ホームページの在り方だとかホームページの表示の仕方とか手続の方法とか、ちょっと改めて今どういう状況か確認して、改善できるところは改善したいと思います。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひ、先ほどの移動支援に関しても、ついでにオンライン申請についてもできるように、多分障害福祉系、とてもオンライン申請進んでいない、手書きみたいなのところもあったような気がしているので、そこもぜひしておいていただきたいと思います。

最後、障害のほうで最後なんですけれども、ぜひ就学前から、就学してからも本当は松が谷にちょっとずつでもつながっていたいんですってお声いただいています。小学校の支援学級に入ったからじゃあおしまいとか別に思っているわけじゃないと思うんですけれども、まずは就学前というふうに力を入れているんだとは思いますが、ただ、幼児のときのことを知っている方に月一とか学期に1回だけでもつながれたら、成長を親も子も確認できてアドバイスももらえて、とても心の支えになるという話もいただいています。区が目指す姿って、北上野で目指す姿ってそういうところなんじゃないかなというふうに思っているの、難易度高いというのはすごい重々承知しているんですけれども、切れ目をなくして、最も困っている家庭から先に安心を届けるというところで、台東区の福祉の進化を発揮していただきたいと思います。

この社会福祉費最後、162ページの青少年フェスティバルです。とてもこの青少年フェスティバル、地域の力を感じるすてきな場なんですけれども、近年の暑さ、暑かったですよね、皆さん、参加された皆さん。子供たちがステージで輝かせるんじゃなくて、何か熱で倒れてしまうみたいなことがあっては本末転倒だと思っていて、気候変動が進む中で開催時期や時間帯の見直しなど安全面の工夫をお願いしたいと思いますけれども、昔からこの時期にやっているからといって、台東区ね、秋のイベントも多いので、なかなか秋にずらせないと、あと、じゃあ朝一いけるのかとか夜いけるのかといったら、なかなか子供のイベントだと難しいということも分かるんですけれども、でも、子供の健康と命が第一なんじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 暑さの和らぐ11月への開催時期変更について、区内全11地区の青少年育成地区委員会のリーダーの方たちと協議をしましたが、先ほど委員おっしゃるように各地区でもそれぞれイベントを行っておりまして、全地区及び学校が参加できるような日程が11月だとちょっと設定できないような状況です。

そのため、今後も熱中症対策を行いながら、本イベントはこれまでの時期で継続して実施し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ていきたいと考えてございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 来年参加できないというのはそうかもしれない。じゃあ、再来年どうするのとか、じゃあ、もし秋とか春とかにできないとしたら、本当にそのイベントたちって、区がやるイベントとかも含めてどこが優先順位が高いのかというのは、多分そろそろ精査しなければいけないんじゃないですかね。夏の暑さで外使えないんだったら中でやるしかないか、もしくは時期をずらすしかない。枠は限られているとなったら、優先順位つけるしかないと思うんですよ。そこ、何か、しかも子供のイベントで暑さ、真夏よりちょっとましだったとはいえ、結構な暑さだったと思うんですよ。本当にやりますか。倒れてからでは、倒れた子いると思うんですけど、何か重症になったりとか後遺症残ったりしたら遅いんですよ、子供の未来。ちょっとそこ。

○委員長 議長。

◆石川義弘 議長 ゲートボールも実は大変なんですよ。これ順番つけるの非常に難しいと思うんですけど。気持ちは分かるんですが、いろいろなところで相当厳しいと思っていますので、その辺もよろしくお願いします。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 高齢者もね、より、高齢者は子供、多分、より体が暑さに慣れていないというところで危ないと思うんですけども、じゃあ本当にどうしていったらいいのかというのは、今後の大きな検討課題の一つではあると思うんですよ。無理でしたというんじゃないくて、そこ、病人、けが人が、重大な事故が起きる前にぜひ。これから夏涼しくなるんですかね。多分なんないですよ。そう考えたときに、そこはちょっと本気で調整、どうやっていくのかというのを検討課題の一つにぜひ全庁的にしていってください。

○委員長 いいですか。

次、よろしいでしょうか。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 私先でいいですか。今の熱中症対策の話ですけども、土木工事とかそちらのほうは一定の気温を超えたら中止ですよ。それは国のほうから通達が出ているぐらいですから。スポーツもそうですよね。それを考えると、子供参加する行事を日程優先でやりますって言い切るのはちょっと実態をよくご存じないのかなというふうに思いますので、区长ね、ちょっと一緒にまた考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。ゲートボールもね、当然。土木の屈強な職人の人たちがこれやめているんですよ、工事。それを考えたらちょっとあり得ない発言でした。

ということで、私のほうはまずは福祉施設の維持管理ということで、148ページになるのかな。ここにまず特養関連があります。次のページにはケアハウスがあります。私、今回のテーマは、いろいろ緑とかお花とか、台東区の植物をやはり大事にしなければいけないなというこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とで、前回の区民文教でも、これが教育的効果にも若干リンクしているんだよという話と、それに加えて台東区の施設の緑がやはりあまり適切に管理されていないところもあるんじゃないかということで質問させていただきます。

今回、特に竜泉ですね、竜泉の施設はいきいきで、そして竜泉の特養ともに新しく建てたんですけど、早速のように周りの植栽が枯れてしまっているんですよ。今、施設のところに貼り紙がしてありまして、近隣の方からもご心配の声があったんですね。ご心配をおかけしても申し訳ございません、今後以下の日程で対応する予定ですよということで、8月には枯れた植栽を剪定をし、そして10月には撤去、そして来年の1月に再度点検をした上で、来年の5月から6月にまた新たに植え直すというんですね。こういう状態になっています。

確かに今年の夏の暑さもありましたが、実はいきいきで、オープンした、あれは3月だったかな、その段階で引渡しの際にもう既に何本か木枯れていましたよね。ですので、これは暑さだけではなくて、ちょっと構造的な問題もあるのかなと。誰かがビッグモーターやったわけじゃないと思うんですよ。恐らくもともと土を入れる量が少なかったとか、ちょっと、何ですか、専門な方から聞くと、深さ、土などを入れる深さをきちんとスペース取っていないんじゃないとか、そういう話がありますので、そこの辺りですね。

それで、私その後、いろいろなところのあれを見に行き、逆に谷中の特養、ボランティアが行ったときは、あそこは施設長、社協の職員の方ですから施設長さんが自らペットボトルに水を入れて、あのお庭の植木とかいろいろなところにお水をあげて、きちんと管理をされているんですね。特に桜の木は後ろのほうからはみ出しちゃっていて、それを切らなければいけないという話までされて、残念だと。でもいいんじゃないのと言ったら、これ後ろ側は文京区側になっていて、文京区から注意が来ちゃったんですって。それを切らなければいけない。これは施設側が切るのか、それとも区が切るのかと言うと、はっきりしていないんですけど、何か指定管理のほうの費用でやらなければいけないみたいなことで、すごい悲しそうな顔していたので、そこまでの愛情を持って植物を育てているようなところもあります。

逆にうちの近所にあるケアハウスなどは、以前は本当にアジサイも生えていて、この時期になるとキンモクセイも匂っていてあったんですが、ここ数年、急に何か管理が悪くなっていて、アジサイは大分枯れてしまい、キンモクセイも先日カットされましたが、大分ほかの植物にツタで巻かれちゃって元気がない。中には一面枯れちゃっているようなゾーンもあって、やはり施設の管理、中の実際の高齢者の部分というのはいろいろやられているんでしょうけれど、施設によってここまで違いが出ちゃっているというのはちょっと課題があるんじゃないかと思っています。

その点も含めて、施設の管理として、周りの植栽とか緑とかお花とかいうのはどういう基準でやっているのか教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 まず、特養竜泉の植栽についてなんですけれども、委員おっし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やるとおり、施設を建てたときに成木を植え込んで、それがうまく根づかなかったというところが要因になっているというふうに伺っております。

現在、関係者と対策について協議、打合せをしているところなんですけれども、委員おっしゃるとおり、先ほどのスケジュールでしっかりといい時期に植え替えをして、手続をして対策を取ってまいりたいと考えております。

その上で、特養等の施設の周りの植栽なんですけれども、特養等につきましては指定管理というのを導入しておりまして、その指定管理の中、事業の実施のほかに施設の管理、維持を行う業務、そういったのも担っております。指定管理事業者と業務基準書というのを交わしておりまして、その中で指定管理者は施設の良好な維持に努め、利用者が快適に施設を利用できるような環境を提供することというふうな記載がございます。ですので、美観も含めた施設の管理、それを維持しなければならないということになっております。

それも踏まえまして、もしそういったところがしっかりとされていないというようでしたら、区から指定管理という形で行っておりますので、区のほうからお話をさせていただいて指導という形を取ることができるかと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 区長が花の心を言っているわけですね。そうすると、確かに谷中の特養みたいにああやってきれいに緑が維持されているところもあります。あるいは、切らなければいけないということに対してすごい悲しい思いをしているという施設もあれば、やはりちょっとこれ、誰が見てもないよなというふうにだんだんできてきちゃっているところもあります。ですので、やはりこれどこかが統一的な基準でその部分も見ない限りは、今の曖昧、文言によってだと、やはり温度差が出てしまうのかなと思っています。

学校施設だってそうなんだから。学校施設一つ見たって、学校によっては随分違いますよね。ですので、今後高齢者施設に関してもこうした視点を持っていただきたいと思うのと、竜泉はね、さすがにあれはちょっとないよね。特に、小学校の施設もそうですけれど、高齢者施設で枯れた木がいつまでも入り口に立っているというのは、やはりいろいろな意味でよくないと思います。引渡しするときから枯れている木があったって、これやはり何かの問題があるんだと思いますので、そこは早急に解決をしていただきたいと思いますし、根づきが悪い何か原因があるんだったら、わざわざ高木植えなくたっていいんですよ。そこも含めてやはり検討していただきたいというふうに思いますし、今後も続けて継続して研究してください。この項目は以上です。

次が158ページになりますが、福祉作業所等工賃向上支援、158ページ一番上ですね。歳入のほうでもちょっとやったんですが、ふるさと納税の品目にも福祉作業所の品物が出ています。ということで、工賃向上支援ということで、数年間の間に具体的な取組が進んでいるんですね。パッケージであったりデザインであったり、あるいは品物そのものの取組に関してもアドバイスをしたりとかしています。あと、最近では、皆さん、Tシャツよく見ていると思いますが、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

社協さんのTシャツであったり、あとは上野のビアフェスでしたか、上野のビアフェスのTシャツであったり、そういったものに障害者の人たち、当事者の人たちが描いた絵が使われていると。あと、直近では、ふるさと納税にもなっていますが、UK I Y O E C O F F E Eですよ、薦重のあそこの物販店でも売っていますが、そういった取組がどんどん進んでいると。それで、やはりもうプラスワンするために、例えばふるさと納税の物販とかにまで出品するような、そうした取組をもう少しクローズアップしたりとか、ちょっとプラスアルファの応援ができるような状況になっていると思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。

各福祉作業所等の自主製品についてなんですけれども、まず、今現在、ふるさと納税の返礼品に出ている事業所につきましては、この申請については各事業所が個別に行っているということで、区で何か働きかけとかいうことは今の出展者については特にしたことはなかったということでございます。

ただ、ふるさと納税にも限らずですけれども、福祉作業所等の自主製品の販路拡大、拡充というところは今、障害福祉課としてもいろいろやっているところではあるんですが、各事業所の事業規模だったり生産能力だったり、そういったところを考慮しながら進める必要があるかと考えております。

このため、事業所によってはなかなか新しい取組に取り組んでいくというのが難しいという状況もあるんですけれども、一方で、幾つかの事業所からは、こういったふるさと納税も含めて出品の検討はしたことはあるけれども、自主製品の賞味期限が短いとか商品自体がなかなか壊れやすく郵便に向いていないなど課題があって進められないというような声も一部聞いております。

そういった自ら販路拡充を希望するような事業所につきましては、既存の事業で先ほどお話しもありましたけれどもデザイン支援とか経営コンサルティング支援とか、そういったところを活用していただきながら、改善点とかそういったところについては区としていろいろ協力できることはあるかなと思いますので、そういったところを事業所の考えに合わせましていろいろ支援していけたらと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 先日、パンダ広場でやったスカイマーケットへ行ってきました。隣接する自治体の福祉作業所の商品も、商品というかブースもあって、やはり台東区からのブースの商品もすごい輝いていましたよね。そういった意味では、PUTでしたっけ、パワーアップたいとうという取組も含めて、いろいろなジャンルに影響は出ているということですよ。このすぐそのキンコースでしたっけ、あそこのところにも今、デザイン画がばあっと貼られていて、そういった社協さんと障害者団体の皆さん、あるいは福祉作業所の皆さんと、あとは民間企業ですか、そうした連携もどんどん進んでいて、何か非常に盛り上がってきているなという

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ふうに思っています。ですので、その上でいろいろなバックアップの仕方があると思います。

今回も、これ年目になるんでしたっけ、デザインのコンサルですか、もう令和の最初の頃だから5年目か6年目になるのかな。これも大分実績も出てきていますし、デザインもすごい洗練されてきたなというふうに思っていますので、引き続きの工夫をぜひお願いしたいと思います。応援していますので、よろしくお願いします。以上です。

続きまして、143ページになりますね。これは15番、特別永住者等特別給付金。先ほど風澤さんから、原爆被害者の見舞い支給金ということがありました。これも数年前に一回取り上げたことあるんですが、この決算年度でいよいよお一人になりました。1926年以前に生まれになられた特別永住者の方に月1万円支給ということです。ただ、ちょっとこれあれなんです、8万円ということは、もしかすると年度途中で支給が終わったという状況なんでしょうか。その辺り、まず教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 お答えします。

昨年度1名の方が受給者としていらっしゃったんですけれども、年度の途中でお亡くなりになりまして、8か月分の支給ということで終了しております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 この制度は、南北の半島出身の人たちが年金に入れない時期があったんですよね。59年に国民年金の制度ができました、1959年。ところが、そのときに国籍条項が決められてしまって、逆に1982年からは国籍条項がなくなって入れるようになった。今現在は外国籍の方も、ある意味国民年金は加入の義務があるわけです。そんな中で、経過措置を取らなかった国に対して、それぞれの自治体でこうした取組が進んだということなんですね。

いまだに障害年金でしたっけ、の部分は国に対してやはり支給をということで運動が続いていますが、台東区においては、私の記憶だと服部区長も最初の創設のときに関わられて、台東区でも北と南の両団体の方たちが一緒になって運動をされて、台東区でもスタートしたという歴史がございますので、今回最後の1人というのはあれですが、また転入される方ももしかしたらいらっしゃるかもしれないんですが、長年こうした取組の運動の成果で、あるいは受給をされている方がお亡くなりになって、この制度がそろそろ終わりになるということは感慨深いなというふうに思っています。

その他の制度もまだ続いているものもありますので、引き続きのご努力をお願いしたいのと、やはり本来でしたらこうした取組は国が責任を持ってやるべきだということを改めて申し上げて、質問を終わります。

○委員長 次。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 163ページの（仮称）竜泉二丁目福祉施設整備について、ちょっと毛色が変わった質問になりますけれども、今回この工事ですね、長期化しまして、何度か補正予算

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なども組まれて、地中に埋め込まれた残置物があったりですとか、予算が増えたと記憶しております。それで結局当初予算と比べて決算額が大幅に増えていると思うんですけども、そうした追加工事による増ももちろんあると思うんですが、1日目にも議論いたしました物価高騰の件だとかも影響していると思われます。その辺りについて、どのように分析されているか教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 （仮称）竜泉二丁目福祉施設整備におきましては、汚染土の処理や工事延伸による設計変更、工事に携わる作業員の不足などの様々な要因で追加契約が必要になり、その結果、決算額が増額したというふうに認識しております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 その認識で私も合っているんですけども、内訳といいますか、もし今出ればですけども、こうした工事で増えましたと、それ以外の追加工事では切り切れないものは物価高騰があるとか、そういった分析を伺いたかったところですが、追加で何かあれば教えてください。

○委員長 施設課長。

◎五條俊明 施設課長 お答えします。

竜泉福祉施設の増額の中身となります。インフレスライド額が令和5年、令和6年とございまして、延べ約2億8,000万円でございます。そのほか、先ほど委員のほうからありました地中障害等の処理及び設計変更等を踏まえまして、令和5年、令和6年合わせて約4億200万、合わせて約6億8,000万の増額となっております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 それを合わせると、当初予算と大体一致するという理解でよろしいですかね。

○委員長 施設課長。

◎五條俊明 施設課長 そのとおりでございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 承知しました。このような工事費の増につきましても、全体的に総括でまとめたいと思います。

あと、追加で、すみません、通告していないんですけど1点だけ。竜泉の福祉施設ですけども、よく最近使うんですね、生涯学習センターが今、改修工事に入っている関係で、区役所でずっとやっていた事業なども竜泉でやるようになったりとか最近もございます。それで、もうちょっと利便性を高めたいなと思うんですけども、三ノ輪駅が一応最寄りになるかと思うんですが、三ノ輪駅の駅にこの施設が表示されていなかったりするんですねというような指摘を以前課長にさせていただいて、その後何か改善なされましたでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 すみません、ご質問もう一度よろしいでしょうか。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 竜泉に、この施設に行く機会が増えましたよと。もちろん台東区の方、自転車とか利用される方も多いけれど、電車で来る方は三ノ輪駅が最寄りになるかと思うんですが、三ノ輪駅のメトロの駅で案内板見て、出口とか見るときに、この竜泉の施設が入ってなかったんですね。以前課長にちょっと話しましたが、その後何か改善されましたでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 大変申し訳ございませんでした。バスの案内とか案内板なども分かりにくいということのお話もいただきましたので、そういったところを取り付けるというふうな工夫もしております。

すみません、ちょっと。

○委員長 少しお待ちくださいませ。

高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 すみません、アクセスが分かりづらいというようなお話もいただきまして、まず都バスのほうの都08系統の下谷警察署前の放送案内を追加したりなど、あとは昭和通りに面している駅からの区道のほうですね、そちらのほうに案内板を設置いたしました。

○委員長 課長、地図、マップに載っていないという話は。三ノ輪駅の前のいわゆる案内図のところに表示はされたんでしょうかというのがあるんですけど、そこはどうですか。多分…。

高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 あと、案内サインの追加といたしまして、フロア内の案内サインが見えづらいという声がありましたので、貼り紙などをして。すみません。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 趣旨は分かっていたと思うので、そういった公共交通機関とも連携していただいて、引き続き分かりやすい案内に努めていただきたいと要望いたします。

○委員長 ほかに。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 幾つかの項目でありますので。141ページ、保健福祉修学資金等貸付でお伺いをいたします。

この貸付けそのものは、正看護師や准看の取得をするための貸付けだというふうに認識をしているんですけども、この数年間、延べで構いませんが、何人の人が使っていて、延べで構いませんので、何人の人が返しているのか、ちょっと数字を教えてください。

○委員長 福祉課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎古屋和世 福祉課長 貸付人数でございますが、延べではなく令和3年度から6年度、それぞれの単年度でお答えをさせていただきます。まず、新規及び継続の貸付者は、令和3年度5名、令和4年度2名、令和5年度4名、令和6年度3名でございます。また、貸付金の償還者でございますけれども、こちらは令和3年度9人、令和4年度6人、令和5年度6人、令和6年度は7人でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ぜひ、業界的にもやはり看護師不足の話もありますから、使いやすい制度にしていきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

次に、148ページかな、老人福祉施設管理運営、高齢者施設全般的なところでお伺いをさせていただきます。

先ほど青柳委員からも緑の問題ありましたけれども、谷中は歴代係長もドライバーさんも地域の人も関わって緑をずっと維持されてきました。もちろん職員も。かつ、いろいろな施設で緑の問題は、またちょっと環境の中でも触れたいなとは思っていますけれども大事なものだと思いますので、心安らぐ施設にしていきたいなと思います。

生活している高齢者施設や入所の施設や通所サービス、区立施設がありますけれども、それらの施設から備品要求があったとき、こういう大きなものを買いたい、高額なものを買いたいとかいうふうにあったときには、今区はどういうふうにして予算措置をしているのか、ちょっとその辺教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 備品購入に関してですけれども、指定管理者と基本協定書の中で、必要と認められる備品については税込み10万円のもの、10万円以上のものは原則として区の負担として購入することになっております。毎年指定管理者から要望いただきまして、精査した上で区で必要な備品を予算要求した上で購入をしております。

また、介護機器など高額なものも多くございますので、そういったものについては施設全体の調整も必要なことから必ずしも希望どおりにならないこともございますが、備品の劣化具合や指定管理者からの要望、また現在の介護ニーズ、そして職員の負担軽減、そういったのも踏まえまして、必要な備品については購入を進めてまいります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今、課長のお話の中でね、精査してというところがちょっと引っかかるころではあるんですけども、やはり介護負担の軽減という視点で、備品がそろうことでより入居されている方の生活のQOLも高くなって、かつ介護する人の身体的負担というのも減るところでいえば、竜泉、区議団で訪問させていただいてディスカッションしたときには、リフトがまだ納入されていないのでぜひリフトとか買ってほしいなという話を聞くと、やはり1台の値段が100万とかね、そういう近い値段になっているんですね。だから、じゃあ10台買ってくれ、1,000万、台東区金あるじゃないか、すぐ買えということにはならないのは分かる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

んですけども、やはり必要な備品というのはなるべく早くにそろえていただくことで職員の負担が減るのかなというふうに思いますので、ぜひお金を上手に運用していただいて、必要な備品は必ず購入していただきたいというふうに思います。ぜひ、そのところは各施設、区立施設まずは聞いて、在宅系も入所系もまずはそこから手をつけていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。備品については以上にしておきます。

あと、一つの意見としては、今、高齢者施設の修繕とかいうところでは、150ページにも載っていますけれども、細かいところもありますけれど、ここのところちょっと私がすごく元介護職として気になっているところが、お風呂の温度が高過ぎちゃって、お風呂に入ってやけどで亡くなってしまったというケースがこの1年ぐらいで何件かテレビで、ニュースに載っていたんですね。何でそんなことになってしまうんだろうかってすごく介護職としては不思議でもありました。必ずお湯に手足を自分が入れて熱いかどうかを見るのも必要だというふうに思っているんですけど、まずやはり備品的な、建物の温度管理的なところにもそういう温度センサーというのかな、一定温度よりか高くにはならないとかいうのだけってつけられるので、そういうところもぜひ施設側と一緒に話をさせていただきたいと思います。それだけは要望として伝えておきます。

次に、153ページの障害福祉サービスの放課後等デイの利用者推移、資料4を使わせていただきます。先ほど本目委員から詳しく細かい数字的なところの聞き取りがありましたので、そこはちょっと省略させていただきますけれども、今、放課後デイサービスいろいろなところに、こんなところに放課後デイができたのかって思うぐらい、ビルの2階とかビルの1階とかいろいろなところにできたなという印象が私自身ありますけれども、今の放課後デイとか発達支援とかで、子供たちに対しての充足率というのかな、何か言葉がうまく浮かばないんですけども、利用者とその施設とのバランスとしては今足りている状況なんですか、それとももっと施設が増えてもいいのかなというふうに思っているのか、その辺教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。

今、鈴木委員がおっしゃられたように、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、いずれも近年民間の事業所による開設が進んでおりまして、児童発達支援事業所でしたら、令和3年度では5事業所だったところが令和7年現在で12事業所がございます。また、放課後等デイサービスにつきましては、令和3年度9事業所だったところが現在17事業所ございます。

このように民間事業所による開設が進んでいるところではありますけれども、先ほど来お話に出ていましたアプリでの空き情報を見ますと、空きがないとか、あと少しという情報が多いところから見ますと、やはりまだニーズというのはあるのかなというところを考えると、施設自体はまだ必要とされているのかなと考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ということは、ニーズがある、まだ必要だというふうに思っているというこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とは、区としては放課後デイとか発達とかの事業所を誘致するというのかな、呼びかけて台東区ぜひこういうところにつくってくださいみたいな呼びかけというのはされるんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 先ほど答弁申し上げたとおりで、現状民間の事業所での開設というのがどんどん進んでいるところでもございますので、今現在のところで区のほうで誘致するということは考えておりません。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 分かりました。

それで、扶助費の中で2つ金額が2億4,000万、5,000万というふうにありますけれども、この費用というのは保育園などはね、公立ではない保育園などは本部、いわゆる事業をやっている本部の費用とかいうのもこういうのの委託費とか扶助費とかの中で入ってしまうんですけれども、こういう発達支援等のか放課後等のデイサービスの予算の中では、その事業所そのものに使えるお金以外の本部扶に上納できてしまうようなお金というもののくくりというのかな、法律のつくりにはなっているんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 こちらの扶助費につきまして、あくまで利用費というところで、自己負担以外のところの費用になっておりますので、本部運営だとかそういったところの費用ではないというふうに認識しております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 そういう認識だということであれば、またぜひ本当にそこに通う人、子供たちや、もしくはそこで働く人たち、また先ほど備品の話じゃないですけども、そういう環境を整えていくためのお金に十分使っていただきたいなというふうに思います。

そこは以上で、次が157かな、障害福祉サービスの支援でお伺いをします。今日のほかの委員からの話の中でも、障害者のケアプランとかいうのをつくるのにセルフプランでつくっている方が多いというのもやはりちょっとびっくりはしましたけれども、相談支援をされる方への、その方を育てるとかいう形で検証をやっているのは分かるんですけども、今、介護のほうでいえばケアマネジャーさんも業務いっぱいいいっぱいだとか、あとケアマネジャーの成り手もちょうと不足ぎみで、これから先を考えると大変だというようなことも伺うんですけども、障害福祉サービスの相談支援員さんというのかな、そういう人を育成したり、また増やしていったりするような、そういう政策的なところは何かあるんでしょうか、教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 現在、令和5年度からですけれども、障害福祉サービス等の利用計画の策定を担う計画相談支援事業所に対する人員体制の強化及び相談支援専門員の育成の支援につきまして、令和5年の3月末時点の人員と比較しまして相談支援業務に従事する職員が増員となった事業所に対して1人当たり月額最大10万円の助成、こういった事業を令和5年度

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

から実施しているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 分かりました。その10万円がね、有効に人件費に使えてもらえているのかというのも含めて、10万円という金額が本当に適正な金額なのかも含めて、これから議論しなければいけないのかなと思っています。

やはりセルフプランの方は情報がうまく取れなくてセルフプランにせざるを得ないという方も確かに一定数いるというふうに思っていますし、そういう人たちへ手が差し伸べられる政策にしていかなければいけないと思いますので、ぜひそういう視点で持っていただきたいと思います。ここについては以上ですかね。

あとは、生活保護は違うな。

○委員長 よろしいでしょうか。

◆鈴木昇 委員 ここまでです。

○委員長 次、伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 お疲れさまですというか。148ページですね、10番の老人福祉施設管理運営ということで、老人ホームの含めてやります。

すみません、ここは老人ホームが、竜泉のほうに特養ができたということで、台東区全体の老人ホームの数、あとは申込数、あとは待機者数など、ちょっと教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 答えいたします。

台東区全体の特別養護老人ホームの数ということでよろしいですか。こちらは、現在竜泉ができて、現在は345施設数になります。定員が345人ということになります。これが区立になりますので、申し訳ありません、民間ですと362となりますので、あと、すみません、区外の特養を合わせると833ということになっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私の質問の中身がちょっと悪かったですね。

要するに台東区で住み続けられる台東区ということで、やはり特養老人ホームというのは非常に大切な施設だというふうに思うんですね。今、民間などもどんどん増えている状況ですけども、今、特養に、名簿登載者というんですかね、実際に登録されている方は何人ぐらいで、それで年間で出入りがあったりされるのかなと思いますので、要するに退所者、あとは待機者ですね、老人ホームを待っていらっしゃる方というの、そこを教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 令和6年度の申込者数、これが名簿登載数になりますけれども、こちらが708人で、そのうち入所された方が206人で、入院等により登載名簿から削除された方が188人で、結果待機者数は314人でございます。

○委員長 伊藤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆伊藤延子 委員 待機者数が314人というのは、毎年やはりどれぐらい特養の方お待ちですかというときに、300台を割ることはないのかなというふうに思うんですけども、この点ではどんなふうに考えて、皆さん入りたい方がしっかり入れるという形にはどんな形でやるんでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 年間名簿登載者、待機者数になりますけれども、大体200人台から300人台、令和2年度が一番多くて400人台でございました。それから3年度、4年度、5年度が200人台というふうになっております。

特養につきましては、確かに待たれる方多くはいらっしゃいますけれども、また台東区の第9期高齢者保健福祉計画のほうにおきまして、これからどんどん後期高齢者の人口が多くなってくるということに対応するために、特養920床を目標に整備していくこととしております。

また本年3月に竜泉特養ができたということもありまして、そのときに定員も34人増加したことになりますけれども、その合計が先ほど申し上げた833ということで、目標までにはまだ届いていない状況でございます。

引き続きやはり民間事業者等による整備というのも推進してまいりたいと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常に本当に台東区で住み続けるには大事なかなというふうに思うんです。竜泉が特養ができて、やはり竜泉に入れた方たちの非常に快適だということとかいろいろありますけれども、竜泉のほうは特養ですと要介護度3以上というのが申込みの対象になるわけですが、具体的な特養の介護度などはどうなっていますかね。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 今のご質問は、待機者の中での介護度ということでよろしいでしょうか。

(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 お答えいたします。

要介護5から3の人数でお答えいたします。要介護5は49人、要介護4は108人、要介護3は126人というふうになっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうしますとね、やはり今すぐにでも入りたい方たちいらっしゃる。あとは、要介護3までということと、あと認知症の方とかね、要介護1、2の方でも入りたい方などがいらっしゃるのかなというふうに思うので、ここはぜひ次の目標に向かってやってほしいというのはあるんですけども、あと、具体的な内容のところなんですけれども、ショートステイが30床、空床を利用したショートステイということで、今までとはちょっと対応が違っているかと思うんですね。このショートステイにも、今回は高齢者だけではなく障害者の方も含めて入れるというんですか、なったということですので、この辺の内訳を教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すか。

○委員長 高齡福祉課長。

◎大塚美奈子 高齡福祉課長 特養竜泉のショートステイということで、こちらの利用者については高齢者と18歳以上の障害者ということで受入れをしております。特養竜泉が開設した本年3月から8月までの6か月間になりますけれども、その実績は高齢者が延べ808人、障害者が延べ15人となっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

この数なんですけれども、これでショートステイがここ開設されたときに、やはり空床で30床ですと、今までですとこの時期にとかいうことでリピーター的に使って、それで在宅を、安心して在宅が介護ができる、在宅にね、そういうことが今までの台東区の中ではあったかと思うんですけれど、ここ開設するときに一番皆さんから危惧されたのが、そういう空床ということで、的確というかな、本当に必要なときに入れるのかという疑問がすごく湧き起こったんですけれども、この辺についてはどうでしょう。

○委員長 高齡福祉課長。

◎大塚美奈子 高齡福祉課長 ショートステイの利用につきましては、定員を設定している施設の場合、予約の状況の把握ができるということもあって、利用を希望する日が空いているかどうかによって先のほうまで申込みが可能となっております。そのため、一定期間予約で埋まってしまうという可能性がございます。

一方で、空床型のショートステイにつきましては、施設に空きがある場合に提供できるというものですので、急遽必要となった際に空いていれば利用できるという利点がございます。特に特養竜泉については176床という規模が大きく、また退所や入院等で一定の空床というのが発生が見込まれているということから、竜泉においては入所と短期入所、ショートステイですけれども、どちらのニーズにも柔軟に対応できるように、専用床は設けず空床利用のショートステイで対応しております。

現在、民間も含めまして区内には7つの特養がございまして、そのうちショートステイに定員を設けている施設というのは6つございます。その定員が73床ということなんですけれども、竜泉のみが空床型となっておりますので、定員型、空床型のどちらにもメリットもあるということで、利用者にとっては状況に応じて選択していただけるものと考えております。

○委員長 伊藤委員、まとめて。よろしくお願いします。まとめるように、なるべくまとめて質問をお願いします。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうですね、一番最初の危惧する、要するにショートステイをしっかり入りたいときに入れるという、ここについてはぜひともやっていただきたい。

ケアマネジャーさんたちの負担をそういう意味でちょっと少なくしていただきたいと思うん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですが、今ここあれですけれども、障害者の方たちのショートステイも入れるということになりましたけれど、障害者についてのショートステイの状況を教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 障害者のショートステイ全般のお話ということでよろしいでしょうか。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 竜泉の件は障害者の数を聞きましたので、あとは障害者の、児も含めてですかね、障害者のショートステイ全体を教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 現在、区内のほうでの短期入所、ショートステイの施設は、民間含めて6施設ございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 区立というかな、あれですと、障害児も含めてですと台東があるということで、割合というんですか、申し込む日、1日などにはすぐ埋まってしまうというような状況が結構あるということを伺っているところです。そこについては、これから先のところでの見通しなどはいかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 ショートステイにつきましては、今委員おっしゃられたみたいに例えばたいとう寮でしたら利用率9割ほどございまして、かなり稼働しているところでございます。

いろいろなご意見ございまして、ショートステイ自体のニーズはあるかなというところで区としても把握しておりまして、今後施設整備の中でショートステイを拡充していくなど、いろいろな形で対応を考えているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 台東の場合は身体障害を含めた障害者ですけれども、今、先ほどからなっている精神なども含めた子供さんたち、発達障害のお子さんたちのショートステイなどへのはどんな状況でしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 障害児の方を対象としたショートステイの利用の状況ということで。障害児を対象としたショートステイにつきましては、民間の事業所が2事業所ございます。こちらにつきましては、以前保健福祉委員会の陳情の際にもご答弁したと思いますけれども、平日の利用状況で6割程度で、土日の場合はちょっと空き待ちがあったりとかいうことで、かなり日にちによって、曜日によって稼働が違うというところですが、かなり利用されているというふうに把握しております。

また、たいとう寮は中学生以上で、あとは医療的ケアの対応というところでいきますと区立

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の台東病院では16歳以上の方が対象となっておりますけれども、たいとう寮につきましては先ほどの稼働率というところがございますので、やはり一定程度ニーズは高いのかなと考えております。

○委員長 伊藤委員。

(発言する者あり)

◆伊藤延子 委員 はい、分かりました。

それで、あとは陳情のときにもお話とかったので、じゃあこれ以上はこちらは終わりいたします。

それで、次に150ページの、すみません、次にかがやき長寿ひろばの入谷ですか、150ページについてお願いいたします。

高齢者の充実というんですかね、サービスの充実が図られまして、やはり元気な高齢者をどれだけ皆さんに元気で生活していただくか、100歳の高齢者というか、こういうことも含めますと、今いろいろな施設が、かがやき長寿ひろば入谷のいろいろな形での施設が増えてきているかなと思うんです。

こういうふうになりますと、やはり計画的にいろいろな予約で入って順番を待ってというような形でのサービスというか事業が多いのかなというふうに思うんですけれども、今の老人福祉センターとか館についての利用方法はどのようになっているのか、あと利用状況も併せて教えてください。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 現在の老人福祉センター・館の利用方法につきましてご説明さしあげたいと思います。

まず、教室等の長期にわたる事業につきましては、事前に募集をさせていただきまして、定員が超過した場合につきましては抽せんの上、利用者を決定させていただいております。また、日々別々に事業を行っておりますサロンにつきましては、サロンごとに実施の予約をさせていただいておりますが、同一の方が何度も何度も使えるということが一定期間中にないように、一つのサロンを受講した後にもう一度別のサロンをご予約いただくような形を取らせていただき、なるべく多くの方に使っていただけるような形の運用とさせていただいております。

また、団体活動での利用というのもございまして、老人福祉センター・館が実施している事業の参加以外でも団体のみで利用することができますので、1団体につき月2回を利用上限とさせていただいて、お部屋をご提供させていただいております。

それ以外にも、老人福祉センターや老人福祉館、またかがやき長寿ひろば入谷につきましては、どなたでも利用できるフリースペースやロビーなどがございまして、コロナ禍におきましては一時的に閉鎖させていただいておりましたけれども、現在は再開をさせていただいて、利用をさせていただいているというところがございます。

また、利用状況につきましては、令和6年度の決算年度の数字で申し上げますが、こちらの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

主要成果説明書に記載のとおりでございまして、老人福祉センターは延べ1万5,112人、橋場老人福祉館につきましては1万4,682人、三筋老人福祉館につきましては1万4,785人、入谷につきましては1万393人となっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。

かなり多くの方が使っているんですけども、それでもやはり今、皆さんから伺うのは、予約で次の予約ができないという、あまり皆さん重ならないようにとか、使う準備するほうではそれぞれ工夫をされているということですけど、利用する方の満足度というんですかね、もっと利用したいという、そういうところではね、ちょっと不足なのかなと。

この辺についてのこれから拡大なりなんなり、または地域など含めての事業ですかね、事業の展開、こういうところはどんなふう考えておりますか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 確かにご利用される際に予約が必要ということで、なかなかご不便をおかけしている場合も多々あると思うんですけども、事業などで定員に空きがある場合につきましては当日参加なども可能とさせていただいておりますので、そういった形でのご利用の促進をさせていただいていると思います。

また、区民館の集会室の利用して実施しておりますかがやき長寿ひろばにつきましても、今年度から谷中と台東一丁目のほうにも広げさせていただいております、利便性を図って事業の拡大を実施させていただいているということで、今後とも多くの方に利用いただけるように様々な形で利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私たちがいつも提案といいますか、皆さんが安心してとか、ふらっと寄れるフリースペースというのをいつも言っているところですけども、今こういうことで予約などが増えてきている中では、一応フリースペースをつくっているんですよということですけど、まだ不足なのかなというふうにも思っているところです。

それで、先ほども言った地域の今空き状況とかいうか、何ですかね、地域のそういうところを活用したり、先ほど区民館の空き状況とかもおっしゃいましたけれども、あとは地域にそういうところを拡大する、民間なども含めての利用とかいうか拡大、この辺などは何か考えていらっしゃいますか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 委員の今のご質問につきましては、民生費以外のところの特別会計のほうで私どものほうは事業を持っております、そちらのほうで答えをさせていただいております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 じゃあ、そんなところで私のほうの質問は終わります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あと、すみません、151ページの23番、認知症高齢者支援の促進、先ほどこ皆さんね、活発なご意見と、あとは本当に区としての方向性なども見せて、聞かせていただいたと思うんですね。この中でのやはりコーディネーターとかですかね、こういう方たちの育成というのもやられているかと思うんですけれども、その辺の状況ですかね、その辺をちょっと教えてください。それで終わります。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 今のご質問はコーディネーターの育成ということでよろしいですか。

大変申し訳ございません。台東区の高齢福祉課におきまして、認知症コーディネーターという職、会計年度任用職員で2名雇用しております。そちらにつきましては、育成というんですかね、もともと看護師や保健師という形で資格を持っている方を採用させていただいておりまして、認知症に関する様々な事業について推進していただくということと、あと、様々認知症に関するご相談いただいておりますので、そういった形のものにつきましては日々のご相談のご対応ですとか、あとそれ以外にも精神科医との連携なども含めて、必要な事業に取り組んでいただけるように執務をしていただいているというところでございまして、大変申し訳ございません、こちらから育成ということにつきましては、育成をしているという状況ではないということでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

今、育成と言いましたのは、いろいろな事業の中でやはり先ほど言った、何ですかね、会計年度の方だったり、あとは専門家だったりということありますけれども、これらが台東区の職員としてもいうんですかね、一応育成をするというか、そういう方たちを増やしていくこともこれから先、大事になってくる、高齢者が増えるという中では大事になってくるのかなというふうに思うので、ちょっと提案をしたというところです。

本当に高齢者が増えるということ、また認知症の方たちもそういうことでは増えていくということで、本当に小坂委員も言ったように、認知症の方を安心してこの地域に住んでいただく環境をつくっていくことは大切だというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○委員長 次、高齢者。

◆伊藤延子 委員 以上です。

○委員長 いいですか。

◆伊藤延子 委員 ちょっと待ってください。忘れているもの……。

○委員長 次、質問ある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 いいですか。以上をもって、本項について終了させていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 第2項、児童福祉費について、ご審議願います。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 167ページの子育てアシストのところで通告してあるので、ちょっとお聞きしたいと思います。

子育て中の方が親の介護を抱えている問題として、ダブルケアについてちょっと確認をしたいと思います。子育ての相談に応じる中で、例えば親の介護などについて質問された事例はありますか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 現在のところ、そのようなご相談いただいたことはありません。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 もしそのような相談があった場合、どう対応していただけるか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 相談者の困り事に応じて、高齢福祉課ですとか介護保険課、それから地域包括支援センターなどをご案内します。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ダブルケアという問題なども複雑なケースで、個々の所管課でなかなか対応できないという場合が今後あらゆる方向、ちょっと今後やはりいろいろな方向であると思いますので、そういった相談者の悩み事が解決できない場合、どう対応するんですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 今、福祉部を中心に検討している包摂的な支援の仕組みづくりの中で、多機関協働事業を活用し、全庁的な協力体制の下、困り事の解決に向けて取り組んでいくという流れになります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 これは新しい仕組みづくりということによろしいんですかね。新しい事業という形なんですかね。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 先ほど子育て・若者支援課長のほうから、多機関協働事業を活用した取組というふうにお話がありました。こちらは、今、福祉部が中心になって進めております包摂的な支援の仕組みづくりの中で、様々な複雑化・複合化した相談を受け、そして課題解決を関係者とともに進めていくという取組のことです。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 福祉部がじゃあ中心になって、このようないわゆる相談者の対応に、一応相談者の様々な悩み事に対応していくということで、そのことで理解でよろしいですね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 全体のコーディネートは福祉課が担うというところで、まずは相談者の様々な困り事を受け止めるというのは、包摂的な相談支援ということで全庁的な取組として進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 承知いたしました。

今までね、ちょっとそういう様々やはりこれから複雑化している社会ですんで、そういういろいろな分野にまたがった相談とかが多くなると思います。そういう形でちょっと今後対応していただけるのであれば、しっかりとまたお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次です。これで終わります。169ページの20番、要保護児童支援ネットワークについて確認をいたします。

今年度この決算額なんですが、前年度と比較した場合1,900万ほど増えておりますが、その理由について教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 お答えいたします。

増となった理由につきましては、昨年10月に新たにA I 相談支援システムを導入したことによるものです。こちらのA I 相談支援システムは、相談担当職員が区民から電話を受ける際に電話内容をリアルタイムにテキスト化するなど、A I を活用して相談員を支援するサービスとなっております。昨年度かかった費用は1,200万円弱となっております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 こちらの事業は、児童虐待、養育が困難な家庭などに対する的確な支援を行う重要な事業ですので、このようにA I を活用したりデジタルを活用するなど、様々な工夫を重ねてこれからもしっかりと対応してもらいたいと思います。

こうした児童支援の取組なんですが、関係機関との連携が重要だと本当に考えております。この間の第2回定例会で、一般質問で私は児童相談体制の充実強化について質問させていただきました。それに対して区長から、東京都と協議を進めるということと、児童相談体制の充実強化に向け鋭意検討していくという区長からの答弁をいただきました。

そこで伺いますが、去る9月24日、東京都が墨田区内に新たな都立児童相談所を設置し、その管轄地域を墨田区と台東区の2区とする方向で検討を進めると発表いたしました。児童相談体制の充実強化を図る上で児童相談所の設置は非常に重要な課題ではありますが、ここに至る経緯や現状について教えていただければと思います。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 お答えいたします。

平成28年の児童福祉法の改正によりまして特別区でも児童相談所の設置が可能となり、現

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

在は区の児相を設置している区と都立の管轄の区が混在をしており、東京都でも都立児童相談所の管轄区域の再編を進めている状況であると聞いております。

このような状況におきまして、本年9月墨田区議会において墨田区長が、すみだ保健子育て総合センターへの都立児童相談所設置を都知事に要望することを表明いたしまして、当日、要望書を都に提出をしております。都は、この要望を受けまして、令和9年度を目途に都立児童相談所を新設することについて検討を進めることとし、その管轄地域については墨田区と台東区の2区とする方向で検討することを先般公表したところでございます。

一方、本区におきましても、昨年度から東京都と児童相談体制の充実強化に向けて協議を行っておりまして、その協議の中では、東京都が都児相の管轄区域の見直しを行っていることや墨田区を管轄とする児相の再編を検討していること、墨田区を管轄する都児相を再編した際には、人口規模等の観点から、管轄区域に本区が含まれる可能性がある、そういった方向性は聞いておりましたけれども、今回24日の文書において正式に確認をしたというところでございます。

（「令和・・・」と呼ぶ者あり）

○委員長 何かあったか。大丈夫ですか。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 分かりました。

その後2週間まだしかたっていませんけれど、現時点で何か新たな展開とかありますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 お答えいたします。

9月26日に東京都と、同29日に墨田区と今回の経緯等について打合せを行いまして、今後情報共有を図っていくことを確認しております。現時点では都から公表された以上の情報は持ち合わせておりませんが、引き続き東京都、墨田区と緊密な連携に努めていきたいと考えております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 東京都と墨田区と連絡を取り合っているということで理解いたしました。

まだ新たな情報がないということなんですけれども、区として今後の方向性、また予定など、何か答えられることがあったら教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 区といたしましては、今回の都からの提案については東京都からの協力要請もございますので、まずは東京都、墨田区との協議に入ってまいりたいと考えております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 分かりました。引き続き取り組んでください。

（「関連」と呼ぶ者あり）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 関連。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 小坂委員の質問と同じく、要保護児童支援ネットワークですが、A Iの電話の文字起こし等職員業務の支援をされているということで、今回の令和7年1定で導入が報告されて、記録の予約をされていると思うんですけども、現状、他自治体の導入されている判断業務などをやるのかやらないのか、教えていただけますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 今委員おっしゃったのが、児童虐待のアセスメント等の判断におけるA Iの活用というところかと思いますが、虐待の判断などはA Iは活用せず、職員自らが面談等を通じて判断するべきと考えておりますので、導入予定はございません。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 安心しました。

その上で、L G W A Nの環境下で今動いていると思うんですけど、要配慮情報とかのA Iのガバナンスみたいなところで、監査ログとかアクセス権の管理とか、そういったインシデント報告等で契約運用面で担保策を具体的に何かしていますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 本市システムの扱うデータは、今委員おっしゃっていただいたとおり、要配慮個人情報に該当するため、地方公共団体のみ利用可能なL G W A N上で利用できるシステムであることを条件としてまずシステムを導入しております。

加えて、システム事業者のデータセンターにつきまして、クラウドセキュリティに関する認証など一定の認証取得を条件としまして、情報漏えい等に対するセキュリティ対策が実施されている事業者を選定しております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 安心して相談できる体制を徐々に強化していただいて、死亡事故等の重篤な事態が発生しないように、これからも見守っていただけてほしいと思います。以上です。

○委員長 次。

本目委員。

◆本目さよ 委員 2つ通告してあったんですが、結構質問多そうなので、1つだけで、167ページのファミリー・サポート・センター運営。今回の決算のテーマの一つが手続のオンライン化なんですけれども、特に子育て関係のオンライン化について、ちょっとまとめて伺いたいなというふうに思っています。

企画総務委員会でファミサポの利用者がなかなか増えない理由について、ベビーシッターなどの選択肢が増えたからという説明があったんですけど、それだけじゃないですね。現金払い、電話連絡、ファクスじゃないだけましかないところがありますけれども、ようやく

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

登録だけL o G o フォームでできるようになりましたが、制度の理念もすばらしいし、うまくマッチングさえすれば地域で子供を育てるところでとてもいい制度ではあると思うので、時代に合わせて使いやすい制度へアップデートしていくべきだと思うんですけれども、その辺の考えを伺いたいと思います。要するにオンラインでやり取りができて、なおかつ、特に社協に対してオンラインで、今日キャンセルになりましたみたいな全部で電話なんですよ、そういうところだったりとか、あと、支払いも双方合意だったらP a y P a y でいいよとか、そういったところも含めて。

あわせて、169ページのベビーシッターについては、オンラインで申し込みしても通知が紙で来ると、保護者がせっかくデジタル化進んでいるのに何で紙なのというのをいただいていたります。あとは、同じ169のいつとき保育は、オンライン申請や支払いができない。谷中は支払いはできるらしいですけれども、これらまとめて多分同じ担当だと思うので、オンライン化について教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 ただいま3つの事業についてご質問いただきましたので、まとめて答弁のほうさせていただきたいと思います。

まず、ファミリー・サポート・センター事業のオンライン化につきましては、依頼会員、提供会員の新規入会時にオンライン申請が可能となっております、今年度実績では約9割の方が利用しているという状況となっております。

また、いつとき保育のオンライン化につきましては、利用の事前登録について電子申請を行っております、こちら昨年度約55%の利用となっております。

さらなる電子化という観点では、両事業とも利用申込みのオンライン化というところ委員からもご指摘ありましたが、そちらが上げられます。ただし、ファミリー・サポート・センター事業は依頼会員と提供会員とのマッチングに課題があり、また、いつとき保育はお子様を預かるに当たり様々な確認事項もあるため、現在は電話による申請としております。

しかしながら、オンラインでの申請が主流となっている昨今におきましては、利便性の向上等に向けてさらなる電子申請の活用は重要であると認識をしております。

ですので、ファミリー・サポート・センター事業につきましては委託先の社会福祉協議会と協議を進めるとともに、いつとき保育につきましては現在その他の一時預かり事業も含めまして関係課と在り方の検討を行っておりますので、引き続き協議を進めていきたいと考えております。

また、ベビーシッターにつきまして、すみません、補助金の交付決定通知書のオンライン郵送についてですけれども、こちらにつきましてはメールアドレスの確認、添付資料の誤りが無いことの確認など、職員の業務効率化の観点で課題がございます。こちらにも必要性のところは認識しておりますので、引き続き検討していきたいと考えております。

○委員長 本目委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆本目さよ 委員 ベビーシッター、紙で送るほうが郵送料もかかるし、大変なんじゃないかなと思ったんですけど、メールのほうが職員の方々が大変なんですね。それはびっくりしました。なので、そこの辺含めて、委託も多分考えてくれるんじゃないかなというふうに思うので、その辺含めて、ぜひぜひ効率化とともにデジタル化、保護者の方の利便性も含めて向上させていっていただきたいと思います。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 ファミサポについて、関連でお伺いします。簡潔にお伺いします。

昨今の物価高騰の話、先ほどからしていますけれども、提供会員の方が最近は少し増えていると伺っていますが、謝礼がしばらく据置きになっていて、800円ということだったかと思うんですけども、こちらについて見直す予定があるかだけ教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 謝礼金額につきましては、令和4年度に提供会員の確保と新型コロナウイルスの消耗品購入等のため、見直しを行った経緯がございます。現在、提供会員のほうから謝礼金を上げてほしいといった要望の声は上がっておらず、謝礼金額を上げる予定はございませんが、地域で子育てを支える重要な事業であると認識をしておりますので、引き続き事業を委託している社会福祉協議会とも協議を行いまして、会員確保、実績増に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 時代に合った柔軟な対応をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 関連。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 すみません、先ほどの関連なんですけれども、本目委員からの発言の中で、自分の中でもこれ以前課題としていて、シンプルに子供を一時的に預けたいというニーズに対して様々なものが乱立していて、それぞれ使うのもそれぞれ手続をしなければいけない。その解決の一つとしてオンライン化というものはあると思うんですけども、そのやはり窓口一元化というのはすごく重要だと思っていて、それは結構前の決特で質問させていただいた内容です。

先ほどの答弁の中で在り方についての検討もしているというところがありまして、その内容というか、具体的にこの年度、これまでの流れの中でどういう検討をしていって今どういう状況にあるのか、進捗状況というか検討状況をお願いします。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 昨年度から企画課、子育て・若者支援課、児童保育課など関係する課の課長会を開催しまして、一時預かり事業の整理に向けた検討を行っており

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

その中では、児童保育課において導入検討を進めております誰でも通園制度、こちらを軸に事業の整理を検討しており、現在も検討を進めておるところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。

これ一時預かり事業ですね、教育費のところに出てくる一時保育とかもある中で、今回、来年度からか、誰でも通園制度始まる中で、本当整理する絶好の機会だと思いますので、整理して、入り口に関してもオンライン化等々も含めて、効率的な利便性の高い事業にしていっていただくよう要望して終わります。

○委員長 次、弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 1点お伺いいたします。167ページの13番、奨学給付金についてです。

これはこの事業では実施していないかと思いますが、大学進学時で奨学金を利用した後、社会に出て、その奨学金返還をしている人たちは20から30代、または40代前半あたりの方であると思いますが、本区において奨学金返還をしている人はどれぐらいいるのかと区として調査を行って把握をしていますでしょうか。もし把握していないのでしたら、国の状況などについてはいかがでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 区では調査等を行っておりませんので、区民の状況については把握しておりません。全国の状況ですと、独立行政法人の日本学生支援機構が奨学金の返還者に対して調査を行っています。令和5年度の調査では、3か月以上返還を延滞している方は全体の3%弱、そのうちの6割以上の方が低所得を理由としていることから、割合としては少ないものの、低所得のために返済が滞っている方が一定程度いらっしゃるというふうに認識しております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 承知しました。

こちら同様の、私も調べたりしていたんですけど、日本学生支援機構では、49%、約5割が奨学金を利用しているとのことです。現状、台東区では、台東区だけの把握はされていないということですが、単純計算、2人に1人が奨学金返還対象者ということですので、現に私も奨学金返還のことで生活が苦しいというお声をいただいておりますので、この件についてもう少し深めていきたいので、総括質問させていただきます。以上です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 167ページの同じく167、11、子供育成活動支援事業です。

現在10件の助成件数ということで、私が理事をしている学習支援教室も助成対象として支援していただいております。子供食堂をやりたいとの相談を定期的に持

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ちかけられます。そこでネックになるのが、台東区では会場費が対象とされていないという現実です。そこで諦めてしまって実現化に至らないことが少なくありません。会場費も支援対象経費として認めていただけたら門戸が広がるものと期待できます。支援対象にさせていただくことはできないでしょうか、お尋ねします。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 事業開始当初は、地域とのつながりを大事にするという観点から、お寺ですとか協会などを会場とする団体を想定して、使用料は補助対象としていませんでしたけれども、今委員からそういうご相談があるというお話を伺ったのと、国の補助金でも補助対象経費に含まれているということから、これから子供食堂や学習支援の開始を希望する団体が円滑に活動できるように、対象経費に含めるよう検討してまいります。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 検討をぜひお願いします。

近隣のお寺やレストランなども容易に使用できませんし、町会集会所の定期利用というのも意外と簡単ではないんです。事業対象者の広がりが期待できますので、会場費、支援対象になるということ、大変重要なことなんです。なるべく早く実現していただきたい。どうかお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかに。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 171ページの母子生活支援です。

これさくら荘なんですけれども、施設整備経費ですね、昨年度とその前の年ですね、どのような整備をしたのか教えていただけますか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 令和6年度は居室のエアコン新設工事やトイレの換気扇取替え工事、それから集会室の照明器具取替え工事などで、令和5年度につきましては居室の出窓補修工事や非常灯の修繕工事、それからエアコン新設工事などが主な施設整備経費の内容でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

エアコンの新設ということは、それまでなかったところについたということによろしいですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 入居者が替わるタイミングで、区がつけたものはそのままですけれども、お持ちになったものは持っていつってしまうので、その分の入替えになります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

毎年何かしら整備していただけているとは思っているんですけども、今年の1月にちょっと会派で視察に行きましたときも、やはり建物自体が古かったりすると、なかなかちょっと整備が行き届いていないのかなという印象も受けまして、何かやはりここに入る方の心情などいろいろ思いますと、なるべく前向きな明るい気持ちになっていただけるような明るい内装にしたりとか、何か新しい、ちょっとトイレとかお風呂とかはね、やはりちょっと古かったりするので、そういったところの整備をしっかりと経費を使っていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長 ほかに。

子育て・若者支援課長。

◎河野友和 子育て・若者支援課長 居住する場所ということですので、修繕が必要な箇所については適宜工事を行ってまいります。

○委員長 よろしいですか。

◆風澤純子 委員 はい。

○委員長 ほかに。

拝野委員。

◆拝野健 委員 169ページ、22番、ヤングケアラー支援について伺います。

研修会もやられているということで、さらにはフリーダイヤルやメール等もやっていると思いますが、ほかに周知していると思うんですが、効果はどのようになっていますでしょうか。また、ほかの周知方法があれば教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 答えいたします。

令和6年度につきましては、今委員ご指摘いただいたとおり、フリーダイヤルの開設、あるいはフリーメールの開設などを行って周知を行ってまいりました。また、小・中学校のほうにそういったものを開設したというところを周知をさせていただいたところですが、実績といたしましてはゼロ件というところになってございます。

なお、今年度につきましては、相談レターというものを小・中学校の小学校4、5、6年、中学校1、2、3年に、学校を通じて今年度配付をしたところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 いろいろな商品とかでも、パッケージのデザインをちょっと変えて、中身替わってなくても、そうすると目を引くということもありますので、定期的にデザイン変えていくことも大事なのかなと思います。また、やり方も、小学4年生以上にやったというように、また別のやり方もいろいろ、例えばタブレットもございますから、考えながらいろいろやってほしいと思います。以上です。

○委員長 以上でよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 ここで障害福祉課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 先ほど青柳委員のご質問の答弁の際に、ふるさと納税の返礼品の出品に対して区のほうから働きかけをしていなかったというふうにお伝えしたんですけれども、過去に全事業所に対して区のほうから案内をして、それがきっかけで出品に至ったという法人があるということが分かりましたので、おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○委員長 ただいまの訂正については、ご了承願います。

次に、高齢福祉課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 先ほどの伊藤委員からの特別養護老人ホームの区内の施設数を聞かれていた際に、私が定員数をお答えしておりました。正しくは、区内の施設数、区立が4、民間施設が3となっております。

なお、定員数につきましては、区内の特養は707、区外の特養が126で、合計833となっております。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○委員長 ただいまの点については、ご了承願います。

○委員長 第3項、生活保護費について、ご審議願います。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 173ページの1の生活保護費、資料の20と21を活用いたします。

頂いた資料20、外国籍の生活保護受給者数及び保護率というので、令和3年から令和7年まで出していただきました。保護率でいえば高いときに1.48、1.5%ぐらい、去年は1%以下でした。今年の選挙のときに、選挙のとき以降も、外国人生活保護が多いんだ、もしくは生活保護の申請をすれば必ず外国人は通るんだみたいなものも含めて、SNSや選挙での演説でも言っていた状況ありましたけれども、今、区で、かつ資料の21番の中で外国人人口全体に占める割合、これも過去5年出していただきまして、台東区では7.8%、7%から9.5%ぐらいまで、1割弱ぐらいの人たちが外国人籍の人たちがいる状況が明らかになりました。

保護のところで伺いをしたいんですけれども、外国人生活保護の相談とかで特徴的な何か相談の内容とかあるかどうか、ちょっとそこを教えてください。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 お答えいたします。

外国籍の方であっても、日本国籍の方と相談の内容は大きくは変わらない状況になりまして、収入が少なくなり、生活が苦しくなってくる方や、仕事を探したいということでいらっしゃる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

方などが見えているという状況でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 やはりそうですね、あくまでも生活が苦しいから役所に相談来たら2階に案内されたという方も多分いらっしゃると思うので、ぜひ真摯に受け止めていただいて、その方の生活を支えられる、せめて日本の国内にいるときには今の日本国憲法の下、最低限の生活を保障することができる、そういう台東区の行政であっていただきたいと思いますので、この保護率と外国人割合、このように受け止めておきます。以上です。

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項、国民年金費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項、災害救助費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

第3款、民生費について、審議を終了いたしましたので、本款について仮決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款について仮決定いたしました。

○委員長 これで休憩いたしたいと思います。15時10分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

○委員長 失礼しました。15時20分に。失礼しました。

午後 3時05分休憩

午後 3時20分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 第4款、衛生費につきましては、項ごとに審議いたします。

第1項、衛生管理費について、ご審議願います。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 私、178ページですね、178ページの……。

その前に、発言に入る前に、昨日、私、この区役所の中でお財布落としまして、すぐに届きまして、本当に区役所の庁舎内ですね、ありがとうございます。おかげさまでおいしい昼ご飯

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が食べれました。

あと、先ほど鈴木委員からの生活保護の話なんですけれども、一言だけご説明させていただきます。全国的な外国人生活保護受給率は日本人の受給率よりも高いということだけ申し上げて終わらせていただきます。

先ほど質問に入らせていただきます。13番、覚せい剤乱用防止啓発活動についてお伺いいたします。

フェンタニルとエトミデートについてお伺いいたします。区として、フェンタニルを含む合成オピオイド、国内未承認の鎮静剤、エトミデート、ゾンビたばこの乱用リスクを把握していますか。よろしくお願いします。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 お答えさせていただきます。

フェンタニルにつきましては鎮痛を目的とした合成麻薬であり、エトミデートにつきましては法律で指定薬物として規制されており、使用の危険性については認識をしております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 覚醒剤乱用啓発活動だったりとか薬物乱用防止教室などでは、いわゆるフェンタニル含む合成オピオイド、エトミデートの啓発はされていますでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 現在、特にこの2つについて、特化しての啓発は行っていないところでございます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

いわゆるアメリカのCDCのデータでは、2021年から23年の間に毎年7万人以上が、フェンタニルを中心とする合計オピオイドの過剰摂取で死亡している実例があります。ヨーロッパ、カナダでも同じような状況になっているわけですね。

エトミデートのほうに関しましては沖縄県を中心に広がってしまっていて、警察当局が摘発を進めていると報道がありました。いわゆる危険ドラッグであるエトミデートは、電子たばこをリキッドとして吸引して、手足がけいれんする様子から、ゾンビたばことも言われていますと。

そこで、先ほどのまたフェンタニルの問題にも入るんですが、アメリカ政府は、原料が中国からメキシコに輸出され、そこで製造されてアメリカ国内に密輸をされているという中心ルートを見ており、トランプ政権の中国などに対する関税戦争の引き金となっていると。イギリス、中国、あへん密輸をしたことをきっかけに起きたいわゆる現代のあへん戦争じゃないかと言われております。実際、日本でも今年の6月に、中国系組織が名古屋に倉庫拠点を設け、フェンタニルの原料をアメリカ向けに大量発送しているという実態が判明したと報道がされました。これは単なる密輸事件ではなく、日本がフェンタニルの密輸ネットワークの中継地点として組み込まれていた可能性があると考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

さらに、ジョージ・グラス駐日米国大使は、フェンタニルやメタンフェタミンといった合成薬物は日米両国において多くの命を奪っていると、そして中国共産党はこの危機を意図的にあおっていると警告しております。

薬物を戦略的に利用した事例、幾つか歴史があると思いますので、私自身は非常に危機感を持っております。台東区におきましても、ぜひフェンタニルだったりとか先ほどのエトミデートの啓発も併せて、ぜひ啓発活動していただきたいと要望して終わります。以上です。

○委員長 次。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 1点お伺いいたします。177ページの8番、医療連携推進についてです。

こちら決算額が100万弱になっておりますが、前年は650万ほどでありました。かなり差がありますが、これ理由ちょっと知りたいので教えてください。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 お答えいたします。

令和5年度には、区内の医療機関や薬局の情報を掲載いたしました医療マップ「台東区の身近なお医者さん」の作成をいたしました。冊子のほうは3年ごとに改訂しており、令和6年度は改訂作成がなかったため、冊子作成に係る費用の減となっております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 承知いたしました。

これ3年に1回ということですが、どのように活用されておりますでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 こちらは、区内に転居してきた方ですとか、あとは区有施設ですとかにお配りをさせていただいております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 承知いたしました。

また、同じく事務評価シートでちょっと見ておりましたら、こちらのかかりつけ医を持った区民の割合という欄があるんですが、こちらは令和5年度は割合が60.6%と出ておりましたが、4年と最新の6年については空欄になっております。それはなぜでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 この数値でございますが、個別計画でございます健康たいとう21推進計画の策定の前年に実施した区民意識調査によるもので、意識調査のほうは6年に一度実施しているものを数値として活用させていただいたものです。というところで、6年度の箇所のみ記載となっております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 6年に一度、承知いたしました。

であるならば、次の令和8年度が、6年に一度ということですが、令和8年度は目標が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

出ているんですけど、これはどうしてでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 シートの記載といたしましては、目標のほうでございますが、令和8年度予算及び各個別計画との整合性のある数値を設定するということとされていることから、長期総合計画ですとか健康たいとう21推進計画の最終目標値が共に72%としているところから、この数値を活用したところでございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 分かりました。暫定でそういうふうに目標を設定しているということで承知いたしました。

こちらの事業の目的として、かかりつけ医の定着というところを促進するということになっておりますが、本当にかかりつけ医がいるということは、日常的に健康の相談が気楽にできるということであったり、生活習慣の改善であったり、ちょっとちょっとおかしいなというふうに異常を感じたときの早期発見にもつながると思います。また、かかりつけ医を持つということは予防医療にもつながりますので、ここは未然に防いでいくということをこれからもさらに推進していただきたいなと思っております。以上です。

○委員長 関連。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 すみません、同じ177ページの医療連携推進の真ん中ぐらい、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る協議会について伺います。

これ、高齢者の保健事業と介護予防というのは、令和2年、厚労省のほうで言って広域連合始まって、台東区としては令和5年から協議会が始まったと思います。今まで2回開催されていると思いますが、協議会の趣旨や内容などを教えてください。ごめんなさい、これ委員会で報告一回もやっていない内容なので、ぜひ詳しくやっていただけたらと思います。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 お答えいたします。

まず、事業のご説明のほうからさせていただきます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございますが、高齢者の健康寿命の延伸と自立支援を目的に、医療と介護の連携を進めるものでございます。

区では、令和5年度から低栄養防止や糖尿病重症化予防などのハイリスクアプローチに取り組み、これを介護予防事業につなげております。

取組状況の成果は、学識経験者ですとか医療・介護関係者による協議会において報告、共有をしており、令和5年度は各事業の進捗とKDBシステム分析を基に健康課題を確認いたしました。令和6年度は、疾病重症化予防と介護予防の一体的な推進に向けたスキームの報告と協議を行い、方向性を共有しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なお、この一体的実施事業でございますが、令和5年の1定で事業開始前にご報告のほうさせていただきますところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。

協議会通して具体的な取組等は、協議会で報告等はあったというのは、取組等がありますでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 現在の取組状況といたしまして、ハイリスクアプローチである低栄養防止事業と糖尿病重症化予防は参加者が少ない状況にあるため、対象基準の緩和ですとか医療機関への周知を進めているところでございます。また、介護予防との連携としては、保健指導に簡易フレイルチェックを取り入れ、地域の通いの場への参加へつなげるほか、低栄養防止事業と介護予防教室を連携して食、栄養に関する講座を開催するなど、実績向上に向けた取組を進めているところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 オペレーションアプローチとハイリスクアプローチどちらもやっていますよということで、これからも引き続き頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○委員長 次。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 178ページの15番、骨髄移植ドナー支援なんですけれども、骨髄ドナー助成について伺いたいと思っています。

以前にも、ドナーがなかなか見つからない、適合率って数百から数百万分の1というふうに言われていて、なかなかドナーの数が増えないと、登録人数増えないと、これはなかなか難しいよというところを指摘をさせていただいて、事業所向けの周知などの強化をお願いしましたがけれども、令和6年度の助成件数1件ということで、極めて少ないなと思っています。

事業評価シート自体が今年の中には記載がなくて、昨年度版までしかないんですけど、令和7年度の目標値でいうと、ドナー登録人数1,080人で、ドナー及び事業所助成交付件数は5件と目標値設定されていますが、今現状はどんな状況でしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 お答えさせていただきます。

まず、企業に対しての周知というところでございますが、産業振興課で発行しております産業情報ニュース「Networkたいとう」ですとか、あとは産業振興事業団、勤労者サービスセンターのほうで発行しております「センターニュース」で、ドナー休暇制度の導入及びドナー支援助成金について掲載をして、啓発をしたところでございます。

そして、2つ目のご質問ですが、ドナー登録者数につきましては、令和7年度現在で1,047名となっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 なかなか目標値に達さないというのは前にもお話ししましたが、結局上限年齢があるので、登録人数、どんどん若手に替えていかないと、なかなか登録人数が増えていかないという現状があると思うんですね。

1点聞きたいのは、企業の認識で例えばドナーの休暇制度とかそういうものをやっている、もしくは企業がドナー提供に対して前向きであるみたいなところというのは数値化されていますか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 本区内の企業数につきましては把握をできていない状況ですが、骨髓バンクのホームページに、東京都内330者がドナー休暇制度を導入している企業・団体として掲載されております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 骨髓バンクは、10月が推進月間だと思うんですね、今月が。なかなか、多分中学校への普及啓発とかも一昨年はやっていたと思いますし、若年層の取り込みみたいなところをしっかりとされていると思うんですけども、企業アプローチの強化をやはりこれからしていかないといけないんじゃないかなというふうに思っておりまして、台東区内の大企業とか大きい企業さんをお願いするとか、そういった啓発方法を取ったりはお考えありますか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 どういった形で企業に周知することが効果的なのかというところも含めまして、関係所管と相談しながら引き続き啓発を進めていきたいと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 周知はただ発信しただけだとなかなか、中小企業も見ているようで見ていなかったりするので、ただ発信したのではなくて、届いて動いたというところまで図っていただけたらありがたいなと思います。以上です。

○委員長 ほか。関連。

青柳委員、関連。

◆青柳雅之 委員 9月17日は国際骨髓ドナーデーということと10月が月間ということで、今、町会の掲示板にポスター貼ってありますよね。そういった地道な努力も続けていらっしゃるということで、頑張ってください。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

拝野委員。

◆拝野健 委員 178ページ、14番、自動体外、AEDですね、普及啓発について伺います。

これAEDの貸出しを行っていることは把握していますが、どのような団体やイベントに貸出しをしているのか、また令和6年度の貸出実績を教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎福田兼一 生活衛生課長 貸出しにつきましては、台東区にございます団体、法人が区民の福祉に資する目的に使用する場合などに貸出しを行っているところでございます。

実績ですが、令和6年度につきましては隅田川花火大会、下町七夕まつりなど、主に屋外で行われるイベントに対し、11団体、17件の貸出しを行っております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 今は3台持っているということだと思うんですが、今後より多くのイベントに貸出しを行っていくことに考えていること等はありますでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 区民の安全安心のため、今後、より多くのイベント等に貸出しを行えるよう、貸出期間の変更ですとか、あとは効果的な周知方法につきまして検討を進めてまいります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 台東区で後援名義を出したり共催名義を出したりすると思うんですが、屋内であれば台東区の区有施設であれば基本的にAEDあると思うんですが、屋外の場合、なかなかAEDないことも多いと思いますので、その辺も踏まえて考えていただけたらと思います。要望で終わります。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 区有施設に129か所に136台設置していると思うんですが、この決算年度に例えば不慮の事態があって、区有施設に設置されたAED利用された件数とかあったんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 令和6年度につきましては、3件の使用報告を受けているところでございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 具体的な内容とかどういうものなんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 1件目は施設の外で起こったことなんですが、近くにありました金杉区民館下谷分館のほうで貸出しを行ったというところを聞いております。そして2つ目、リバーサイドスポーツセンター、これは施設の中で使用したということを聞いております。あと、こちらもう1件なんですが、こちら施設外の話ですが、近くにあった平成小学校からAEDを持ち出して使用したというところを聞いております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 3件もあったんですね。

基本的に、でも本当にそういう区有施設の中のもの、AEDが、そういう例えば職員の方が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いらっしゃったりとか、そういう時間帯というかね、それは本当にいろいろな意味で貸出しとかそういうときはできると思うんですけど、例えばうちの委員長などね、特にコンビニ等でね、何か設置というか、そういうコンビニ等と連携を取っていただきたいという、そういう要望とかあったと思うんですけど、今後その辺についても考えていただければなということで要望して終わります。

○委員長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもちまして、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第2項、保健所費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第3項、公衆衛生費について、ご審議願います。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 190ページの母子保健費なんですけれども、ここの事業全般についてちょっと質問させていただきます。

ここ15事業あって、どれも産みたい方が安心して子供を産める環境をつくることに非常に資していると思っていまして、非常にすばらしい取組だなというふうに思っておりますが、この事業の中で、国や都の支出金等が入らずに区で独自で行っている事業がこういったものかというところをまず教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 お答えします。

母子保健費の中の事業は国や都の補助事業を活用したものが多くっておりますけれども、こちらの中で区で単独で実施しているものにつきましては、出産費用助成になります。こちら令和6年度から実施しているものでございます。こちらについては、区の単独の事業というふうになっております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。

こちら区の単独で出産費用助成、非常に高く評価しておりまして、合計で6,600万、件数でいうと1,328件になっているということで、こういったことを進めているというのは、台東区が独自で進めているというのは、私としても非常に誇らしく考えています。

私自身、ちょっと今の日本の少子化の状況というのに非常に危機感を持っています。その中で、やはり産みたい方が安心して子供を産める環境という部分に関しては、その整備というのは非常に重要だと思っていて、そこに関しては、本当これ他市にまたがる部分なので、ちょ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

っとそういった観点から総括質問でさせていただきたいと思っています。私からは以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 この母子健康診査なんですけれど、健康診査を行うことによって母親にとっては安全な出産、また妊婦の健康を確保する、また乳幼児の健康管理と健全な発達、育成及び虐待の防止を図るとあります。

この診査を通じて、虐待の発見とか虐待防止を図ることがあったのかどうか伺いたいと思います。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 母子健康診査の中の乳幼児健診のご質問というふうに理解させていただきます。乳幼児健康診査では、体の状況確認のほかの養育状況についても専門職が聞き取り、把握を行っています。その中で、虐待のリスクとなり得る育児負担などの要因が確認できた場合には、保健師による継続的な支援や必要に応じて関係機関と連携するなど、虐待リスクの軽減に努めております。

このような取組を通じて、虐待の発見並びに虐待防止に寄与しているというふうに考えております。以上です。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 また、今度は、先ほどは乳児の件聞いたんですが、健康診査を通じて、母親から育児上の悩み相談、そういった相談が例があれば教えてほしいと思います。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 育児における悩みの例として、育児、家事、仕事などが忙しくて疲れていてつらい、叱ってしまうことが多く、子供に与える影響が心配、言うことを聞かずにいらいらして子供をたたいてしまうなどの例をお聞きしています。

このような事例に対しては、問診の際に専門職から助言を行い、必要に応じて保健師を呼び、心理判定員による専門相談を行うなどの対応を実施した上で、その後保健師による事後の確認、あるいはサービスのご紹介、調整の支援等を行っています。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 安心しました。

今度3歳児健診のとき、発達に特性を持つお子様における状況などの確認について、どう確認しているのかな。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 3歳児健診では、子育て質問票を事前に保護者にお送りし、記載の上、持参していただいています。子育て質問票は、言葉や発音に加え、発達の遅れや課題がある場合に起こりやすい、言うことを聞かないとか多動とか、他の子と物の貸し借りがで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きないとか、そういった生活面について把握するために使っています。

3歳児健診では、保健師、看護師が保護者から子育て質問票に沿った聞き取り、相談事項の確認を行います。加えて、自然な形で遊びを通じて、例えば2語文が言えるかとか名前、年齢を答えられるか、大人とのやり取りができるか、お絵描きの様子の行動観察を行います。そういった子育て質問票、それから保護者からのふだんの様子の聞き取り、保健師等による行動観察、それから医師による診察、必要な方は心理判定員による相談の結果を踏まえて、その後の対応について判定を行っているところです。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 承知しました。

この件については、田中委員と同じく総括で確認したいと思います。またよろしく願います。

○委員長 ほかに。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 188ページ、16番、耳の健康相談ですね。

今回、補聴器云々ということもあっていて、でも、耳の講演会などが大きな役割を果たしたと思うんです。それで、ここで耳の健康相談という枠が耳の講演会にとどまっているということで、この前後を見ますとね、歯科の基本健診など、あとは、そうですね、そういう形で目と眼科とか緑内障云々ということでのあるわけですけど、耳に関してはいつまでも講演会止まりと言うのはおかしいんですけど、講演会の域を超えないという状況があるんですけど、この辺についてのご意見とかありますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 耳の健康相談事業に関してのご質問ですが、耳の健康の普及啓発事業としては年に1回の耳の講演会を開催しており、令和6年度は3月7日に実施し、参加者は57名でした。また、同月3月に行っている耳、鼻、喉の健康相談は、区は後援という形で日本耳鼻咽喉科の医師の方にご協力いただいて自主事業として実施しているところで、こちらのほうは相談者数は55名あったというふうに聞いております。

そのほか、令和6年度の新たな取組としましては、高齢福祉課のほうで令和6年度から始めた台東区聞こえの改善機器購入助成の事業案内チラシを参加者に配付し、周知しております。

今後も関係の部署と連携をして、効果的な事業になるように努めてまいります。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今の自主事業という形でやられておりますけれども、ぜひともこれをきちんと、何だ、台東区の事業としてやっていただき、そして耳鼻科の医師たちともしっかり、今でも連携はありますけれども、連携をいただきたいと。本当に何年たっても耳の健康相談止まりというのはちょっと違うかなというのかな、本当に区民の健康増進していく上でも大事なと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

さらに、健診ですので、健診というか、実際には50代ぐらいからそういう聞こえの問題などが起こるかなと思うんです。そういうところでこれらをぜひとも発展させていただきたいですし、眼科のように総合診断、総合健診のときに医師が認めた場合にはきちんと耳鼻科健診ができるという、こういうところまで発展させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 総合健診の中での検査ということでございますけれども、労働安全衛生法に基づく事業者健診とは異なりまして、総合健診は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健診でございまして、検査項目に聴力検査はなく、区の総合健診として実施する根拠に乏しい状況です。

そのため、区としましては、ただいまの耳の講演会や後援事業である耳の健康相談を通じて、耳の健康についてさらなる周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今現在のところその到達点ということですが、今後ぜひとも、健診が国の決まり云々ということでしたら、そこを外してでも検討をお願いいたします。以上です。

（「耳関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 耳関連。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 3月3日が耳の日でね、この日に大体耳の講演会をやっているんですけどもね、1年で見ると、6月6日が補聴器の日、9月9日が人工内耳の日って、耳に関連する日はあるんですね。やはりもうこれ年1回というんじゃなくてね、ぜひ回数増やして聞こえの問題に取り組んでいただきたいと思います。

というのも、伊藤委員ずっと主張もし続けております補聴器の問題と物忘れの問題、認知症の関連というのはやはり大きな重要な接点があるというのは、これは本当に医学界でもあるわけで、そういう意味では次に求めたいのは、ぜひ台東区も物忘れ外来、認知症外来と耳鼻科、要はリンクさせるような研究を区としても進めていって、より元気な高齢者、認知症ではない高齢者を増やしていくというのに一歩踏み出していただきたいと思いますので、ぜひ耳の日だけの講演会ではないということも考えていただきたいと思います要望だけしておきます。以上です。

○委員長 次。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 2点お伺いいたします。184ページです、の1番、感染症対策の(2)番、予防接種のところの、このグラフの中のHPVという欄があるんですけど、こちらちょっとお伺いいたします。

私、一昨年と今年、2回の一般質問でもちょっとこの件質問させていただいて、何かしつくてちょっと申し訳ないんですけど、しっかり執着を持ってやっていきたいなと思っておりまして、今ちょうど女性のキャッチアップ接種の期間ではありますが、これは令和4年度から

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

接種の人数の推移を教えてくださいたいと思います。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 キャッチアップ接種の実績の推移についてお答えいたします。

令和4年度が870件、5年度が1,448件、6年度は4,818件でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 3年間、承知いたしました。

これで見るとかなり増えていきますし、特に令和6年度で急激に上がったなというふうに思っております。先ほどもちょっと申し上げたんですけれど、一昨年、令和5年12月の一般質問のときには、女性に対しての本当に期限も迫っているの、本当に受けるのも時間ないですよというところをキャッチアップの通知をしっかりとっていただきたいというふうに訴えたところ、ホームページにすぐ載せていただいたというのがありましたし、また、今年ときには、個別で、そうですね、個別、今までこの始まる時だけ、始まりますよという通知で、いつまで、終わるというところがなかったのを、それはもう今年が最後の年ですよというふうにしていただくことができまして、すごく感謝しておりますが、やはりこういうふうに区がしっかりと取り組んだことによって増えているのかなとも感じます。やはりいろいろデータを見てみると、行政の情報によって受けましたというデータがやはり、一番これが高いというのもありましたので、すごくこれは評価させていただきます。

ちょっと同じようなところなんです、次、186ページの（9）番のHPVワクチン男性接種費助成のところを続けてお伺いいたします。

こちら質問させていただいて、これは昨年8月に台東区で実施していただきました。実施からちょうど1年もたちましたということで、この本区の状況を知りたいのですが、1回目接種したときの年齢、もしくは学年別での人数を教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 昨年度の延べ人数、合計で284人のうち、その中で1回目の接種を終えた方を学年別に申し上げます。小学校6年生が3件、中学校1年生が25、中学校2年生が28、中学校3年生が33、高校1年生が45でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 年齢別、承知いたしました。

これ、本当に始まった1年目ということで、やはり、これも先ほどと同様、行政でしっかりと発信していくことというのがすごく大切であって、やはり行政という一番信頼があるところからの発信だからこそ、受けてみようというふうになることはすごくあるのかなというふうに思いました。

ちなみになんですけれど、国においては、今年の8月に、すみません、話が、今の女性に対して行っているのは、9価ワクチンといって、予防が多分70から90%予防できるというものを使っているんですが、男性に対して行っているのは4価ワクチンで、50から70%ぐらいの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予防で、ちょっとかなり低い、低いといっても、今、無料でできているのはすごくありがたいんですが、この今年の8月から女性と同様の9価ワクチンが男性にも承認されました。他区では導入を検討している動きも出ております。とはいえ、本区においては、男性のHPVワクチンの助成が始まって1年がたったばかりということですので、今このまさに、初年度の接種率であったり、対象年齢層の申請状況であったり、医療関係の対応などを分析している段階ではあると思いますので、現行制度の実践を踏まえながら、9価ワクチンの助成対象化についても今後の検討課題としていただきたいと思います。これは要望させていただきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

本目委員。

◆本目さよ 委員 186ページ、たばこ対策推進、公衆衛生費では2つ質問しますけれども、たばこ対策、喫煙の害についての事業を、この中で、小・中学校で実施されていると伺っています。その実施状況と、実施状況は簡単にでいいので、児童、保護者へのアンケートも何か取っているというふうに聞いているんですけれども、その結果について教えてください。

さらに、区として、そもそも論なんですけれど、喫煙や受動喫煙の健康被害をどのように認識をしているか、見解を教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 失礼しました。たばこの、たばこ対策推進の中で実施している小・中学校の児童生徒を対象にした喫煙防止教育についてです。

こちらは台東病院の医師、あと、それから保健所の保健師による授業ということで、喫煙に関する害であるとか、受動喫煙について授業をしています。その中で児童生徒にアンケートをいただき、また、児童生徒を通じて保護者の方にもアンケートをいただいているところです。

そちらのアンケートにつきましては、大体、そうですね、児童生徒が全体で1,007人ですけれども、回答としては880人、保護者については270人で、保護者の回答率は30%ほどになります。主なアンケートの内容でございすけれども、児童生徒のほうからでは、たばこを吸っている親に今日の授業のことを言おうと思った。私自身も絶対に吸いたくない。たばこは自分に害を与えるだけでなく、他の人にも害を与えるから、たばこを吸っている人は、みんなのこととも考えて、やめてほしいと思った。それから、保護者の例としては、たばこは、吸う本人だけではなく、周りの人にもいかに害を及ぼすものかを実感できたようです。中学生のうちにこうした意識を高めるよい機会だったと思います。また、たばこは害にもよくないし、お金もかかるし、本当に駄目だと言い聞かされました。子供のためにも禁煙しますというような、一例でございすけれども、ご意見もいただいております。こういった家庭で、家族で喫煙、受動喫煙について考えていただく機会が設けられているのかなというところで、将来の喫煙者抑制及び家庭での受動喫煙防止に一定の効果はあるものと考えております。

○委員長 本目委員。すみません、失礼しました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎塚田正和 保健サービス課長 それから、2点目の区としての喫煙や受動喫煙の健康被害の認識というところでございますけれども、こちらに関しましては、たばこにはやはり様々な有害物質であるとか、発がん性の物質が含まれているというようなところと、様々な疾患と因果関係があるというふうにされています。たばこから立ち上る煙には、喫煙者がたばこを吸うときの煙より多くの有害物質が含まれているということで、受動喫煙というのは健康にも悪影響を及ぼすというふうに考えています。区民の意識調査では、男性の喫煙率は21.2%、女性は9%ということで、男女ともに減少傾向にはなっておりますけれども、たばこをやめたいと思う割合が43%となっております、禁煙を希望する区民への支援がより一層必要になっているかというふうに考えているところです。以上でございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 子供が学んだことを家庭に伝えて、保護者が意識が変わるというのはすごく大きな成果だと思うんですけれども、今おっしゃっていただいたとおり、喫煙は依然として日本最大の健康リスクで、がん、心筋梗塞、脳卒中、COPDなど、命に関わる病気を引き起こして、厚労省のファクトシートによれば、年間21万2,000人が喫煙関連で亡くなっていると言われています。受動喫煙による死亡も年間6,800人、乳幼児突然死症候群、SIDSですね、せっかく産んでも、それで亡くなってしまったらもう元も子もないということで、小児ぜんそくのリスクも確実に高まります。医療・介護費、労働損失などの経済損失は、何と4.3兆円を超えて、たばこ税収約2兆1,000億円を大きく上回る健康赤字の構造なんですよ。喫煙は個人の嗜好にとどまらず、社会全体の健康と財政に直結する問題です。

特に本区では、女性の喫煙率が、全国平均7.6%上回る9.9%と高くて、女性や子育て世代への重点的な禁煙支援が求められると思うんですけれども、豊中市では、ソーシャル・インパクト・ボンド、SIBですね、活用して、5,000万円の事業費で約2億5,000万円の医療費削減を見込むなど、禁煙支援を支出じゃなくて、投資として成功させている事例もあります。こうした成果連動型やICTを活用した禁煙支援を台東区でも検討してはいかがでしょうか。

また、本区もこういった形の東京都の禁煙支援モデル事業にこの年度まで参加されたというふうにちらっと聞いたんですけれども、その取組内容とか、区の関わりについて、ぜひ詳しく教えてください。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 東京都と、窓口が国民健康保険課ですので、私のほうから答弁させていただきます。

委員ご指摘の事業につきましては、都が区市町村の禁煙支援等に有用な知見を得るため、令和5年度からモデル事業として実施してきたものです。事業内容としましては、当区を含む都内4自治体から、都に対して、国民健康保険加入者のうち、喫煙習慣のある方、こちらのほうのデータを提供しまして、そちらの方々に対して、禁煙支援薬の提供やアプリによる禁煙継続のフォローを行う禁煙支援プログラムへの参加を働きかけ、希望者にその提供を令和5年度及

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

び6年度に行ったものです。その後、令和7年度に分析結果を報告書に取りまとめ、全区市町村に提供するものとしています。

なお、都では、現在、結果分析中ということで、その報告書が提供され次第、関係課と情報共有のほうをさせていただきます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 まだ国保名簿の提供のみで、まだ結果が来ていないよという話だと思うんですけども、ぜひ、東京都の結果待つだけでなく、区として独自の禁煙支援プログラムを立ち上げて、医師の治療だけではなくて、カウンセリングや認知行動療法などを取り入れた多面的な支援体制を整えるべきだと思います。先ほど保健サービス課長が禁煙支援必要ですよというふうに言っていたので、やってくれるのかなというふうに思っているんですけど。現在、さらに医者に行くともらえるというか、処方される禁煙補助薬チャンピックスが出荷停止となっている社会情勢があるんですけども、なので、医療機関でも処方が難しい状況が続いている。つまりやめたい人が、やめたい人ですよ、やめたい人が支援につながりにくい現実がある。だからこそ、医療以外のアプローチ、例えば心理的サポートとかが必要になるんだと思うんですけども、特に女性や子供の周りにいる家族、パートナーなど、身近な大人の禁煙を促す取組を強化することで、少子化対策も含めて、家族全体の健康を守ることにつながると思うんですけども、その辺、お考えは一層強化していく、禁煙政策を一層強化していくお考えはありますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 保健サービス課では、先ほど申し上げた喫煙防止教育のほかに、各種のキャンペーン、禁煙習慣のキャンペーンとか、COPDのキャンペーン、その他イベントでの啓発、そのほかに、禁煙外来の紹介としてマップを作成して、禁煙外来をご紹介するというようなことをしております。今後、そういった取組をさらに充実、ブラッシュアップするとともに、先ほどの東京都のモデル事業をはじめとしました先進的なところも引き続き検討しながら、区として、台東区として効果的な対策というのを引き続き検討していきたいと考えています。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひお願いします。特にやめたくて、女性や子供の周囲の人へ、ぜひ禁煙支援充実してください。

もう一つ、次、191ページのページのハローベビー学級です。

ここ数年、プログラム内容があまり変わっていないんじゃないかなというふうに思うんですけども、社会のほうは大きく変わっています。男性の育休取得率、物すごく上がっていますよね。家事や育児を一緒に担う家庭が増えています。でも、それにもかかわらず、いまだに何か、主な内容の一つが妊婦体験ジャケット、実際につけてみて、軽いねって言いながらジャンプしてしまうパパもいるらしいんですね。筋肉量も違うし、重さだけでは、妊娠の大変さは伝

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

わらないし……

(「パパ、パパ、パパ、パパね、パパ」と呼ぶ者あり)

◆本目さよ 委員 パパですよ、パパ、パパですよ。

(「ばかと聞こえたから」と呼ぶ者あり)

◆本目さよ 委員 パパです、パパ、はい。最近では、何か妊婦体験ジャケットで胎動や体温までも再現できる、お湯も入れてくるんだそうですよ。Mommy Tummyのような妊婦体験も登場していて、重さだけじゃなくて、命を宿す時間を体験することで、温かくなって、すごい熱くなるよとか、だんだん重くなるよとか、蹴られるよとか、そういうのが体験できるジャケットもあるらしいですよ。そういったところで妊娠や産後の支え方も変わると思います。

また、育休取ったパパでも、実は何か、外ではおむつを替えないとかね、あと大きな長男、つまりパパのことなんですけれど、育休取ってしまうと、お昼ご飯を作らなければいけなくて大変みたいなママの声も何か結構聞くんですよ。それって、すみません、今、すみませんって声が聞こえてきたんですけれど、でも、何かその辺が、育休が制度として広がっていても、意識や行動が伴わなければ意味がないんですけれども、ハローベビー学級の、そう、仕事を休むだけじゃなくて、仕事は休むけれども、育児、全面的にやるのが育休のはずなんですよね。ねえ、そうですね、多分皆さん同意していただいているんですけれど。でも、それをやるためには、父親向けの実践的な家事、育児講座、料理だったり、産後のシミュレーションなど、産後の母親の体はぼろぼろなんだよ、だから、あなたが家事、育児全部すんだよぐらいの勢いでちゃんと伝えていかなければいけないと思うんですけれど、何かその辺の取り入れる考えがあるかどうかと、あと、父親支援という文脈で変わったこと、ここ10年ぐらいで物すごい変わっているはずなんですけれど、変えたことがあったら、もし、実はこんなに変わっているんだよというのがあったら教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 ハローベビー学級についてですけれども、講義、沐浴実習、着替え、だっこの実習、妊婦体験といった講座の構成は基本的に変わりはありません。講座の内容については、令和5年度から、私たちの子育てプランというシートを配付し、妊娠中に夫婦で家事や育児についての役割分担やお互いに期待することなどを話し合っておくことをお勧めし、家事、育児は夫婦で話し合い、協力するものというメッセージを伝えるように内容を見直しております。プログラムの中では、実習などを主に男性に体験していただくほか、出産前後の母親の体やホルモンバランスの変化、産後鬱などのメンタルヘルスについて伝え、妊産婦への配慮について理解を深められる内容としています。以上でございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 妊娠中の役割分担とかも計画していただけるのはいいんですけれど、その前提条件として、じゃあ、母乳育児をしたいのか、混合で、ミルクとね、混合にしたいのか、ミルク育児にしたいのかみたいなところって、どうやったら混合の育児できるかみたいなもの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て、ちゃんと授乳でどうやったらおっぱいが出るかみたいな仕組みも伝えての上ですかね、すごい重要なんですけれど。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 ハローベビー学級の内容につきましては、妊娠の経過や出産についてというような妊娠中の栄養、それから妊娠中の歯の健康、産後のメンタルヘルスというような内容となっております。なので、授乳に関して、そこまで突っ込んだ内容にはなっていないというようなところになっています。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ですよね。私も教わった記憶がなくて、変わっていなければそうかなと思ったんですけれども。最近、産後ケアにかかわらず、助産師さんたちから聞いた声では、最近、パパ育休の広がりに伴って、夜間授乳をパパが担当ね、ママを寝かしてあげようというふうに担当するケースが増えているそうなんです。それ、すごくいいことなんですけれども、でも、それね、実は、それが母乳育児とか混合育児、混合の母乳の授乳を進めるに当たっては、それが阻害になってしまう、阻害されてしまうんですよね。なぜかという、夜間も含めての頻回授乳をしないと母乳育児って軌道に乗らないんですよ。なので、希望があるのに、混合で進めたい、なぜかという、母乳のほうが楽だと、楽、まあ、楽、ミルクの用意しなくていいので楽だけれど、でも、全部母乳にしまうと、何か預けて出かけるのでできないじゃん、だから混合がいいよとかいう保護者の方とかもいて、でも、そのためにはまずは母乳が出るようにしなければいけない。その辺の知識がちゃんと伝わっていないんですよね。

ところが、ママの夜間授乳が減ることで母乳分泌がうまくいかず、母乳とミルクを毎回足す、母乳あげて、足りないからミルクも足す、両方あげるという一番大変な混合育児になってしまう方も多いそうなんです。混合育児だったとしても、最初の3か月は夜間の頻回授乳がすごい大事で、でも、産前に、夜はパパが交代してって決めてしまうと、助産師も、産後、出ないんですって駆け込み来た後に、授乳ができないというので、そこから出していくのってすごい大変だという話なんです。でも、多分、一要因をハローベビー学級、多分つくっていると思うんですよ、今の話聞いていると。役割分担しますよねって大事です、大事です。だけれど、その前提条件にちゃんとその辺も知識、教えておかないと、ちなみに母乳育児、希望する人がということで前提条件を出しておきますけれども、その希望する人ができるような重要性、母乳の仕組みや夜間授乳の重要性をママにもパパにも正しく伝える内容を取り入れるお考えはどうでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 先ほどもお答えしたとおり、授乳についてそこまでの詳しい内容というのは今のところやっていないところです。ただ、皆様のそういった状況であるとかいうのは合わせながら、そういったものにアップデートしていく必要はあるかなというふうに考えておりますので、引き続き内容の改善については検討していきたいというふうに考えてい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひ産前に正しい知識を提供していただきたいと思います。

さらに、もう最後ですけれども、産後ケア自体も、ママと赤ちゃんが一緒に入院するママケア型ですね。ママが助産師さんにいろいろ教わる形になっていると思います。そうすると、育児の担当がママメインで、帰ってからパパにママが教えるみたいな形になってしまうと思うんです。父親が、パートナーが学び、関わる機会が弱く、何かメイン、サブの構造を助長していないかみたいなのがあると思うんですよね。なので、今後、母を支える制度というと、もちろんここ母子のところなので、母を支える制度ではあるんですけれども、もう時代が変わってきているので、チーム育児を支える制度に変える必要があると思うけれども、最後、産前からの共育で支援をぜひ強化していただきたいと思うんですけれども、その辺、どう考えますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 育児休業や男性の子育てというのが浸透ってきて、社会の認識が急激に変化しているということは認識しています。そういったことを念頭に、ハローベビー学級において、妊娠期、子育てについて、理解を深めていただける内容になるよう、さらに検討はしていきたいと思います。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 産後ケアのほうもぜひちょっと、産前だけじゃなくて、産後という話をしております。産後ケアのほうも、訪問型の産後ケア取り入れるとか、そういったところも含めて、パパもちゃんとメインで関われる体制をよろしくお願いします。以上です。

○委員長 ほかに。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 188ページの17、歯科基本健康診査です。

令和6年度より、歯科基本健康診査の対象年齢が新たに20歳からとなりました。健診だけではなく、歯面清掃を行ったり、記念品も提供しているとのことですが、受診率のほう、いかがでしたでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 令和6年度の二十歳の歯科健診の受診率でございますが、6.4%でございました。令和6年度の全体の受診率は8.7%でしたので、全体と比較しますと低い状況という結果になっております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 いろいろしてくれたけれど、厳しかったとのこと、理由を教えて、考えられたら教えてください。

あと、結果を踏まえて、今後の受診に生かしていただきたいんですけれども、どのような対

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

策、練られますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 当初の想定では、歯科基本健康診査の30歳の受診率を参考に、13%程度を見込んでおりましたが、やはり二十歳については、歯や口に関する自覚症状が少ないため、やはり想定より受診率が低かったかなというふうに、30歳よりも受診率が低い傾向になったのかなというふうに考えております。

今年度、6年度が最初の年度ですので、引き続き受診勧奨など、工夫を検討しまして、受診率が向上するように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ちょうど歯科健診が途切れてしまう時期に当たって、健康についての意識が一番薄れてしまう環境だと思うんですね。この空白世代に向けて、どうしたら受診率が上がるのか、アンケートを取るなど、また周知方法も工夫して、先ほど弓矢委員がおっしゃっていたんですけれども、区がしっかり取り組むことで、必ず成果が出るものだと私も考えますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。ちょっと通告しているので。

私、初めて的一般質問でちょっとこの件を取り上げさせていただきました。二十歳の歯科健診率が、今、6.4%ということだったんですけれども、その結果、要治療になった方の割合というのは出せますでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 二十歳の歯科健診の受診者の中の内訳ということで。

(「そうですね、はい」と呼ぶ者あり)

◎塚田正和 保健サービス課長 虫歯や歯周炎が見られた要精密検査であった者の割合は38.8%、それから歯石の付着や歯肉に炎症が見られた要指導というものであった者の割合は38.8%でございました。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

6.4%の健診で、さらにその人のうちから40%弱ぐらい、やはり指導だったり、治療が必要だということなので、結構な確率だと思うんですね。なので、そういったやはり健診を受けると、これだけの結果が出るということが分かったので、そういったことも今後の啓発に含めたいのではないかと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 186ページなんですけれども、そうですね、本当弓矢委員のところで関連と言えばよかったんですが、ごめんなさい、失礼しました。186ページの8番、新型コロナウ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

イルスワクチン接種に関してお伺いいたします。ごめんなさい。

○委員長 いや、大丈夫、どうぞ、続けてください。

◆吉岡誠司 委員 すみません。ということで、令和6年、健康被害救済制度を、2024年時点で、私、いろいろと申請の件、お伺いしたと思うんですけども、今現在の健康被害救済制度の申請件数、内訳、死亡者数、審査待ち、審査待ちをしている方はどれぐらい待っているのか教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 答えいたします。

まず、申請件数ですけれども、31件ございまして、すみません、31件ございまして、国への申達後、24件について結果の回答がございました。その内訳は、認定が16件、否認が8件で、認定された方のうち、死亡者は3名おられました。また、国において審査中の件数は3件でございます。国へ申達してから結果が出るまでの期間は、現在、平均で約11か月となっております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

以前聞いたときより進展しているというところで、少し安心したところではございますが、いまだにまだいらないということですので、最後までしっかりと寄り添っていただければと思います。

以前、元新型コロナ対策の分科会会長の尾身茂さんが、最近、テレビ番組でコロナワクチンの感染防止効果は残念ながらあまりなかったと。若者は重症化しにくく、ワクチンの副反応が強いと、接種は本人判断でと初期から訴えていたというふうに言われております。我々国民は、いま一度振り返りをしなければいけないんじゃないかなと思っています。メディア、そして行政、様々なところからいろいろな情報が飛び交っていて、いわゆる尾身茂さんのこういった発言、もともと、最初っから言っていたよということですが、我々国民としては、そのように感じている人も少なかったわけでして、今後、同じようなパンデミックが起きたときに同じようなことをするのかというと、やはり我々は一つ一つ修正しなければいけない部分もたくさんあると思うんですね。そういったところも今後、私自身も、何でしょう、すみません、そういったところを、そうですね、予防課長のほうも一緒になって、今後同じようなこと、しっかりと反省し、改善していけるよう頑張っていきたいということで、すみません。

○委員長 よろしいですか。

◆吉岡誠司 委員 そのまま続けて大丈夫ですか。

○委員長 はい、どうぞ。

◆吉岡誠司 委員 すみません、そのまま続けさせていただきます。

188ページ、がん検診についてお伺いいたします。

台東区で、がん検査によってのがん発見者数の5年間の推移を教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 お答えします。

過去5年間でお答えします。5つのがん検診で、がんとかんの疑いを含む発見数につきましては、令和2年度が128件、令和3年度が177件、令和4年度が144件、令和5年度が155件、令和6年度が131件となっております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

増えているところもあれば、減っているところもある、横ばいのところもあるというところで、日本全体でいうと増加傾向にあると思うんですけども、そもそもなぜがんになるのかという一番重要なところを様々な角度で調査すべきなんじゃないかなと思います。安全だと言われていたものが、最近になり、発がん性があったと認められることが出てきております。私自身ももっと早く知ればよかったというふうに感じているわけですけども、例えば一つとして上げると、最近、タール系着色料の赤色3号、アメリカのFDAが2025年の1月15日に食品、医薬品への赤色3号の使用許可を取り消すことを公表いたしました。日本だと、ケーキやかまぼこ、お菓子などに使用されております。私はかまぼこが大好きです。ということで、2021年にカリフォルニア州環境保護庁が、子供のADHDなどの発症と赤色3号の摂取には関連性があると見られると報告もしております。赤色3号については、ラットで行った研究の結果、摂取量の増加ががんを誘発する可能性があるという結果も報告されていますが、日本の消費者層に関しては問題ないと回答しているんですね。

そういった、日本側とアメリカ側、海外側ではやはり違いがあるというところもあるんですけども、ほかにもいろいろあるんですが、ちょっとまとめさせていただくと、人工甘味料のアスパルテームも発がん性があると言われております。除草剤のグリホサートに関しましても発がん性があると報告されていて、フランス、ドイツ、オランダなど、制限、規制をしていたり、禁止している国もありますね。アメリカのEPAも今現在、そのグリホサートに関しては再評価を進めており、最終判断を2026年に行う予定です。なぜか日本では、逆に残留基準、グリホサートの残留基準を、小麦は6倍、ライ麦は150倍、ソバは、そういうふうに規制緩和を逆にしちゃっているわけですね。なぜかとすごく疑問に思う部分もあるんですけども、そもそもなぜがんになるのかというところにもしっかりと調査研究をしていただきたいと関係機関に要望して終わります。以上です。

○委員長 よろしいですか。

(「がん関係」と呼ぶ者あり)

○委員長 がん関係。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 がん検診について、同じく伺います。

今月、ピンクリボン月間なので、乳がんに関しまして、以前、当会派の富永議員も一般質問

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で取り上げさせていただきましたけれども、当時の令和6年の一般質問当時は、失礼しました、政府の乳がんの検診の目標率というのを新しく政府が定めて、それが60%だったところ、区の検診率はまだ未達だというようなご報告があったかと思います。現在はいかがでしょうか。まずお伺いいたします。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 健康たいとう21推進計画（第三次）において、国の掲げている目標が60%ということになっていることに対し、区民意識調査に基づき算出した台東区の乳がん検診の受診率は51.2%で、目標には達していない状況でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 すみません、先ほど一般質問で6年って言ったんですけど、5年だったと思います。失礼いたしました。

それで、未達の原因についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 こちら、第2次の計画では50%であったところが60%に引き上げられたという状況もございますので、今後も引き続き、様々な啓発をしながら、受診率向上に努めていきたいと考えています。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 啓発もちろん大事だと思いますし、あとは、マンモグラフィーの検査に助成のクーポンが出ていますし、私も先日、行ってきたんですけども、あの検査自体の負担というのもあるかなと思ひまして、実際に行きますと、マンモグラフィーは、もちろんクーポンをもらっているからただでできるんですけど、エコーの併用を勧められたりですとか、あとはクーポンは隔年で来るけれども、本当だったら、40歳前後、私はまだ微妙、微妙にまだ30代ですけど、30代後半ぐらいからは毎年検査受けたほうがいいよって言われたりもします。どこまで区が補助すべきなのかというのはあると思いますけれども、そういった上乘せ助成についてもご検討いただきたいと要望させていただいて、終わります。

（「関連です」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 私のがん検診のところ、通告しています。

いろいろ、様々、ちょっと吉岡さんも、委員もおっしゃっていただいたんですけども、日本と海外における条件とかいうのも違うので、やはり根拠に基づいたやはりものを、国としてもちょっと定まっていないところあるんですけども、きちんと科学的データに基づいたがん要因となるものはきちんと検証していけたらいいなというふうには思っております。

それで、この5つのがん検診というのは、住民検診がちゃんと法律の裏づけがあるもので、職域検診のほうは法律の裏づけがないということなので、しっかりとやはりここは区がしか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

りと行っていくべき5つのがんになると思います。

今、乳がんについて、受診率というのを伺いましたんですけれども、子宮頸がんのほうはいかがでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 子宮頸がんにつきましては、こちらは、自治体の検診としての受診率で、東京都の方式により算出したものですが、34.1%になります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

乳がんに比べてちょっと低いという数字が出ています。先ほど、ヒトパピローマウイルスのワクチンのこととかもこちらで話あったんですけれども、ワクチンを打っているから、何か安心安全だみたいな感じを捉えている方、結構多くて、ワクチンを受けていても、子宮頸がんの検診は受けたほうがいいというのが推奨されています。これはもう前がん状態で分かるものなので、もうしっかりとそういったエビデンスに基づいた啓発を行っていただきたいと思います。

それに絡めて、乳がんなんですけれども、前ページの187ページ、ブレスト・アウェアネスなんですけれども、この普及事業が、令和6年度、19回行われていたということなんですけれども、ちょっとホームページ見ても、今年、どういうふうに行われているかというの分からなかったもので、どこでどのように行われたのか教えていただけますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 ブレスト・アウェアネスの普及事業についてでございます。

こちらの19回というところでございますが、そのうちの8回につきましては、育児相談の際の来所者に対し、ミニ講座として行ったもの。それから11回につきましては、健康推進員の地区連絡会において、同じようなミニ講座として行ったもので、その合計で19回でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

これは、では、ホームページ載せて、一般にこういう事業ありますよというのではなくて、育児相談に来た人対象とか、あとは、地区連絡会だから、その地区の中で行うような講座だということなんです。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 こちらの講座についてはそういった形でございますけれども、こちらのほうは10月の乳がん予防月間の一環ということで実施しているもので、それ以外、これ、この講座以外、ミニ講座以外にも様々な媒体を通じて、今、ブレスト・アウェアネスについても啓発を大々的に進めているところでございます。

○委員長 風澤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆風澤純子 委員 分かりました。

多分ホームページとかにやり方を書いてあったりとか、あと冊子があったりとか、何かそういうことかなと思うんですけども、もう本当にこれ、私も自分で発見して、早期治療で治っているの、本当に、乳がんに関しては、自分で発見できるがんであって、検診で発見するよりも自己発見のほうが高いがんになりますので、ぜひともこれ、もうちょっと、何ていうのかな、広げていってほしい。ホームページとかに載っているけれども、こういった育児相談とか地区連絡会の人だけではなくて、もう全体的に、女性が自分で発見できるような周知というか、普及事業に取り組んでいただけたらと思います。ちょっとがん検診については、どこかでもうちょっと深掘りしていきたいと思っております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

◆風澤純子 委員 今、関連で入ったんですよ。

○委員長 もしもう1個やるのであれば、そのままやっちゃって構いませんので、どうぞ。

◆風澤純子 委員 では、189ページのがん患者支援なんですけれども、令和6年度からこちら上限額だとかが拡充されて、件数が増えていると思うんですけども、助成の内容を、151件中、こういったものに助成されたか教えていただけますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 151件の内訳でございますが、そのうちのウィッグが125件、それから補整具が21件、医療用帽子が3件、弾性着衣が2件でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

こちら、やはり前年度よりもやはり助成件数も額もぐんと増えています。これ、保健福祉委員会の委員長の松尾議員も一般質問をしていたと思うんですけども、がん患者以外の疾患についても、ぜひとも広げていっていただけたらと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

はい、次。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 私は、短くいきます、ここは。183ページ、結核医療費等の部分ですね。

ということで、先ほどからたばこの話ありましたが、台東区ではCOPDのスクリーニング等をやったりとか、COPDで11月の19日ですよ、ゴールドリボンをやったりとかって、いろいろな運動があります。実は他区の喫煙所に結構行くと、禁煙外来の貼り紙とかがしてあって、ああという感じなんです、台東区は結構進んで、防災対策とか、そういうのがあるんですが、逆にこうした、COPD等のこうしたイベントがあるなんていうのは台東区内の喫煙所に掲示してもいいんじゃないかなというふうに思っています。

その上で、結核なんです、私の持っているデータ、ちょっと古いんですが、2022年のデータですと、東京都全体で10万人当たり8.5人ですが、台東区は16.7人、2位以下が新宿、豊

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

島で14.0、13.9とかで、依然として、3年前は台東区は結核の数や率でいったら、やはりすごい上位を占めていたんですね、1位で、安定の1位だった。ところが、最近ちょっと動きが変わってきたということがあるみたいです。ここには、新規の登録者数26人というふうになっていますが、この傾向ですとか、罹患率などの傾向について教えてください。23区内の傾向ですとか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 答えいたします。

直近3年間の数字で申し上げます。結核の新規登録患者数は、令和4年が36人、令和5年が28人、令和6年が26人と減ってきております。また、結核罹患率につきましては、6年度はまだ出ておりませんので、令和3年から申し上げます。令和3年が19.1、令和4年が16.7、令和5年が12.7と減少を続けているところでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 23区内の順位的にも、先ほど私が言った16.7のときはもう断トツ1位だったんですが、ぶっちぎりの、傾向変わってきたんですか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 令和5年では、都内では4番目ということで、1位ではございませんでした。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 全国的に毎年10%程度ずつぐらい減っていて、23区内も同じような傾向があると。ただ、下がっている率が区によって若干違うことで、いよいよ台東区だけが結核の平均を上げているというところから大分変わってきたと思います。ただ、依然として、ほかの地域を見ると、外国由来のあれだったりとか、例えば神奈川でいったら横須賀市がぐんと上がっていたりとか、そういう傾向があるみたいで、台東区の場合、やはりツーリスト、非常に多い地域でありますし、今後の見通しの部分でいくと、いろいろなリスクがまだあるんですね。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 台東区の結核の発生状況を分析しますと、委員ご指摘の外国籍の方の部分と高齢者の方ということで二極化しているところがございます。

対策としましては、高齢者対策としては、社会福祉施設での講演ですとか、接触者健診等、また外国人の方については、日本語学校健診ですとか、こちらも患者が発生した場合の接触者健診等に注力しているところで、今後もその方針を続けていきたいと思っております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 大阪の西成ですか、あいりん地区がいまだに、これは23年のデータですが、10万人当たり78.5人ということで、すごい高い数値を示していることに比べると、台東区は、特定のエリアが原因の部分というのは大分収まってきて、ある意味、新たな時代、結核

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

対策の時代に入ってきたのかなというふうに思いますので、引き続きのご努力をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 次。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 196ページの自殺予防対策です。

国や東京都と比べて、台東区の自殺死亡率は高い傾向にあるということで本当に大変懸念をしているんですが、このゲートキーパー養成講座ですね、これがちょっと、過去、例年に比べて結構回数が増えて、講座に参加している方も増えているという状況がございます。ゲートキーパーとはということで、本当に悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことなんですということですが、このゲートキーパー養成講座の状況についてちょっと教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 答えいたします。

ゲートキーパー養成講座の開催状況ですけれども、先ほど委員ご指摘のとおり、6年度は8回と、5年度4回に比べて4回分増加しております。また、受講者のほうも、5年度223人のところ、271人と増加をしております。

271人の内訳ですけれども、区の職員の職員研修として、係長昇任者研修等で実施したもの、また、関係機関を対象としたものでは、区内3地区の健康推進員の方などから依頼をいただいて、実施したもの等がございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 この講座、出前講座なんですけど、ユーチューブでも行っております。ゲートキーパーの役割とか、台東区の自殺の状況とか、あと、悩んでいる人への対処、対応方法などということで、そういう意味でユーチューブでも今、展開しているということです。私も拝見させていただきました。

この自殺予防対策連絡協議会ございますが、この構成メンバーと協議会の内容について教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 自殺予防対策連絡協議会は、年1回開催しておりますが、構成員は31名でございまして、内訳で見ますと、医療関係者、法曹界、民生委員、警察、消防、ハローワーク、NPO法人、その他行政職員等がございます。

内容につきましては、本区の自殺の現状ですとか、それから、対策の状況、自殺未遂者支援などの実績について報告、共有しますとともに、6年度につきましては、台東区自殺予防計画の策定の年でございましたので、計画についてのご意見を伺っております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 今、自殺未遂者の件のお話が出ましたが、これ、未遂者の把握については

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

どう行っているかということと、あと、この自殺支援者の逆に支援部会ってあるんですね、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 自殺未遂者の把握のルートですけれども、主に医療機関でございまして、医療機関に救急搬送されて、退院をされるというときに、継続の支援を求めて、本人の了解の下、保健所に連絡があるというケースが一番多いございます。

また、自殺未遂者支援部会というのが、先ほど申し上げました連絡協議会の下に位置づけられておりますけれども、こちらは年2回開催をしております、先ほど申し上げましたような情報共有のほか、対応困難事例についての検討を行いまして、専門的な助言をいただいているところでございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 了解しました。本人の了解の下ということで、そういう形で把握に努めているということも確認させていただきました。

ちょっと最後は要望なんですけれども、この予防啓発の講演会ですね、これがちょっとなかなか、いわゆる参加者数もちょうとなかなか下回っているというか、なかなか参加されている方が少ないということなんで、この実施時期とか、また周知についてしっかり検討していただきたいと思います。非常に大切な事業だと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 186ページ、総合健康診査について伺います。

受診者数2万3,352人ということですが、国保加入者、後期高齢者、生活保護者のそれぞれの割合、パーセンテージですね、受診率の割合と受け止めについて教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 お答えします。

令和6年度の受診率でそれぞれということですが、国民健康保険が40.6%、後期高齢者医療制度が47%、生活保護受給者が24.8%ということで、全体では42.0%でございました。

それから、受診率に関する認識でございます。

健診の受診率が毎年横ばいであることは課題であると認識しております。特に40代、50代の受診率が他の年齢層に比べると低いため、この世代に届くような受診勧奨が課題となっております。区としましては、個別に受診票を送付するほか、はがきで未受診者に勧奨したり、区公式エックスとかLINEでお知らせするなどして、診忘れのないように、周知啓発に努めているところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 令和5年度の、ちょっと特定のところで申し訳ないです、生活保護受給者受

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

診率でいくと、台東区は、令和5年、24.5%なんですけど、例えば荒川区だと31.6%、また、ほかの区だと、低いところだと18.5%、区の名前は出さないんですが、という、何か受診率にかなりのばらつきがある中で、まだまだできることあるんじゃないかなと思っています。生活保護受給者だけの健診ではなくて、全体として、総括でもう一度聞かせていただきます。以上です。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 204ページの6番、住宅宿泊事業について。

○委員長 今、そこへ、次の項になってしまうので、待ってください。

以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項、環境衛生費について、ご審議願います。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 先ほどは失礼いたしました。

204ページですね、住宅宿泊事業事務のことでお伺いいたします。

今現在の住宅宿泊事業の届出件数と、できれば苦情や指導の件数がどれくらいあるか教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 お答えさせていただきます。

令和7年の8月末時点になりますが、届出件数としましては1,236件となります。

苦情の件数が97件になります。指導の件数ということですが、苦情が入り次第、我々のほうで事業者のほうに連絡をして、都度都度指導しておりますので、その件数については取っておりません。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

届出を出されている事業者自体が、この5年間でも、5年前に比べると約2倍以上となっていると思います。苦情の件数も増えていると思うんですけども、そこで、苦情が特定エリアだったり、建物に偏っている、偏在しているケースがあるかだったりとか、そういった分析はしていますでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 今現在、地域ごとの苦情の発生状況につきましては、集計していないため、お示しすることはできませんが、苦情が増加している現状を踏まえまして、今後、様々な視点から状況の分析を行っていきたいと考えております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 承知いたしました。

いわゆる民泊のことにしましては、総括でまとめさせていただきます。よろしくお願

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

（「民泊関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 民泊関連。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 資料18、主な苦情のところで、先ほど少し答弁がありましたけれども、やはり民泊、これだけ増えてくると、自分の家の隣が民泊という人が増えてきたというふうにごく感じていますし、戸建ての多い地域では、本当にチャイムの問題とか、臭いの問題とか、幾つも苦情に上がってきていると思います。このやはりその他というところで、資料の裏面かな、になっている民泊の標識がないとか、緊急連絡先に電話してもつながらないとか、やはりこういうところは何らかの改善がすれば、少しでも苦情が減ってくるのかなとは思いますが、何かそういうところで、改めて対応をこういうふうにしていますとか、こういうところを強化していきますとかいうのがあるのか教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 こちらの緊急連絡先に電話してもつながらないとか、そういったことにつきましては、区民の方から連絡をいただいた際に、すぐに事業者を呼び出して、改善をするように早急に対応しているところでございます。こういったことも踏まえて、事業者のほうに、こういった苦情が多くなっているの、注意して実施するようになど、注意喚起はしていきたいと考えているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今の民泊は、もう本当に観光特区、観光のインバウンドを誘致するためにずっと、安倍政権下からずっと始まってきた、本当に住民不在の政策だなというふうに私感じているところでもあります。ぜひ、よりよい地域、住み続けられる地域という、その地域がつけられるようなものにしていただきたいと思います。以上です。

（「じゃあ、民泊、私も」と呼ぶ者あり）

○委員長 民泊。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 台東区で民泊条例つくったときのいろいろな思いを思い出していますよ。住民不在という話ありましたが、台東区では、結構住民ベースの皆さんで民泊、あるいは観光客をおもてなしするというので、若干規制は加えましたが、何ですか、もう大幅に規制するということまではやらなかった部分があるんですね。じゃあ、その思いが今回の、今のまちの状況の、こう比べてどうかというと、もう完全にビジネス目的の民泊事業者であったり、あるいは、新しい低層のアパートが建ったと思ったら、その全ての居室が民泊シールが貼ってあったりとか、そういう状況になっているので、先日の本会議でも、条例改正のご提案がありましたが、やはりいろいろな方法の一つとしては、そろそろ見直しを考えていかないと、住民、区民のストレスは相当なものになっていると思いますので、この辺りは、ある意味、苦情が来

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

た、区民の方からいろいろ連絡が来た、あるいは我々議員から連絡が来た、そのたびにチェックをしに行くんじゃないで、定期的にチェックをするような、そんな形を取らないと、逆に優良な民泊事業者というんですか、区民の方たちがおもてなしベースでやっているそういった民泊までもこう白い目で見られてしまうと、迷惑施設になってしまうという状況になりますので、やはりここは大きな転換点に来ていると思います。

そして、私、今回は、この特に分かりやすいのでいくと、ごみですね、民泊から出るごみというのは、これ、普通の家庭ごみとして出していいものなのかどうか、これもう一度伺っておきます。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 民泊から排出されるごみにつきましては事業系のごみとなっております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ただ、問題点としては、中に入っているものはいわゆる生活ごみですから、これ、きちんとルール守って、自分のところにシール貼っているところだったらいいですけど、よくお聞きになっていると思いますが、その前に出さないで、ちょっと離れたところにもう出してしまうと、もう指導のしようがないんですよ。そういった意味では、例えば有料のごみ券を定期的に領収書、提出させるとか、あるいは、何ですか、事業系の業者との契約をしている何か書面をきちんと確認するとか、そのぐらいのことをやんなければ、業者によっては、ばれなければいいんだよ的な形がもう横行しています。私も、本当に目の前で、道挟んで反対側にごみを捨てに行く現場などは、もうしょっちゅう早朝目にしていますが、私自身もそうですし、住民の方たちはそこで注意したりとか、その場でまた連絡したりとかって、なかなかできない状況もあるので、そうした予防策というのはぜひ考えていただきたいと思いますが、その辺りはいかがでしょうかね。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 確かに委員がおっしゃるように、観光客を誘致することは重要だと考えておりますが、一方で騒音やごみの不適切な排出による苦情も増えているところでございます。民泊に関しましては、地域住民の環境が守られていることが大前提となりますので、今後、より適正な運用になるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 この辺にしておきますけれど、大阪では例の民泊特区ですか、あれも新規受入れをやめますということを明確に出していますし、ぼちぼちそういう時期に来つつあるのかなというふうに思っています。何しろ新たに参入している人たちはホテルとか簡易宿泊所の登録をするより民泊で建物建てちゃったほうが何か利益が上がるからみたいな、そんな一点で今増えていますので、そこは本来の条例の趣旨からは大分変わってきているということを申し上げておきます。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 吉岡委員、いいですか。終わりましたか、大丈夫ですか。

◆吉岡誠司 委員 すみません。

○委員長 関連に入ったので、もともと戻しますので。

◆吉岡誠司 委員 201ページをお願いします。地球環境保全の推進というところで、保護樹木の助成に関して伺いたいします。

こちら平成14年度から補助金額が保護樹木ですと1本1万円、2本目からプラス5,000円ということなんですけれども、やはりほかの地区とかを調べてみると、太さで変えていたりとか、本数で変えていたりとか、上限金額が決まっていたりとかいうところがあるわけですね。台東区も物価や人件費が上昇している中で、このような助成金額上げることは検討されているのか伺いたいします。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 昨年度の花とみどりの基本計画の中間改定の際に所管委員会にて報告をしておりますが、保護樹木、保護樹林の所有者に対してはおおむね5年に一度、保護樹木の維持管理等についてアンケートを実施しております。その結果から現状やニーズの把握を行いまして、また他区の状況なども踏まえながら支援策の充実を検討しております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

今年の8月に実行されたということで、そのまま引き続き皆様の意見を聞きながら、ぜひ前向きに検討いただければと思います。要望で終わります。

○委員長 関連ありますでしょうか、関連。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

私もちょっと通告を出しているのですが、多分こちら共産党さんからですかね、樹冠被覆率と緑の推移というのを出してもらっていると思うんですけれども、これ、これまでも多分……

(「資料」と呼ぶ者あり)

◆風澤純子 委員 資料ですね、ごめんなさい。資料1になるんですかね、今までの委員会でも指摘がされたように、この指標というのはあくまでも見た目での緑とか、そういう率だと思うんですけれども、ちょっと国際的には樹冠被覆率というので、環境的には指標とするというのが結構今、そのような流れになっていると思うんです。実はこの花と緑を増やすのはもちろん同意するものなんですけれども、ぜひ木々のほうをやはり樹冠被覆率を増やすということで樹木を増やしていただきたいというふうに思っております。何ていうのかな、今年の夏、中野の市民団体が大地の温度測定というのをした結果が出ていて、それによると、例えば8月3日晴れの日、35度、公式気温が出ていて、そのときの木陰とひなたの地表面と、あと50センチ、ちょうどベビーカーの高さだと思うんですが、そこを想定して温度を測っております。そうすると、ひなたの地表ではそれもきちんと晴れの日での測定は19か所、曇りの日でも31か所とか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いう感じで、測定値もいろいろなところで測定をしています。そうすると、外というか公式気温35度の日でも木陰とひなたの差異が13.4度以上、地表面ですね、ある。50センチのところでも6.8度になっています。ただ、この地表ではもう50度を超えて測定不能になったところも多くて、そのときは50度ということで測定をしているそうです。やはりこれだけの差があるということで、木陰によってこれだけの気温差をつくることができている、こちらしっかりとデータがありますが、これって、市民団体がやったものなので、ぜひともこういったデータできちんと木陰というのがやはり涼しい、だから必要なんだというところを、区としては打ち出していきたいなというふうに思っています。

こういう測定結果をもって、やはり樹冠被覆率というのを行政指標としてほしいというのが、この市民団体さんとかのまとめというふうにはなっておりますが、樹冠被覆率でいうと、なかなかこれ、データ、行政的に出していないんですけれども、東京大学の研究チームが出したデータによると、例えば東京23区、2013年から2022年で東京ドーム256個分が樹冠の割合が消えていて、一番多いところは23区内千代田区が16.7%、皇居などもありますので高い数字が出ています。台東区は大体ちょっとグラフで読めないんです、ちょうど6%ぐらいですね。国際的には30%を目標とするというのが打ち出されていますので、全然追いついていないような状況です。屋上緑化というのは見た目的には、空から見た目というのは緑が増えたなってあるんですけれども、CO₂削減とかいうとほとんど意味がないというふうなデータも出ておりますので、ぜひとも今後やはり木の効果、CO₂吸収するとか、そういった面で樹冠被覆率のほうを使う、そのためにもちょっと区としてもちゃんとしっかりしたデータを持っていたきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 樹冠の被覆につきましては、緑陰がつくられ、またヒートアイランド現象の緩和などの観点から有効な側面もあるかと思われませんが、台東区の花とみどりの基本計画におきまして、30年度に実施しました緑被率等の調査におきましては緑被値の内訳として、樹木被覆値の面積も把握しておりますので、区の面積に占める割合というのは把握をしております。ただ、計画におきましては、多様な緑を増やすという観点から樹冠の被覆だけではなくて、草地ですとか、屋上緑化を含む緑被率と緑率等を指標として位置づけているという状況でございます。このため樹冠被覆率を指標とするということは考えておりませんが、引き続き現在の指標によって緑の状況を把握しながら、多様な緑の保全創出に向けまして関係課とも連携を図りながら取り組んでまいります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。多様な緑というところの目的は分かりますが、ちょっとゼロカーボンシティに向けてというところもしっかりと目的を持っていたきたいなと思います。以上です。

(「緑関連」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ここで休憩。ここで10分間休憩いたしたいと思います。

午後 4時58分休憩

午後 5時09分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 引き続き、第4項、環境衛生費について、ご審議願います。

先ほどの関連。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 緑関連で、資料1、先ほど少し話が出ましたが、やはり緑率とかがあっていったらば、屋上緑化も今有効だって答弁ありましたけれども、屋上緑化をやるとウミネコの巣になってしまって、騒音問題とかふん害とか、そういう問題もあるので、やはり地上の草木を、木をまず増やしていくことというのは十分必要なことだというふうに思っています。もちろんムクドリの問題とか、少し地方都市に行くと、駅前のムクドリの問題とかあるので、一概に鳥害というのかな、鳥の害というのが、問題もあるんですけれども、やはり日陰ができるような樹冠被覆率というのが有効だと思います。

私も樹冠被覆率の問題を取り上げていますけれども、なかなかかたくなにそういう数値を出していこうという様子がないんですけれど、何か理由があるのかちょっと教えてください。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 樹冠被覆率についてでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現状の緑被率、緑率につきましては、草地や屋上緑化のほか樹冠の被覆も含まれてございまして、この指標を目標に向けて高めていくということを定めておりますので、樹冠被覆率については指標とすることは考えてございません。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ぜひ指標としていただきたいと思います。

それで、併せて伺いますけれども、やはり今、台東区の中で、じゃあ緑をもっともっと増やそう、増やしていこうというふうに、区としても考えていないことではないので、そこは理解はするんですけれども、例えばじゃあ、東京都が管轄である上野公園、谷中墓地でもっと木を増やしてほしいというふうに東京都と話し合いをしているとか、あと国道も何本も通っていますから、国道には背の高い木が植わっています。昔、古くからいえば排気ガス問題で木が増えてきた時期がありましたけれども、もっともっと、例えば木を植える間隔を狭めてほしいとか、狭めればもう1本、もう2本、もう10本と植えられるとかというのが、国と協議をしているのか、その辺はどうなのでしょう。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 東京都につきましては、昨年度中間改定を行いました、花とみどりの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

基本計画におきましても、計画策定の審議会に都も委員となっておりますことから、台東区では緑の保全や緑化の推進に向けて取り組んでいるということを伝えております。また、審議会は毎年実施をしておりますので、計画の状況につきまして今後も共有をしていく予定でございます。ただ、都の考えとしましては、むやみに木を伐採しているわけではなく、倒木のおそれや老木など、伐採せざるを得ない場合があるということで、まずは移植も検討しながら緑の確保に努めているということでございました。

国につきましては、計画策定時に国道の街路樹の本数調査を実施しておりまして、その際に本計画の目的ですとか、目標を伝えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 具体的に、じゃあ国道で、今、計算上何本プラスができるのかというのは、単純に私も数字が出せるわけではないですけども、やはり街路樹を増やすこととか、あと東京都が管轄の上野公園で、区としても区の意向を、考えを伝えているということですけども、じゃあ実際に上野駅公園口から上野動物園、これは私、何度も指摘していますけれども、西洋美術館前のところで何本の木があるんですか。どれだけの木陰ができているんですか。そういうところを十分調査する、もしくはそういうところも一緒に、先ほど風澤委員からありましたけれども、区民として一緒に調査をしていくという姿勢はないんですか。その点はどうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 公園の樹木につきましては、都側の管理におきまして、景観ですとかを意識した上で現在の樹木が植えられているというふうに考えておりますので、今植わっていない場所にさらに樹木を植えるようにというふうに要望をすることは考えておりません。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 すみません、街路樹ですので、公園課のほうから答弁させていただきます。

まず、街路樹ですけども、高木に当たる高い木ですけども、こちらは東京都の道路工事の設計基準というものがございまして、樹間、木と木の間約6メートルから8メートルという設定になってございます。その関係で木を植える並木ます、こちらもその間隔で植わっておりますので、それに合わせて植樹をさせていただき、当然枯れたり傷んだりした場合にはすぐ植え替えをしているというような状況がございます。

また、東京都とは街路樹担当者連絡会、こちらを毎年開催しておりまして、いろいろな情報交換をさせていただいております。樹種、木の種類とか、先ほどおっしゃった樹間であったりとかいうことも話し合っております。またそこで話し合った内容等、国からの通達と併せて、東京都から国のほうへもフィードバックをさせていただいているような状況がございまして、引き続き樹間の維持ですか、増やすような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 鈴木委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆鈴木昇 委員 8メートルから6メートルというんだったら、6メートルを基準に考えれば少しずつ木が増えると、もちろん道幅とか、いろいろあるので、単純ではないというのは分かりますけれども、世界的にはもう樹木は増やそう、増やさないと駄目だというふうにスイッチしているんですよね。日本と東京都も遅れているという状況がありますので、なるべく早く木陰がたくさんできるようにしてほしい、それで、剪定が必ず年1回ぐらい入りますけれども、剪定をするときにも、強剪定になって木陰がなくなるような剪定にはならないように十分配慮した計画を立てていただきたいと思いますけれど、その点はどうでしょうか。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 剪定についてお答えいたします。

区では剪定に当たりまして、先ほどおっしゃるような強剪定という、元気がない木を強く剪定してより新しい枝を生やそうというようなことも、木の育成状況によって行っております。基本的には今の木の形をそのまま維持するということで、必要最低限の剪定、また枯れ枝等で通行人がけがしないような程度の剪定という形で、できるだけ抑えた剪定を行っているところでございます。引き続きそのような対応をまいります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 あと先ほど木の話が少し、高齢者施設での木の話が出ましたが、浅草が前の法人のときはベランダの外側に木を植えたり、家族会の費用で木を植えたりして育てていただいております。ぜひ、私、蔵前小学校の壁面緑化、もう枯れちゃって、ずっとそのままの状況になっていて、もういいかげんに外すなりなんなりするべきじゃないかというのも委員会で求めてまいりました。やはりそこは教育委員会マターとか、高齢福祉課の責任でとかいうよりも、これ、環境という視点で、ぜひ環境課が推進して、そういうところはもう緑が守れる、そして緑が増やせるというふうにしてほしいと思うんです。区有地が台東区内にぼつりぼつりと使っていない小さな区有地があって、ポケットパークにもなっていないようなところってあると思うので、そういうところを近所の方のご協力も得ながら、ご理解も得ながら木を増やしていくというのも一つの方法だとは思いますので、できることから進めていただきたいなと思います。

台東区、区長の花と心の話ではありませんけれども、より地域によって植木を、自分家の目の前に狭いながらも小さいながらも少しでも緑を増やしてみたいな、緑を増やしたら心安らぐよねというふうについて、増やそうとしている、育てている方もいますので、私も事務所でちっちゃいスペースですけれども、そういうのをやったりしていますので、ぜひそういう視点でもって緑をちょっとずつでも増やしていく、そういうふうにしていただきたいというふうに思います。

緑に関しては以上です。

○委員長 関連。

青柳委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆青柳雅之 委員 私も通告しておきまして、私はまずは203ページの花とみどりの基本計画に絡めまして、今、鈴木昇委員ともすごいリンクするんですが、緑に目覚めた人が増えてきてよかったなとは思っているんですが、じゃあ区有施設、教育委員会の施設、あるいは高齢施設言ってみましたが、花とみどりの基本計画改訂版の事業ナンバー1ということで、区有施設における積極的な緑化の推進、庁舎等の区有施設において台東区みどりの条例で定められている緑化基準に基づき、いろいろなところを緑化に努めますという高い基本目標を掲げられています。それで、今の話を聞いていると、緑化を、緑を増やしたりとか、新しい建物に植えていくということよりも、日々の管理、季節の管理ということがやはり大事なんじゃないかなということを感じてくるようになってきました。というのも、やはり今年は本当に猛暑で、いろいろなところの低木、高い木も枯れています。あるいは葉を落としただけで来年の春、芽を出すものもあるかもしれませんが、すごい状況になっています。私、場合によっては、樹種、木の種類自体をちょっと南よりの暑さに強い樹種に変えていかなければいけないぐらいの現象が来てんじゃないかなというぐらいのことも思っています。ちょっと南国系のヤシとか、そういうんじゃないですけど、千葉の南のほうに行くともうそういうヤシの木並木とかがありますが、それは置いて、そういった意味では、私、鈴木昇委員が言ったとおり、それぞれの施設のほうでは緑を管理していながらも一定の基準だったり、一定の周囲というんですか、このところ晴れが続いているから、やはり暑さ、猛暑で水をやっていますとか、そういった施設全体の緑の管理というのは、どこかでやっていかないと、バランス調整が取れないんじゃないかと思っていますが、そこが環境課なのか、公園課なのか、あるいは緑担当を新たにつくるのか、どっかが音頭を取っていくべきだと思いますが、その辺りの取組ってどうでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 委員おっしゃるとおり、区有施設等の花や緑の維持管理につきましては、所管課や各施設において管理をしております。環境課としましても所管から相談や情報提供があった場合には、今ある緑を適切に維持するようにお願いをしておるところでございます。

ただ、昨今、夏の猛暑によりまして維持管理というのが難しくなっている状況でございます。施設によって採用されている品種ですとか、また、その年の気温や降雨量などによっても生育状況というのは変わってまいりますので、一律の基準については難しい側面もあるかと思えますけれども、各施設に対しまして花や緑を適切に維持するように、今後働きかけてまいります。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 どうしても比べてしまうのが、やはりこれだけの猛暑であったり、いろいろな悪条件でもオフィスビルとか、あるいは商業施設、あるいは台東区内ではお寺がいっぱいありますけれども、お寺の緑などは、やはりきちんと管理されているんですね。本当に見事なぐらい、そういったところの愛情なのか、手数なのか、あるいはお金、費用をかけているのか、その辺りはいろいろあるんでしょうけれども、そうした同じ台東区内で、マンションのエントランスなどもそうですね、枯れたりしていませんよ、ほとんど。そういったところと比べると

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やはり公共、区の施設だったり、区の管理しているところの管理が甘さというのが非常に目につくところがありますので、これはもう環境課長だけに、今、答弁求めています、副区長、ぜひともこうした全庁的に区長の花と花の心に通ずる部分ですから、その辺りは緑を愛して一緒にやっていただきたいということをまず要望しておきます。

次に同じ関連で、もう1個やっちゃっていいですか。

○委員長 200ページ。201ページのところから今203ページ飛んでしまったんですけど、201のところで、もう1人いらっしゃるので、そちら先に。

◆青柳雅之 委員 そうですか。分かりました。

○委員長 弓矢委員、関連で。

手を挙げてください。

◆弓矢潤 委員 これはなしで。

○委員長 いいんですか、言わなくて。分かりました。

じゃあ、青柳委員、そのまま。

◆青柳雅之 委員 すみません。じゃあ次に、ちょっと似たような指摘になるんですが、やはり緑化推進ですね。区の花、アサガオですとか、この年度は大輪アサガオ展、坂本広場でやりました。今年は花川戸公園のところでやりました。こうした草の根の地域へのいろいろな取組が活発に行われているところはすごい、環境課長、評価していきたいと思うんです。真夏の暑いときにやられていました。さらにはコンテスト、あれもどっか、緑のカーテンのコンテストとか、そういうのがあって、室内コンテストをやったりとかしていますが、その基になっているのもやはりこの花とみどりの基本計画の中に指標の4として、身の回りの花や緑を増やしている区民の割合、これを今現在52.3%、過半数を超えています。これを55%に増やしていこうという高い目標を掲げているんですね。大体約区民の割合20万人とすると1%が大体2,000人ですよ、今回これは2.数%上げるから5,000人ぐらい増やしていこうという取組だと思うんです。ただ、その中でもこうした各講座の人数見ると、結構少ないのかなって思います。中には応募が2倍とかいう講座もあるらしくて、それからスケール感から考えると、回数を増やすか定数を増やすか、何かしらもう少しボリュームアップをしていくべきだと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 身の回りで花や緑を増やしている人の割合を増やしていくためには、身近な場所で気軽に花や緑を育てるきっかけづくりが必要であると考えております。今年度もベランダガーデニング講座ですとか、助成制度、室内園芸コンテストなども創設をしまして取組を推進しております。

ご提案の園芸講習会の定員についてでございますが、現状はお一人お一人にきめ細かな対応を行って、講習会の質を担保するという観点から、講師の方とも相談しまして定員数を決定しておりますが、今後講師と調整の上、可能な範囲で増員を検討してまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ここに出ているやつだけじゃなくて、グリーンリーダーがエコフェスタとかいろいろなときにやっている寄せ植えの体験会とか、あとはまちづくりでパンダ広場でやっているとかでも、いろいろな機会があります。ですので、こうした講座だけによらずとも、そういう緑を普及する取組がいろいろな場所で行われるようになればいいなというふうに思いつつも、一方で、区長がやっている花の心ですね。そして、花の心の協力員でお水をまくようなボランティアを募っています。今年の夏も炎天下の中で1日に2回水をあげたりとかって頑張っていた人がいたんですが、やはり夏の終わりのある日に、昨日まで水をあげていたのが、切替えの時期で次のお花に替わってしまうわけですね。そうすると、本当に暑い中愛情を込めて育てていた花が、ある日突然またなくなってしまうとか、植え替えが分かっていたら、せめてそこだけ自分の家に持って帰るとか、あるいは1日ぐらいお水あげるのもうお休みするとか、いろいろなことができたんだけどということで、結構心折れてしまうという話があって、やはり花の心をすごい大切にしている皆さんの思いとかが大分そごが出てきている部分もあるので、確かにいろいろな連絡等を細かにやるのは大変な作業かもしれませんが、そうした草の根で頑張っている皆さんの花の心も大切に育てていただきたいなということを要望して、この項は終わりにしておきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 申請2件出していましたが、大江戸清掃隊のほうはもうしっかり要望を伝えているので、これはここではやめます。

200ページの(1)本庁舎屋上緑化です。令和6年度の予算委員会で当時クローズしていた屋上の開放を要望いたしましたが、現在は開放され、自由に出入りができるようになりました。ホームページも手を加えてあり、適時更新されているようで評価しております。肝腎の業者の入替えの進捗、いかがでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 屋上をモデルガーデンのモデル企画の企業の状況でございますが、現在全16区画中1区画空きが生じている状況でございまして、区のホームページ等で出展企業の募集を行っております。また、それ以外の展示企業に対する働きかけということで申し上げますと、メンテナンスが実施されたことにより、緑の状態が改善された区画もございますが、一方で夏の猛暑によりまして一部緑が傷んでしまっている部分もございまして。展示企業に対しましては緑を良好な状態にするよう引き続き働きかけを行ってまいります。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ぜひお願いします。やはり先ほどから何回か皆さんおっしゃっている、花の心プロジェクトをうたっている本区の庁舎として、役割が十分に果たしてほしいと思っております。庁舎の中で唯一外に出られて緑化や環境保全の取組も実際に目で見て体感できるのが

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

屋上です。手続や相談など、緊張している来庁者にとって息抜きのもとなります。どうしたらその業者のスムーズな入替えや手入れ、これが実行できるか、課が一丸となってしっかり取り組んでいただき、意図している本来の屋上の姿を見せてほしいと心から願っています。要望は伝え続けていきます。よろしくお願いします。以上です。

○委員長 ほかに。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 199ページの生活環境保全の推進全般ということで伺いたいと思います。

環境課さんなのかちょっと分からないんですけども、お伝えしたいのは、私、今、上野地区に住んでおりまして、自分の事務所も御徒町とかにあるんですけど、朝、自分が通勤したりとか、あと何でしょうね、いろいろ移動したりしたときに、ごみが中央通り沿いに非常に目立つんです。あと春日通りも私の生活圏ですけども非常に目立ちます。大体特定の場所決まっています。事業系のごみなのか一般ごみなのか分かりません、あの辺は家はないので事業系だと思いますけれども、その辺りにカラスの何かつついた跡みたいなのありますし、そこに観光客とか来街者とかが投げた、投げたって言ったら変ですよ、ごみが散乱して、ますます何ていうか、すごく見苦しいようなことになっています。それで、中央通り、春日通りだけじゃなくて、そこは本当に私の生活圏なので目立つというだけだと思うんですけども、あの辺はもちろん回収もされていると思うんですが、なかなか事業系のごみっぽいんですね、どうしてもボランティアさんとかが、例えば私も町会でごみ拾いとかしますけれども、そういった自分の家の周りの裏路地とかのごみ拾いとはレベルの違うごみがすごくもうひどい状況で散乱しているんです。これはそういった苦情も実は私が見ただけじゃない、たくさんの方からいただいています。

それで、あそこを、じゃあきれいにしようと思ったときにすべがないんですよ、もちろん掃除したいのはやまやま、ただ、明らかにちょっともう見るのも、顔を背けてしまうような生ごみとか、すごくグロテスクなというかもものをなかなか素人手出しづらい正直あります。あとは交通量が多いです。都道だと思うんです、春日通りとか、中央通りというのは。なので、交通量が多くて車道にもごみがはみ出ていたりするので、なかなかそれを何かごみ拾い隊が何人かで一斉にそういうイベントとかやってやるのはいいかもしれませんが、なかなか有志の方だけでは難しい現状があると思っています。それで、都道ということもあって、区がどこまでやるのかということあると思うんですが、私がこの数か月間、あるいは何年か観察したところでは、ごみがずっと残り続けているので、多分なかなか自主的なそういったボランティアとかによる清掃って難しいんじゃないかと思うんですね。

それで、それが朽ちていくまで、プラスチックというのは何十年かかるか、何百年かかるか分かりませんけれども、生ごみはもっと早いかもしれませんけれども、いずれは朽ちていくと思うんですが、それに任せるままでいいのかと、しかも中央通りでは今度広場化計画とか、これまでも3か年計画でやっていましたけれど、そういったウオーカブルなまちづくりに向け

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

でのイベントなども行われますし、実際にそういったまちづくりでも非常に重要な基幹道路です。春日通りは文京区との区境ではありますが、同じように台東区としてもそういった多くの方がいらっしゃる道路で玄関口といってもいいような道路だと思います。そういった道路の美化というか、何ですかね、どのように考えていらっしゃるのかということについて伺います。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 中央通りや春日通りにおけますごみの投棄についてでございますが、区におきましても現状を把握しておりまして、随時道路管理者であります東京都の第六建設事務所へ連絡し、清掃や不法投棄対策について依頼をしております。他区におきましては、大江戸清掃隊にご登録をいただいている皆様や一般の方のご協力をいただきまして、今年もごみゼロキャンペーンを実施するなど現地の状況を注視をしております。しかしながら、委員ご指摘のとおり、事業者が排出したと思われるごみですとか、そうしたごみが放置されることによってごみのポイ捨ても誘発し、散乱している状況は見受けられますので、今後とも随時各道路管理者と連携を図りながら状況の改善に努めてまいります。

ただ、都道につきましては、円滑な交通を確保するために道路管理者である都が清掃を実施するものでございますので、都道を区が清掃するということにつきましては考えてはおりません。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 もちろん都とか区とか、そんな歌がありましたけれど、そういう管轄の問題もあると思いますけれど、やはり住んでいる人にとってはそういうのは関係なく、やはりここは台東区の私たちのまちだなというふうに思っておりますし、そういうのを放置しているように見えるわけで、そうすると台東区はやってくれないのかというふうに思われてしまうわけですね。そんなふうにいうと、自分のまちなんだから自分できれいにしたらって、自分のほうに振り返ってくるんですけれど、そういった事業系のごみとか、あと生ごみが散乱しているのとかは、素人にはやらせないであげてほしいです。区民にそこは善意で任せないでほしいです。やはりそこは事業者だから事業者がもちろん責任を持っているのは当たり前ですけども、その指導もしていらっしゃるの重々承知してはいるんですけれども、それを朝スタンバっていて、そこ、捨てちゃいけませんとかいうことを全部できるわけではないです、絶対にごみというのは残ってしまうんですね。それをやはり定期的に一回全部きれいにさせていただくような機会を都とも協力してつくっていただきたいなと強く要望をさせていただきます。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

拝野委員。

◆拝野健 委員 すみません、道路管理者はもちろん東京都ですよ。要望も出しているんですよ、ごみがあった場合に。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 都道に今放置されているごみにつきまして、近隣の住民の方からご意見をいただくこともございまして、そのたびに道路管理者である東京都に連絡をしまして、清掃の依頼等を依頼してございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 依頼した場合にやらないことってあるんですか、東京都は。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 道路管理者である東京都の判断におきまして、状況がひどい場合には清掃が実施されております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 管理者、東京都であれば東京都に要望するのが一義的には必要なのかなって思いますよね。じゃないと、どこまでもやらなければいけなくなってしまうんで、道路管理者が責任を持ってやっていくというのが大事だと思います。区民が要望があった場合にはちゃんとすぐ対応してもらうというのが基本的な流れだと思います。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 現場のことをよく見ていると思うんですけど、今の話だと確かにごみを片づけるというのは六建の、だけれど、今ごみの問題というのは事業者の問題だから、やはり事業者のごみの出し方というところは台東区であると思うんです。まず、出ているごみ袋を片づけるって、これはもう毎回毎回東京都にお願いしてやっていることだけれど、そのごみを減らしていく方向を考えていかなければいけないんで、そこはやはり台東区でしっかり知恵を絞って、清掃事務所と協力しながらやってください。以上です。

○委員長 要望でよろしいですか。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今の湯島天神下のあのエリアということで、早朝5時半ぐらいに町会の方たちなのかな、その商店街エリアの人たちなのかな、清掃はしているんですよ、毎朝。それ多分業者じゃないと思います、作業着を着ているわけじゃないので。ただ、それでもやはり先ほど中村委員がお話しされたように、ごみの出し方の問題だと思うので、それこそ上野の飲食店外でのモラルの問題とか、ごみ箱の補助金が1件しか出なかったというのも含めてですけども、その辺から解決していかないと、ネズミは減らない、ごみも減らないというふうになっていくと思うので、ぜひそういう視点で環境課としては全庁的に取り組んでほしいなと思います。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 よろしいでしょうか。

じゃあ、新たに。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 200ページの生活環境保全推進の公衆喫煙所整備についてお願いします。

先ほど本目委員から、相当たばこはやはりよくないよというお話をいただきましたが、私はこの32億8,000万円という、台東区に入ってきている、頂戴している税をどううまく使うのか、たばこに関してはやはり吸う自由と吸わない自由と両方、両側面を持っていると私は思っておりますので、両者が共存する環境の整備が我が区にとって一番重要なんじゃないかというふうに考えております。

さて、最近ちょっと喫煙者が弱い立場であるなというふうに思うのは、やはりマナーの悪い人が多いところなのかなと思っています。台東区は条例をつくりまして、朝の7時から9時までは全面禁煙になっているんですけれども、今、喫煙所の件数、全圏で30件あると思います。そのうち終日開いているところが15件なんです。しかも朝の7時から9時まで閉鎖していないところというのは、それにプラス5件で、20件しか開いていないんです。先ほど本目委員が、男子21%、女子9%で、ざっと計算したんですけれども、台東区で二十歳以上でたばこを吸う方約3万人弱いるという計算になります。とすると、20件で足りるのかなと、そもそも論の話なんですけど、その上でご質問させていただきますけれども、公衆喫煙所整備等助成をしていただいたことは大変高く評価しているものでありますが、この年に関しては実績がゼロ件でありました。直営が1件増えて、指定が2件増えて、改修が5件あったかなというふうに思うんですけれども、それに関して、なぜ申請交付に結びつかなかったのか、手続上のどこに障壁があったのか、意見があれば教えていただきたいです。所見があれば教えていただきたいです。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 令和6年度につきましては、設置経費助成の実績はゼロ件でございました。こちらの要因でございまして、制度開始以降、物価高騰などにより公衆喫煙所の設置や維持管理に係る経費が増加していることに加えまして、用地の確保が困難であることや設置候補地の近隣住民の方からご理解をいただくのが難しいなどの理由がございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうなんですよね、なかなか嫌われる施設なので、造りますって言っても、嫌だよって、周りに言われてしまうことあると思うんですけれども、地域で見ると、課長、十分ご理解されていると思いますが、言問通り以北ではたった2件しかないんです。蔵前橋通りより以南で2件しかないんです、30件あるうちの。しかも谷中地区ゼロなんです。ゼロではないんですけれども、実質的にゼロですね。ということで、谷中地区も少ない、入谷地区も少ない、地区ごとにやはり差が出ていると思うんですけれども、どの辺りに苦情が多い、ホットスポットになっているのはどの辺なんでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 ご意見の多いスポットなんですけれども、公衆喫煙環境の整備指針にもお示しさせていただいておりますとおり、浅草地区ですとか、蔵前、上野の地区などにつきましてはご意見が多い状況になってございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 三ノ輪の駅周辺、入谷の駅周辺、蔵前の駅周辺、上野広小路の駅周辺、TX浅草駅周辺は、半径300メートル以内にはないと私は認識しているんですけど、そういった中でこの成果をこの先どう上げていくかというところで、実際整備数の目標に対して今後はどのようにアプローチをかけていく予定でしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 整備につきましては、引き続き拡大していきたいと思ってございまして、区による整備のほか、民間事業者による整備でお力添えも得ながら分煙環境の整備を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 私、自分が環境の委員長だったんで、本当に頑張ってくださっていることは分かっているんですけど、区の直営の民間で難しい部分は区の直営でやらざるを得ないと思いますので、吸う人も吸わない人も心地いい台東区にしていっていただきたいなということを要望して終わりにします。

○委員長 次、喫煙所関係。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 通告も出しているんで、設置助成の部分、区が造るところは用地の問題等もあると思うんですけど、設置助成の問題でちょっとお伺いをしたいんですけども、今は多くは自動販売機とかの設置をする業者さんとかが比較的何件が運営をしてくれていると思うんですけども、公衆喫煙所を造ろうとすると、一旦お金をその土地の場所の所有者が出して、後から補助金として戻ってきて、ほぼ持ち出しはないのかなと思うんですけども、その制度というのをもっと使いやすく、場所は提供しますというふうになったときに、いつとき出さなければいけない、300万とか500万とか結構な金額がかかるので、それを最終的には補助金としてJTさんとか台東区が補助金として戻すんですけども、一旦出金をするというやり方を変えたら少し喫煙所の箇所が増えるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺どうですか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 本助成制度は民間事業者が喫煙所を設置し、また、公衆喫煙所として区より指定させていただけるものについて助成金を交付する制度でございまして。喫煙所の設置主体となるのは事業者でございまして、区が直接工事事業者と設計の調整を行うことや工事事業者へ直接設置費を支払うのは難しいと考えておりますが、今後とも設置を検討してくださ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る事業者とは綿密にご相談をさせていただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 事業者、いわゆる会社、組織だったらば、400万、500万という数字は一旦立替えをしてもらって、出してもらったっていいと思うんですけども、個人でその場所を提供できますよという人の場合は、やはり出さなければいけないんですよね。そこは喫煙所を造りやすく、受動喫煙をなくすという考え方でやっていただきたいと思いますので、ぜひ工夫していただきたいと思います。

一方で、もちろん喫煙者そのものだって、先ほど本目委員からお話ありましたけれども、税収よりも医療費のほうがかかっているという実態はあると私も認識はしていますので、私も喫煙者ですけども、そういう形で分煙をすることで子供たちへの受動喫煙がすごく減るとか、たばこの臭いが嫌だからという人への対応というのもできると思いますので、ぜひそれは追いかけて、要求も含めてやっていきますので、よろしくお願いします。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 もう一言だけ。すみません、喫煙者の権利とか分煙の必要とかはすごくよく分かるんですけども、これだけ土地がない言っている台東区に今喫煙所が30か所ある、その代わりと言っちゃなんですけども、例えばベンチがあったりとか、小さいお子さんやお年寄りの方が何ていうか、休める場所があったほうが、台東区全体としては何ていうか、いいまちというか、そういうふうにはなると思うんですね。だから何か喫煙所ありきでちょっと環境化進めるんじゃなくて、全体の台東区はどういうまちにしたいかというのを、いま一度皆さんで考えていただきながら、本当にここに喫煙所が必要なのか、それともベンチだったり、ちょっとした休憩スポットとかウオータースポットがあったほうがいいのかとか、そういったのを考えていただけたらと思います。以上です。

○委員長 要望でよろしいですか。

（「関連させてください」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 これ、すみません、ちょっと遅れて、発言通告一応している内容なんですよ。今、ほぼほぼ自分の結論の部分に関しては、岡田委員のほうから話があったんで、ただやはりすごく、先ほどの本目委員の発言もあって、難しいなというか、思うのは、結局のところ健康推進の観点からいう部分と、財源等、嗜好品としての自由とかいう部分もあるんですけども、の部分とというのがやはり相関するというのは、結構前の随分昔の議会の議事録とか見ても、とある議員が、自分がよく知っている議員がそんな発言もしていたのは見ているんです。例えば先ほど本目委員からの発言で、4.3兆円の損失総額という話があるんで、多分厚生

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

労働省の喫煙の健康影響に関する検討会の報告書とかだと思んですけども、内容的には。ただ、これ、変な話、超過医療費、超過介護費との推計だとか、あとは経済損失2兆500億の推計だとかいうのがあるんですけども、実はちょっと反論も学術的に結構あったりするんですね、逆説というのが。例えば本来もうこれが政府のほうで正しい数字って認識してんだったら、とっととたばこを違法化すればいい話なんですけれども、なかなかそうもいかない。これというのはやはり健康推進と財務省の財源とのバランス、兼ね合いという部分があって、だからこそ難しい問題になっているのかなと、台東区に関しても同じことだと思っています。

やはり重要なのは、先ほど本目委員からあったように、やめたいと思っている人が中毒性があるものなので、それがやめられない。それをじゃあどうやって支援していこうか、これはすごく健康推進の観点からも大事ですし、また、望まない受動喫煙の部分ですね。例えばこれ、受動喫煙による超過医療費3,300億円あるというふうに、先ほどの出ていた報告書の中にもうたわれているんですけども、そういったことがやはりあってはいけない、これをゼロにしなければいけないという部分からすると、ただ、たばこ吸う方の権利もあるという中でいうと、やはり徹底した分煙というのが最終的なソリューションなのかなというふうに思っています。台東区の32億という税収、これを上回る経済的損失があるかないかという部分に関しては、あるという説もあるし、ないという説もある、これ、立つスタンスによっていろいろ違うんですけども、ただ、ここに関してはやはり32億の税収がある中でしっかりと喫煙所を整備して望まぬ受動喫煙が起らないようにしていかなければいけないというところは、私の意見で、岡田委員と同意です。やはり重点区域の中で、臭い等々たくさん苦情があるのであれば、やはり公営でも設置の前向きな検討、努力をすべきだと思っていまして、例えば道路に建てる、いろいろハードルはあったりするんですけども、一例ですけども、浅草公会堂とかって、建物の中に入ると1階に喫煙所があるんですけども、外から直接のアクセスができづらかったりする中で、例えばそういったところを公衆喫煙所として開放するとか、いろいろな区有施設を使ったりとか、区有施設も施設の内容によって健康推進法からちょっと反したりもするので難しいところはあるんですけども、そういった部分で何とか広げていくという努力は必要なのかなというふうに思います。これをやはりいろいろな立場ある中で、それぞれ反対、賛成ある話だとは思うんですけども、一応私の見方としては、そんな部分なので、ちょっと自分も通告を出していたので意見として申し上げるだけしておきます。以上です。

○委員長 次、新たに。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 1点伺いたいします。200ページ、(4)番の有害鳥獣等対策について伺いたいします。ここは以前、青鹿議員が質問をされていたと思うんですけど、ウミネコ被害について伺います。

近年急増しているウミネコについて、私もかなり相談であったり、ちょっとお声をいただいております。多分令和5年度ぐらいに急激に増えてきたというふうに記憶しておりますが、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

相談件数なんですけど、令和4年度からの件数を教えてください。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 ウミネコの状況につきまして、区に寄せられた相談及び問合せの件数でございますが、令和4年度に問合せ件数が急増しておりまして、令和4年度は109件でございました。令和5年度につきましては94件、令和6年度は41件、令和7年度は9月末時点で21件と減少をしております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 5年度より前ですね、その前からかなり増えていたんですね、失礼しました。これを見るとかなり減ってきているなって、特に去年、今年あたりで減ってきているなというふうに思いますが、区として対策等、どのようなことを取り組んでられましたでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 営巣を防ぐために、営巣が行われる前の2月から3月にかけて、過去に飛来があった地域や飛来が予想される地域の10階建て以上のマンションを訪問して、チラシや防鳥ネットのサンプル配布、防除柵の説明を実施しております。この訪問件数は令和6年の2月から約700件を対象を拡大しておりまして、令和7年2月も同規模で実施をしております。また、ホームページや広報たいとうなどで営巣対策を広く区民へ周知もしております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 かなり様々な対策をしてこられたなというふうに感じました。鳥なので、動くので、なかなかそれがすぐに効果があったというのはちょっと分からない部分もあるかとは思いますが、特に巣を作ったりしたときに、巣を撤去したりとか、卵を取り除くということ、一回無料で防犯ネットなどをしっかり対策をするというような条件でできるようになったと思いますが、やはりそれはすごく効果的だと思うんですが、まだまだ知らない人とかもいて、私もよく、こういうのありますよって伝えたら、知らなかったという声がありましたので、これ、大分減ってきているから改善はされているんですが、しっかりとそういうのもありますよということもこれから広めていただきたいなと思います。これは要望になります。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 199ページ、動物愛護管理で伺います。

この年度、不妊手術が10件、去勢が8件の助成がありました。私たち、日本共産党区議団で地域猫活動をしている活動家の方の話を伺いましたところ、やはりボランティアの育成というのが必要だというふうにお話をされておりました。今、ボランティアの育成というのはどのように行っているのか教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 現在区では地域猫ボランティアの方を対象に毎年地域猫講習会を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

開催しているところでございます。この中で適正な地域猫活動や餌やりのルールについて普及啓発を行い、ボランティアの育成に努めております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 講習会の中でそのルールを伝えたりというのは、それは大事なところですけど、もう一步踏み込んで、地域ではこういう活動が必要ですよみたいなのを伝えているというような形は取っているんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 すみません、地域でこういったことが必要というのは。

(「例えば地域での餌やりの」と呼ぶ者あり)

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 失礼しました。地域での餌やりのルールはこうなんですよという本当にボランティアを育てる、育成して引っ張り上げるというかな、そのような活動はされているんですか。増やすという。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 基本的には、その地域ごとに餌やりの方法が違うというところではないかと思しますので、地域猫講習会の中で広くお伝えをさせていただいて、何か分からないことがあれば、その都度、我々の担当のほうに連絡をいただいてやり方を説明するというような形を取っております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 育成の方法、少し理解もできました。ぜひ地域猫活動、コミュニティの一つだというふうに捉えれば地域活動をする人を増やしていくというのは、町会活動と同じように、コミュニティ活動と同じように重要なことなのかなというふうに思うので、ぜひ増やしていただきたいと思うのと、地域猫を活動されている方はご自宅の近くでの地域活動というのが多分主だというふうに思っているんですけど、そのネットワークをつくるようなことというのは何か取り組んでいるんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 地域のネットワークというところを直接という形ではないんですが、区では飼い主のいない猫の不妊去勢手術を助成しておりまして、2か月に1回、保健所で申請を受け付けております。この日に申請以外にもご相談ですとか、ご要望があればボランティア同士の話合いの場としてご活用いただいているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ぜひそういうタイミングを周知していただいて、そういうときには会議室の一部分を開放できるのであれば開放をして、そこでコミュニケーションスペース、何か課題があれば教えてくださいというのも含めてやっていただきたいなと思いますので、ぜひ充実をしていただきたいと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

猫は以上で、もう一つ、犬ではないです、犬は行かないです。

203ページ、公衆浴場改善助成になります。谷中はですね、谷中寺町花のまちって言って、今週の週末は大円寺の菊まつりもありますので、お花をめでに来ていただいて、私、射的コーナーにいたので遊んでいただいて、銭湯に行っていたきたいなというふうに言いながら銭湯助成につながますが、この間、保健福祉委員会で福祉課の所管の課長が、銭湯組合さんとかの話合いなどは記録も残すようにしていきますよという答弁があったことは一つ前進だなというふうに思っています。ただ、銭湯組合さん、銭湯の経営者さんからお話を伺うと、設備改善であったり、優しい銭湯であったり、活性化であったりというこの助成の金額そのものもまだまだ今の実情ではちょっと合わないのも、もっと増やしてほしいという声もありますし、この助成の使い方というのかな、申請と受理の仕方というのか、そういうのも工夫してほしいというお話を伺うんですけれども、何か公衆浴場組合さんとかから、こういう形にしてくれたらもっと使いやすいのにとかいう話を聞いているとか、ディスカッションをしたというのは何かあります。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 浴場組合のほうからいただいている意見としましては、やはり助成額についてはご意見などはいただいております。やはり物価高騰等がありまして、設備改善助成の金額が、前はこの金額でできたのがなかなかできなくなったというような意見はいただいているのは実際あります。ただ、助成制度4種類ありまして、この中どういったところを改善してほしいのかというのは、それぞれの浴場さんごとによってご希望なども違ってきているところになります。そんな中で、私どもとしましては浴場組合の役員の方との意見交換や、それぞれの浴場へのご訪問を通じてご意見を伺っているところになります。区の助成制度に関しましては、引き続きどのような形がいいのか検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ぜひですね、台東区は比較的銭湯が残っている地域でもありますので、公衆浴場を残す手段として、やはり長くちょっとずつ修繕をしながらお風呂を商売としてやってただけ、公衆浴場を商売としてやってただけのような助成、手助けというのは非常に大切なことだと思いますので、やっていただきたいですし、その助成金額、要望があるということであればもう決断していただければもっと増やせるんだろうなというふうに思いますので、残していただきたいと思います。本当に浴場組合さん、いろいろな工夫していて、今シャンプーとかボディソープは備付けであります。タオルも貸出無料だったり、有料だったりありますけれども、やっていますとか、いろいろ手だてを取って少しでも集客を、地域のコミュニケーションの場としての銭湯、または本当に衛生を保持できるような場所というところで残していただきたい、区としても残さなければいけない一つだと思いますので、頑張ってくださいと思います。それについては以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 あともうちょっとです。200ページの地球環境保全の推進ということで、資料25を出していただきました。こちらは令和5年度に区有施設の中でLED化をしたところの令和4年、その前後の年の電力量を出していただきました。コロナが5類になったりとかで、明確には言えないんですけども、やはりたくさん電力を使うようなところはやはり電力量が減っているということが分かると思うんですけども、全体としてもこの施設だけなんですけれども、マイナス7.6%の電力の使用量と削減量ということになっています。今後、LED化進めているとは承知しているんですけども、今の時点でどのような進捗状況というか、あとどのぐらいかかりそうだとかいうのって分かりますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 区有施設のLED化につきましては、平成29年度から計画を立てて、順次改修を進めてまいりました。一部の施設、具体的には令和10年度までに大規模改修予定の施設や活用方針を検討中の施設、また、区有住宅の個人居室部分、公衆トイレや倉庫などの小規模施設を除きまして、今年度の庁舎LED工事の完了をもってひとまずLED化は終了をさせていただきます。残っている施設につきましては今後順次改修を進めていくものでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

昨年3月に区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第六次計画）というものが出されていて、そのときにやはり電気量の部門では削減量が、たしか目標が達成できていなかったと思うんです。なので、このLED化に加えて、さらにCO₂排出を減らしていかないと、2050年のゼロカーボンシティには到達しないと考えているんですけども、今年、浅草文化観光センターは再エネ100%の電力を取り入れたりしたんですが、今後そういった施設をさらに進めていくとか、そういう予定はございますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 再エネ電力の導入は非常に重要なものと認識をさせていただきます。今後も浅草文化観光センターに導入をいたしました特別区の共同調達の仕組みを活用した再エネ電力の導入につきまして、他の施設でも進めていきたいと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

CO₂排出の7割がたしか電気がもとということもありますので、こちらについてはちょっと今は追及せずに総括で行きたいと思います。

もう1件なんですけれども、204ページの公衆浴場における緊急無料受入れということで、これ、今年というか、八潮の陥没事故のことなんですけれども、令和6年度のことなのでお伺いしたいんですけども、結局これは何人ぐらい受け入れてくださったんでしょうか。

○委員長 福祉課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎古屋和世 福祉課長 実施期間としまして、令和7年2月4日から令和7年2月14日の期間で、実績としましては2,095人の方を受け入れております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

これだけの期間で受け入れてくださって、本当に台東区のこういった自治体間の協力体制とかいうのって、今後も積極的に進めていけたらと思っております。ありがとうございます。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項、清掃費について、ご審議願います。

本目委員。

◆本目さよ 委員 簡単に、208ページの資源回収の教育回収についてです。

各学校で資源回収活動が行われて、報償金が支払われています。この報償金について、金額、支払い先、そして、会計処理の方法、学校なので歳入のところにあるかなと思ったら、本当は歳入のところでやりたかったんですけど、そこが見当たらないんですよね。なので、その辺確認させてください。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 教育回収についてお答えをいたします。

まず、報償金でございますが、回収実績、缶、スチールとアルミ、それから紙パックの収集に関して、重量に応じた支払いと、それから売却をした金額の合計を支払いをしております。令和6年度につきましては、小学校18校、それから中学校7校、合計25校で、合計が14万9,275円となっております。この報償金ですが、小学校につきましては代表委員会、それから中学校には生徒会に対してお支払いをしております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 生徒会とか代表委員会に支払われているということなんですけれども、学校のそういった委員会というのは、この決算書には載ってこないものなんでしょうか、入りの部分ですね、公的機関である学校に支払われる場合なので歳入として処理されるべきなんじゃないかと思うんですけれども、その辺透明性確保していただきたいんですが、どうでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎宮脇隆 指導課長 お答えいたします。

まず、各学校への報償金の金額は、学校によって数百円から数万円となっていると聞いております。学校での用途を確認したところ、全額寄附やその他となっております。その他の具体的な用途については、学校周辺落ち葉掃きボランティアの清掃用具、児童用一輪車等の買換えのため、まだ使用していないという内容となっております。令和6年度については、学校によって児童、保護者に報告を行っているかと捉えております。7年度の報告につきましては、全校

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

朝会、集会での報告、生徒会新聞、また学校便りへの掲載等、各学校が工夫して使途が明確に伝わるよう報告すると聞いております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 結構です。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 206ページの事業系ごみ排出指導のところをお願いいたします。

先ほど木村委員とか、中村委員とか、随分追っていただいて、やはりもうごみで排出の指導なのかなというふうに思っていて、時間もあれなんで、これって、床面積が1,000平米以上の大規模の建物に対して毎年度再利用の計画とか、そういうのを立入りの検査に入ってもらったりとかしているもんだと思うんですけど、あと公衆とかやっていたらいいんじゃないんですけど、環境衛生の部分でネズミの発生を、中村委員もすごく取り上げていらっしゃるんですけど、やはりこういう事業系ごみの搬出に対して、これからもしていかなければいけないと思うんですけど、これまでどのような周知啓発を行っていたかをお伺いできますでしょうか。ちょっと時間もあれなんで、端折らせていただきましたけれど。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 答えいたします。

委員のほうで、こちらのほうで繁華街のネズミ対策等の話がありましたんで、こちら清掃リサイクル課のほうで答えをさせていただきますが、こちらにつきましては、令和5年度から対象区域になります飲食店で蓋付容器の購入費助成ですとか、それから夜間のごみ排出状況調査の結果、ネズミの被害の確認された事業所などに対しまして容器の購入費助成のご案内と併せて、適応なごみの排出のためのチラシを配布して周知に努めてきたところでございます。令和7年度は引き続きこれらの取組を行ってまいります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうですね、先ほど容器の助成も1件だったとか、そういう報告が出ていたと思うんですけど、引き続き行っていたきたいんですが、なかなか効果が上がっているとは思えないなって、言い難いかなと思っていて、事業者に対する指導がやはりできないというのが一番の弱みというか、部分だと思っていますので、今、これ、法令で大規模建築物への指導は1,000平米という規模で決まっているみたいなんですけれど、台東区独自で規模の小さい建物にも立入検査をすることなどを検討して、効果の上がる対策を考えていただきたいのと、これは答え出ないと思うんで、ぜひ要望をさせていただいて、これで終わりにしたいと思います。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 1点お伺いいたします。206ページの4番、食の「もったいない」意識の啓発についてです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こちらにも記載されていますが、食品ロス削減啓発用すごろくシートとありますが、私もちょっと確認をしたら、ホームページからダウンロードができて、各家庭でも使えるようになっておりますが、これは個人で使うだけなのか、何か今有効的に使われていることなど、もしありましたらご紹介いただければと思います。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 ありがとうございます。

今いただきました「たいとう食ハピすごろく！」ですけれども、こちらのほうは環境教育ですとか、それから普及啓発の目的で楽しみながら食品ロス削減を学ぶことができるような教材ということで作成をしたものでございます。ご指摘をいただきましたように、現在ホームページのほうに掲載をしております、これをダウンロード、プリントアウトしていただくことで、ご家庭などでもお子さんと一緒に遊んでいただけるかなということで提供をしております。

それから、同じデザインのことを、ターポリンといいまして、丈夫なビニールシートの大判で、縦90センチ、横120センチぐらいの大きなものですけれども、こういったもののシートも作りまして、これをエコフェスタですとか、環境ふれあい館まつりなどに持ってまいりまして、お子さんが多く来場するようなイベントのときに、このすごろくで遊べるコーナーをつくって楽しんでいただいているというところでございます。今年度につきましては、区内の小・中学校ですとか、児童館、こどもクラブに貸出しが可能ですよということのご案内をさせていただいて、活用をお願いをしているところで、1個ちょっと申出があったというようなところでございます。今後も食ハピすごろくに限りませんけれども、食品ロスの削減についてはいろいろと周知をしてまいりたいと思います。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 分かりました。楽しみながら子供ができるというのはすばらしいことであって、子供と一緒に親御さんも、またお友達もできますので、どんどん学校現場もさらに広めていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 206ページ、事業系ごみの排出指導という部分で伺います。

民泊施設から排出されるごみの指導について、先ほど確認を取りましたが、清掃事務所になるんだと思うんですが、この点、いろいろな連携を取って、民泊施設には収集の方たちも目を配らせながら収集されているということなんですが、その辺り取組を教えてください。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎渋谷謙三 台東清掃事務所長 答えいたします。

民泊につきましては、保健所のほうで区内の全登録しているところを把握しております、それに基づき清掃事務所でもごみの収集を行っております。主に事業系ごみとして事業系のシールを貼って出されているところにつきましては、日々収集しているときに中身のほうを確認

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

させていただいて、特に家庭ごみと別に出されているような民泊につきましては、混ざっているか、いないかなど、そういったところを細かく注意して確認しまして、もし違反ごみがありましたら直接職員が民泊の事業者に掛け合って、指導等を行っているところでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 日々のご努力、素晴らしいなと思いますが、やはり違法、違反をしているところは巧妙にシールを貼らずに別のところに出したりとか、いろいろなあれがあるということとを地域の方たちもよく見ているので、こうした排出指導、これは廃棄物管理責任者等なんですが、例えば民泊の事業者、許認可するときにこうした講習をするとか、更新のときにするとか、やはりもう一步踏み込んだ対応が必要かなというふうに思っています。

もう1個質問する予定だったんですが、そこは割愛させていただいて、この夏の本当に猛暑の中にごみの生ごみなども大分散乱をしたりとか中で、清掃職員の方たち本当によく頑張っているというふうなふうに思いますし、リサイクル資源の取組も本当にいい成績、いいスコアを出しているなというふうに思いますので、引き続き頑張ってください。お疲れさまでした。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 ごみの問題については、区民誰もがごみを出さないわけにはいかなくて、大変ごみのことについてはみんなで意識を持たなければいけない問題だと思っております。ごみの収集、運搬産業をしていただいている現場の皆様には暑いときも寒いときも頑張っていることに感謝を申し上げたいという気持ちでございます。

そこで、ごみは今、台東区でもプラスチックごみの分別が始まり、また、リサイクルできるものはリサイクルしようという区民の意識も大変高まってきておりまして、町会や先ほどの学校などでもこうした分別がしっかり進んでいることは高く評価しております。しかし、一方で、ごみ全体としては減量をしているんですが、東京全体のことで恐縮なんですが、清掃一部事務組合においては、今、各区に建築されました清掃工場が老朽化をして、これを建て替えをしていくことが順次進められています。今やっているのは江戸川区の清掃工場であったり、北区であったり、そこでお金が非常に建設費にかかっています。これ、順次建て替えを進めていかないと、老朽化したものが修繕費だけでもかなりかかってくるという状況でございまして、台東区における一部事務組合の分担金も毎年ですが、これ、増額しています。そういう中で、じゃあどうすればいいかということになるんですが、やはりもっとごみ全体の減量をしっかりと進めていくということを私たちがしていかなければ、こうした問題は東京都全体の問題として、私たち自身に関わってくるということになりかねないというふうに思っております。

じゃあどういうところで減量するのか、これ以上ということになるのかと思いますが、全体のごみ量の中で分別されていない紙ごみというのがございまして、これが一つの減量の目標になってくるのではないかと考えているんですが、清掃リサイクル課として、ごみ減量の点について、東京都全体のそうした取組も含めて、どのように考えているかお聞かせくだ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

さい。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 お答えします。

今のご質問の中で、紙がごみの中に混ざっているというところがありましたので、そこについて、まずお話をさせていただきたいと思います。台東区では、令和元年度に台東区廃棄物排出実態調査を行っております。この中では、事業系と家庭系とそれぞれごみの中に含有をされている紙類についての比率を出しています。事業系のほうのごみでいいますと、燃やすごみの中の11.6%が資源化可能な紙類でした。それから、家庭系のほうでは燃やすごみの中に古紙類、古い紙が13.1%含まれていたという調査が出ております。したがって、今、副委員長からのご指摘をいただきましたけれども、ごみの削減の中では資源化をできるもの、できるだけきちんと分別をしてリサイクルを進めていくことが重要でありまして、当然紙の資源化ということも重要な課題であるかと思います。

それから、東京都、23区全体というちょっとご質問がございましたが、こちらは清掃一部事務組合、課長会、部長会、あるいは関係の組織、23区の中で今話合いをしているところありますので、そういったところに我々も続き次第、注視をしていきたいと考えてございます。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 台東区は清掃工場がないんで、なかなか清掃工場の建て替えのことについて、内区からいろいろ言うというのが何か申し訳ないなというようなこともあるんですけども、本当に一つの清掃工場の建て替えに600億から700億かかると、今、清掃一部事務組合は基金がどんどん減ってしまって、前はかなりあったんですけど、それで起債のほうが大変膨らんできていると、この状況が続けば結局はごみの有料化の話になってしまうのではないかという危機感を私は抱いております。そういう意味で、なるべくそういうことのならないように、全体のごみの問題というのをもう少し区民全体で考えるような取組が必要なんじゃないかと、今の課長のお話ですと、ごみ調査の中でのパーセンテージが少ないというふうに見えますけれども、しかし、ここの辺が大事なところで特に事業系に関しましては中小企業が多い台東区です。ですので、こうやって排出指導をされるようなところでないような小さな事業所でありますとか、お店でありますとか、そういったところに事業系のごみの資源化の、あるいは出し方のそうしたパンフレットでもリーフレットでもいいので作っていただいて、そうしたところに配付していただいて、経営者の方になるほどと、協力しようと思っていただけるような取組もぜひ進めていただければなというふうに思っております。

ごみ問題はこれからも私たちの生活に関わる重要な問題ですので、今やっていることだけでいいということではなくて、さらなる工夫と取組をお願いしたいと思っております。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第4款、衛生費について、審議を終了いたしましたので、本款について仮決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたします。

○委員長 本日の予定は、以上で終了いたしました。

次回の委員会は、明日午前10時に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 6時27分閉会